

令和7年10月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ワ)第70281号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 令和7年8月25日

判 決

5 原 告 株 式 会 社 サ ピ エ ン ス
(以下「原告サピエンス」という。)

原 告 プ ラ グ イ ン フ リ ー ・ パ テ ン ト ・ ホ ー ル デ ィ ン グ 株 式 会 社
(以下「原告プラグインフリー」という。)

被 告 L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社

10 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 大 野 聖 二
同 小 林 英 了
同 木 村 広 行
同 亀 山 和 輝
同 訴 訟 代 理 人 弁 理 士 松 野 知 紘

15 主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 20 1 被告は、原告サピエンスに対し、3218万6000円及びこれに対する令和6年7月12日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告プラグインフリーに対し、1億9771万4000円及びこれに対する令和6年7月12日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

25 第 2 事 案 の 概 要

本件は、発明の名称を「画像表示方法および画像表示用プログラム」とする

5 発明に係る特許（特許第5475856号。以下「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）の特許権者であった原告サピエンス及び本件特許の特許権者である原告プラグインフリーが、被告が配信するHTML及びJavaScriptのソースプログラム及び地図画像のデータ等（以下、これらを総称して「被告地図プログラム」という。）によりWebブラウザに地図を表示させる方法（以下「被告地図表示方法」という。）が本件特許に係る発明の技術的範囲に属するものであり、被告による被告地図プログラムの配信は、本件特許権の直接侵害又は間接侵害を構成すると主張して、被告に対し、不当利得（民法703条及び704条）に基づき、原告サピエンスにあつては10 3218万6000円（特許法102条3項による損害金29億2600万円に係る不当利得金の一部2926万円及び弁護士費用292万6000円の合計額）、原告プラグインフリーにあつては1億9771万4000円（同項による損害金179億7400万円に係る不当利得の一部1億7974万円及び弁護士費用1797万4000円の合計額）及びこれらに対する訴状送達15 の日である令和6年7月12日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払（当初、原告らは、本件特許の登録日である平成26年2月14日から本件特許の消滅日である令和5年4月17日までに係る不当利得金の返還を求めていたものの、その後、令和2年12月2日から令和5年4月17日までの分の不当利得金の請求を放棄した（原告準備書面（4）、第20 4回弁論準備手続調書参照）。）を求める事案である。

なお、当裁判所は、本件事案に鑑み、画像表示方法及び画像表示用プログラムに関する専門的知見を有する専門委員2名を選任の上、民訴法92条の2に基づき、技術説明会において上記専門的知見に基づく説明を口頭でさせている。

1 前提事実（証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実をいう〔証拠等の記載のないものは当事者間に争いがなく、証拠を摘示する場合には、特に25 記載のない限り、枝番を含むものとする。〕。)

(1) 当事者

ア 原告サピエンスは、情報処理装置、電子電気機器及びこれに付随するソフトウェアの研究開発並びに製造販売等を目的とする株式会社である（弁論の全趣旨）。

5 イ 原告プラグインフリーは、特許権の保有、利用、使用許諾及びこれに関連する業務並びに電子通信分野における研究開発等を目的とする株式会社である（弁論の全趣旨）。

ウ 被告は、インターネット上の広告事業、イーコマース事業及び会員サービス事業等を目的とする株式会社である（弁論の全趣旨）。

10 (2) 本件特許権

ア 原告サピエンスは、平成26年2月14日、本件特許の設定登録を受けた（以下、本件特許の願書に添付された明細書及び図面を「本件明細書等」という。甲1、2）。

発明の名称：画像表示方法及び画像表示用プログラム

15 特許番号：特許第5475856号

出願日：平成24年11月26日（特願2012-257101）

イ 原告プラグインフリーは、平成27年2月9日、原告サピエンスから本件特許権を取得しその移転の登録を受けた（甲1）。

20 ウ 本件特許権は、令和5年4月17日に存続期間満了により消滅したところ、同年12月20日に訂正審判請求がされ（訂正2023-390143）、令和6年4月15日に訂正審判審決がされ、同審決はその後確定した（甲1、8）。

(3) 本件特許に係る特許請求の範囲

本件特許に係る特許請求の範囲の記載は、以下のとおりである（甲2）。

25 ア 請求項1（以下「本件発明1」という。）

「Webブラウザの画像を表示する表示領域よりも大きい画像を分割し

該W e bブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を該W e bブラウザの表示領域に表示する画像表示方法において、

該方法は、W e bブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を含む、W e bブラウザの表示領域に対し所定の位置関係にある、画像全体に対して限定された範囲の画像領域に含まれる分割画像を、個々に当てはめて表示する表示領域に相当する複数の枠要素の配列をW e bブラウザに設定し、該各枠要素に、該当する位置の分割画像をそれぞれ当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、かつ、W e bブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、W e bブラウザの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する方法であり、

該方法は、前記複数の枠要素全体でブロックを構成し、画像の相対移動が指示された時に、W e bブラウザは、該W e bブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し、該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する方法であり、

該方法において、W e bブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript（登録商標）により、W e bブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標と、該ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い、

該初期表示後に、W e bブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、W e bブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScriptによりW e bブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、W e bブラウザは該ブロックの原点の移動

すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する画像表示方法。」

5 イ 訂正請求項2（以下「本件発明2」という。）

「W e bブラウザの画像を表示する表示領域よりも大きい画像を分割し該W e bブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像をサーバから優先的にダウンロードして該W e bブラウザの表示領域に表示する画像表示方法において、

10 該方法は、W e bブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を含む、W e bブラウザの表示領域に対し所定の位置関係にある、画像全体に対して限定された範囲の画像領域に含まれる分割画像を、個々に当てはめて表示する表示領域に相当する複数の枠要素の配列をW e bブラウザに設定し、該各枠要素に、該当する位置の分割画像をそれぞれ当てはめて
15 表示しまたは表示できる状態にし、かつ、W e bブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、W e bブラウザの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する方法であり、

該方法は、前記複数の枠要素全体でブロックを構成し、画像の相対移動
20 が指示された時に、W e bブラウザは、該W e bブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し、該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する方法であり、
25

該方法において、

閲覧者が前記W e bブラウザから前記サーバに対して画像の閲覧指示を
すると、前記W e bブラウザは、前記サーバに対して前記閲覧指示に対応
するH T M Lを要求する指示を送信し、

5 前記サーバは、前記W e bブラウザからの要求に従い、画像表示に必要な
演算を実行するJavaScript（登録商標）を記述した前記H T M Lを前記
W e bブラウザに送信し、

前記W e bブラウザは、前記H T M L及び前記H T M Lに記述された前
記JavaScriptを受信するより前の状態においては、前記W e bブラウザの
画像を表示する表示領域内に表示する前記分割画像を特定する演算を行う
10 ことがなく、

前記W e bブラウザは、前記サーバから送信された前記H T M L及び前
記H T M Lに記述された前記JavaScriptを受信した後の状態において、

前記サーバから送信された前記H T M Lに記述された前記JavaScriptに
より、

15 W e bブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標と、該
ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い、

該初期表示後に、W e bブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が
指示された時に、W e bブラウザはH T M Lファイルに記述されているJa
vaScriptによりW e bブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点
20 の移動すべき座標を演算し、W e bブラウザは該ブロックの原点の移動す
べき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき
各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求めら
れた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相
対移動を実現し、

25 前記画像の相対移動に伴い前記W e bブラウザの表示領域から離れる前
記分割画像に該当する位置から前記枠要素を削除し、前記W e bブラウザ

の表示領域に近づく前記分割画像に該当する位置に前記枠要素を追加して画像に対する前記枠要素の配列の位置を変更し、追加する前記枠要素に、該当する位置の前記分割画像を当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、

5 前記ブロックがHTMLの文法で定義される<DIV>タグを使用して設定されている画像表示方法。」

ウ 請求項4（以下「本件発明4」という。）

「請求項1から3のいずれか1つに記載の画像表示方法を処理装置に実行させることを特徴とする画像表示用プログラム。」

10 (4) 本件各発明の構成要件

本件各発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

ア 本件発明1

1 A Webブラウザの画像を表示する表示領域よりも大きい画像を分割し該Webブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を該Webブラウザの表示領域に表示する画像表示方法において、

1 B 該方法は、Webブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を含む、Webブラウザの表示領域に対し所定の位置関係にある、画像全体に対して限定された範囲の画像領域に含まれる分割画像を、個々に当てはめて表示する表示領域に相当する複数の枠要素の配列をWebブラウザに設定し、該各枠要素に、該当する位置の分割画像をそれぞれ当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、

かつ、Webブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、

Webブラウザの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する方法であり、

1 C 該方法は、前記複数の枠要素全体でブロックを構成し、

画像の相対移動が指示された時に、

Webブラウザは、該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し、

該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する方法であり、

1 D 該方法において、

1 E WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript（登録商標）により、

Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標と、

該ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い、

1 F 該初期表示後に、Webブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、

WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScriptによりWebブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、

Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する

1 G 画像表示方法。

イ 本件発明 2

2 A Webブラウザの画像を表示する表示領域よりも大きい画像を分割し該Webブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像をサーバから優先的にダウンロードして該Webブラウザの表示領域に表示する画像表示方法において、

5 2 B 該方法は、Webブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を含む、Webブラウザの表示領域に対し所定の位置関係にある、画像全体に対して限定された範囲の画像領域に含まれる分割画像を、個々に当てはめて表示する表示領域に相当する複数の枠要素の配列をWebブラウザに設定し、該各枠要素に、該当する位置の分割画像を
10 それぞれ当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、

かつ、Webブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、Webブラウザの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する方法であり、

2 C 該方法は、前記複数の枠要素全体でブロックを構成し、画像の相対
15 移動が指示された時に、Webブラウザは、該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し、該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相
20 対移動を実現する方法であり、

2 D 該方法において、

2 D 1 閲覧者が前記Webブラウザから前記サーバに対して画像の閲覧指示をすると、前記Webブラウザは、前記サーバに対して前記閲覧指示に対応するHTMLを要求する指示を送信し、

2 D 2 前記サーバは、前記Webブラウザからの要求に従い、画像表示に必要な演算を実行するJavaScript（登録商標）を記述した前記HT
25

MLを前記Webブラウザに送信し、

2 D 3 前記Webブラウザは、前記HTML及び前記HTMLに記述された前記JavaScriptを受信するより前の状態においては、前記Webブラウザの画像を表示する表示領域内に表示する前記分割画像を特定する演算を行うことがなく、

2 D 4 前記Webブラウザは、前記サーバから送信された前記HTML及び前記HTMLに記述された前記JavaScriptを受信した後の状態において、

2 E 前記サーバから送信された前記HTMLに記述された前記JavaScriptにより、

Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標と、該ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い、

2 F 該初期表示後に、Webブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScriptによりWebブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する

2 F 1 前記画像の相対移動は、前記Webブラウザの表示領域から離れる前記分割画像に該当する位置から前記枠要素を削除し、前記Webブラウザの表示領域に近づく前記分割画像に該当する位置に前記枠要素を追加して画像に対する前記枠要素の配列の位置を変更し、追加する前記枠要素に、該当する位置の前記分割画像を当てはめて表示しま

たは表示できる状態にし

2 F 2 前記ブロックがHTMLの文法で定義される<DIV>タグを使用して設定されている

2 G 画像表示方法。

5 ウ 本件発明 4

4 A 請求項 1 から 3 のいずれか 1 つに記載の画像表示方法を処理装置に実行させることを特徴とする

4 B 画像表示用プログラム。

(5) 被告地図プログラムの配信

10 被告地図表示方法及び被告地図プログラムは何度か改修が行われているところ、以下、平成 26 年 2 月 14 日（本件特許登録日）から令和元年 10 月 31 日までのシステムを「旧被告地図表示方法」と、令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 12 月 1 日までのシステムを「新被告地図表示方法」と、それぞれいう（ただし、旧被告地図表示方法と新被告地図表示方法の各構成の差異
15 は、本件争点の判断との関係では基本的には問題とならないため、両方法を併せて「被告地図表示方法」といい、改修の前後を通じて「被告地図プログラム」ということもある。）。

被告は、平成 22 年 3 月頃から令和元年 11 月 6 日頃まで、被告管理に係るウェブページ（（URL は省略））及び Web API 「Yahoo! JavaScript
20 マップ API」を利用したウェブページに Web ブラウザを通じてアクセスしたユーザの利用端末に、被告管理に係るサーバから、HTML 及び JavaScript のソースプログラム及び地図画像のデータ等（被告地図プログラム）を配信し、地図情報（被告管理に係るウェブサイトでの名称は、「Yahoo! 地図」という。）を提供していた（乙 1、3、弁論の全趣旨）。

25 (6) 旧被告地図表示方法の構成

旧被告地図表示方法の構成は、以下のとおりである（甲 9 から 16 まで、

甲 5 4、乙 3、弁論の全趣旨)。

ア 地図画像のダウンロード

旧被告地図表示方法では、以下の 9 通りの方法により、被告管理のサーバから複数の地図画像がダウンロードされ、Web ブラウザに地図として表示される (乙 3)。

(ア) 地図 (標準地図)

(イ) 鉄道路線 (鉄道路線図)

(ウ) 地形図

(エ) モノトーン

(オ) OpenStreetMap (以下 (ア) から (オ) までを併せて「標準地図等」という。)

(カ) 地下街 1

(キ) 航空写真 + 注記 (1) 及び (2)

(ク) 航空写真

(ケ) 地下街 2

イ 標準地図等、航空写真 + 注記 (1)、航空写真、地下街 2 について

(ア) 初期表示

被告地図プログラムを受信したユーザ端末の Web ブラウザは、被告地図プログラムの JavaScript により、ユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像 ● (省略) ● の識別子及びその表示位置に係るパラメータを特定し、この特定された複数の識別子それぞれについて、「img」タグ (画像を表示させるためのタグ) を生成する。

具体的には、被告地図プログラムの JavaScript により、特定された複数の識別子それぞれについて、「src」属性 (対象となる画像を指定するための属性) の値として、各識別子に対応する各区域地図画像に対応する URL を指定し、「style」属性 (スタイルを指定するための属

性)の「visibility」の値として「hidden」を指定し、「height」「width」(高さ、幅)の値として適宜の値を指定し、各区域地図画像の表示位置に関して「style」属性の「left」「top」の値(表示画像の基準点の位置)を指定するなどした「img」タグをHTMLソースコードとして生成し、区域地図画像に係る前記各「img」タグは、「<div class="yolp-tilelayer" …>」タグの1つ下層に記述される。

なお、前記「<div class="yolp-tilelayer" …>」タグは、「<div style="position…>」タグの1つ下層に記述される。

ユーザ端末のWebブラウザは、上記「img」タグの「src」属性として指定されたURLにアクセスし、アクセスを受けたサーバは、各URLに対応する各区域地図画像をユーザ端末に送信し、ユーザ端末はこれを受信する。

ユーザ端末のWebブラウザは、表示領域に、この受信した各区域地図画像の全部又は一部を、各区域地図画像に対応する「img」タグの「style」属性の「visibility」の値を「hidden」から「visible」に変更し(この変更は、被告地図プログラムのJavaScriptによるものである。)、
「style」属性を含むHTMLソースコードに基づき表示する。

なお、Webブラウザは、通常、既に受信している画像については、再度「img」タグの「src」属性として指定されたURLにアクセスせずに、キャッシュされた画像を用いる機能を有する(以下同じ。)

(イ) ドラッグ操作

旧被告地図表示方法においては、標準地図等、航空写真+注記(1)、航空写真、地下街2につき、Webブラウザの表示領域に表示される地図に対してドラッグ操作が行われた場合、次の処理によりHTMLソースコードが変更される。

前記のとおり、前記各「img」タグは、「<div class="yolp-til

elayer” …>」タグの1つ下層に記述される。

前記「<div class=” yolp-tilelayer” …>」タグは、「<div style=” position…>」タグの1つ下層に記述される。

そして、旧被告地図表示方法においては、表示領域にドラッグ操作に応じた地図が表示されるように、被告地図プログラムのJavaScriptにより、前記「<div style=” position…>」タグにおける「style」属性の「left」及び「top」の値が算出され、当該「style」属性の「left」及び「top」の値が変更されるが、「img」タグの「style」属性の「left」及び「top」の値は変更されない。

また、被告地図表示方法においては、所定の条件に応じて、

(I) 被告地図プログラムのJavaScriptにより、「img」タグを追加、削除することなく、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像がある場合、当該特定に含まれない区域地図画像に対応する「img」タグの「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像に対応する「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値に変更するか、

又は、

(II) 被告地図プログラムのJavaScriptにより、

(i) 「img」タグを追加し、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定により新たに含まれることになっ

た区域地図画像については、追加された「img」タグの「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像に対応する「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は

若しくは、

(ii) 「img」タグを削除し（ただし、表示領域に含まれている「img」タグであるか否かにかかわらず、所定の数の「img」タグが削除される。）、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定に含まれる区域地図画像のうち対応する「img」タグが削除されてしまった区域地図画像については、当該特定に含まれてない区域地図画像に対応する「img」タグの「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定に含まれる区域地図画像のうち対応する「img」タグが削除されて存在しない区域地図画像に対応する「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値に変更する。

なお、ドラッグ操作が緩やかな場合は、表示領域が、HTMLソースコードにある各「img」タグに対応する各区域地図画像から外れるよりも前のタイミングで、「img」タグの「style」属性の「left」及び／又は「top」の値が変更され、表示領域が、HTMLソースコードにある各「img」タグに対応する各区域地図画像から外れない。

しかし、ドラッグ操作が急な場合は、表示領域が、HTMLソースコードにある各「img」タグに対応する各区域地図画像から外れた後のタイミングで、「img」タグの「style」属性の「left」及び／又は「t

op」の値が変更され、表示領域が、HTMLソースコードにある各「img」タグに対応する各区域地図画像から一旦外れる状態になる。

また、ユーザ端末のWebブラウザは、新たに含まれることになった区域地図画像がある場合、上記変更に係る「img」タグの「src」属性の値として指定されたURLにアクセスし、アクセスを受けたサーバは、各URLに対応する各区域地図画像をユーザ端末に送信し、ユーザ端末はこれを受信する。そして、ユーザ端末のWebブラウザは、当該変更されたHTMLソースコードに基づき地図を表示する。

ウ 地下街1、航空写真+注記(2)について

(ア) 初期表示

被告地図プログラムを受信したユーザ端末のWebブラウザは、被告地図プログラムのJavaScriptにより、ユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像①●(省略)●の識別子及びその表示位置に係るパラメータを特定し、この特定された複数の識別子それぞれについて、「img」タグ(画像を表示させるためのタグ)を生成する。

また、被告地図プログラムのJavaScriptにより、ユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像②●(省略)●の識別子及びその表示位置に係るパラメータを特定し、この特定された複数の識別子それぞれについて、「img」タグ(画像を表示させるためのタグ)を生成する。

具体的には、被告地図プログラムのJavaScriptにより、特定された複数の識別子それぞれについて、「src」属性(対象となる画像を指定するための属性)の値として、各識別子に対応する各区域地図画像に対応するURLを指定し、「style」属性(スタイルを指定するための属

性)の「visibility」の値として「hidden」を指定し、「height」「width」(高さ、幅)の値として適宜の値を指定し、各区域地図画像の表示位置に関して「style」属性の「left」「top」の値(表示画像の基準点の位置)を指定するなどした「img」タグをHTMLソースコードとして生成し、区域地図画像①に係る前記各「img」タグは、「<div class="yolp-tilelayer" …>」タグの1つ下層に記述され、区域地図画像②に係る前記各「img」タグは、他の「div」タグの1つ下層に記述される。

ここで指定される「style」属性の「left」「top」の値により、各区域地図画像①と、各区域地図画像②は、それぞれ重なる位置関係となる。

なお、前記「<div class="yolp-tilelayer" …>」タグ及び前記他の「div」タグは、いずれも、「<div style="position…>」タグの1つ下層に記述される。

ユーザ端末のWebブラウザは、上記「img」タグの「src」属性として指定されたURLにアクセスし、アクセスを受けたサーバは、各URLに対応する各区域地図画像をユーザ端末に送信し、ユーザ端末はこれを受信する。

ユーザ端末のWebブラウザは、表示領域に、この受信した各区域地図画像の全部又は一部を、各区域地図画像に対応する「img」タグの「style」属性の「visibility」の値を「hidden」から「visible」に変更し(この変更は、被告地図プログラムのJavaScriptによるものである。)、
「style」属性を含むHTMLソースコードに基づき表示する。このとき、各区域地図画像①の上に各区域地図画像②が重なるように表示される。なお、Webブラウザは、通常、既に受信している画像については、再度「img」タグの「src」属性として指定されたURLにアクセスせずに、キャッシュされた画像を用いる機能を有する(以下

同じ。)

(イ) ドラッグ操作

被告地図表示方法においては、地下街1、航空写真+注記(2)につき、Webブラウザの表示領域に表示される地図に対してドラッグ操作が行われた場合、次の処理によりHTMLソースコードが変更される。

前記のとおり、区域地図画像①に係る前記各「img」タグは、「<div class="yolp-tilelayer" …>」タグの1つ下層に記述され、区域地図画像②に係る前記各「img」タグは、他の「div」タグの1つ下層に記述される。

前記「<div class="yolp-tilelayer" …>」タグ及び前記他の「div」タグは、「<div style="position…>」タグの1つ下層に記述される。

そして、旧被告地図表示方法においては、表示領域にドラッグ操作に応じた地図が表示されるように、被告地図プログラムのJavaScriptにより、前記「<div style="position…>」タグにおける「style」属性の「left」及び「top」の値が算出され、当該「style」属性の「left」及び「top」の値が変更されるが、「img」タグの「style」属性の「left」及び「top」の値は変更されない。

また、旧被告地図表示方法においては、所定の条件に応じて、

(I) 被告地図プログラムのJavaScriptにより、「img」タグを追加、削除することなく、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像①の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像①がある場合、当該特定に含まれない区域地図画像①に対応する「img」タグの「SRC」属性の値(URL)並びに「style」属性の

「left」及び／又は「top」の値を、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像①に対応する「SRC」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値に変更するか、
又は、

5 (II) 被告地図プログラムのJavaScriptにより、

(i) 「img」タグを追加し、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像①の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像①については、追加された「img」タグの「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像①に対応する「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値に設定するか、

15 若しくは、

(ii) 「img」タグを削除し（ただし、表示領域に含まれている「img」タグであるか否かにかかわらず、所定の数の「img」タグが削除される。）、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像①の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定に含まれる区域地図画像①のうち対応する「img」タグが削除されてしまった区域地図画像①については、当該特定に含まれてない区域地図画像①に対応する「img」タグの「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定に含まれる区域地図画像①のうち対応する「img」タグが削除されて存在しない区域地図画像①に対応する「src」属性の値（URL）並びに「styl

e) 属性の「left」及び／又は「top」の値に変更する。

また、旧被告地図表示方法においては、所定の条件に応じて、

(I) 被告地図プログラムのJavaScriptにより、「img」タグを追加、削除することなく、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像②の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像②がある場合、当該特定に含まれない区域地図画像②に対応する「img」タグの「SRC」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像②に対応する「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値に変更するか、若しくは、

(ii) 「img」タグを削除し（ただし、表示領域に含まれている「img」タグであるか否かにかかわらず、所定の数の「img」タグが削除される。）、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像②の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定に含まれる区域地図画像②のうち対応する「img」タグが削除されてしまった区域地図画像②については、当該特定に含まれてない区域地図画像②に対応する「img」タグの「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定に含まれる区域地図画像②のうち対応する「img」タグが削除されて存在しない区域地図画像②に対応する「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値に変更する。

なお、ドラッグ操作が緩やかな場合は、表示領域が、HTMLソース

コードにある各「i m g」タグに対応する各区域地図画像（①、②）から外れるよりも前のタイミングで、「i m g」タグの「style」属性の「left」及び／又は「top」の値が変更され、表示領域が、HTMLソースコードにある各「i m g」タグに対応する各区域地図画像から外れない。

5

しかし、ドラッグ操作が急な場合は、表示領域が、HTMLソースコードにある各「i m g」タグに対応する各区域地図画像（①、②）から外れた後のタイミングで、「i m g」タグの「style」属性の「left」及び／又は「top」の値が変更され、表示領域が、HTMLソースコードにある各「i m g」タグに対応する各区域地図画像から一旦外れる状態になる。

10

そして、ユーザ端末のWebブラウザは、新たに含まれることになった区域地図画像（①、②）がある場合、上記変更に係る「i m g」タグの「s r c」属性の値として指定されたURLにアクセスし、アクセスを受けたサーバは、各URLに対応する各区域地図画像（①、②）をユーザ端末に送信し、ユーザ端末はこれを受信する。

15

その後、ユーザ端末のWebブラウザは、当該変更されたHTMLソースコードに基づき地図を表示する。

エ HTMLソースコード

旧被告地図表示方法のHTMLソースコード（以下「被告ソースコード」という。）は、以下のように、①開始タグを<div style=" position…>とするdiv要素（㉞の部分を行い、以下「div要素（position）」という。）、②その一つ下の階層にある開始タグを<div class=" yolp-tilelayer" …>とするdiv要素（㉟の部分を行い、以下「div要素（yolp-tilelayer）」という。）③さらにその一つ下の階層にある複数のimg要素（㊱の部分を行う。）などにより構成されている（乙3、23、57、59、弁論の全趣旨）。

25

```

▼<div style="position: absolute; z-index: 0; left: 0px; top: 0px; width: 600px; height: 509px; cursor: default;">
▼<div class="yolp-tilelayer" style="position: absolute; left: 0; top: 0; z-index: 0" name="NormalMap">
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
</div>
▶<div class="yolp-layer" style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; z-index: 1; display: block;" name="システム">...</div>
▶<div class="yolp-tilelayer" style="position: absolute; left: 0; top: 0; z-index: 0" name="IndoorMapLayer">...</div>
  <div class="yolp-layer" style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; z-index: 1; display: block;" name=></div>
▶<div class="yolp-layer" style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; z-index: 1; display: block;" name="MapLocalSearchDotLayer">...</div>
▶<div class="yolp-layer" style="position: absolute; left: 0px; top: 0px; z-index: 1; display: block;" name="MapLocalSearchLayer">...</div>
</div>

```



(7) 新被告地図表示方法の構成

被告は、令和元年11月6日頃から、各区域地図画像に対応する各 i m g タグの s r c 属性で指定される U R L に「mapbox.com」の文字列が含まれ、表示する画像の画素数が 5 1 2 × 5 1 2 となっている地図表示システム（新被告地図表示方法）を配信していたところ、新被告地図表示方法においては、M a p b o x 社から提供された区域地図画像を用いているため、旧被告地図

表示方法と対比すれば、各区域地図画像に対応する各タグのsrc属性で指定されるURLに「mapbox.com」の文字列が含まれ、表示する画像の画素数が512×512となっている点が、旧被告表示方法の構成とは異なる。しかし、新被告地図表示方法における「地図（標準地図）」、「鉄道路線（鉄道路線図）」、「地形図」、「モノトーン」、「地下街」、「航空写真+注記」、「航空写真」という7種類の地図のうち、「地形図」に係る部分については、Mapbox社から提供された区域地図画像を用いておらず、旧被告地図表示方法において用いられていた区域地図画像を用いているため、各区域地図画像に対応する各タグのsrc属性で指定されるURLに「mapbox.com」の文字列は含まれず、表示する画像の画素数が256×256となっているため、旧被告地図表示方法の構成と、新被告地図表示方法の構成とは、本件発明との関係で特段の違いはない（甲36及び37、甲54、乙1、41、弁論の全趣旨）。

なお、新被告地図表示方法では、Mapbox社から提供される区域地図画像を用いているが、被告は、Mapbox社から提供される各区域地図画像がどのようにしてMapbox社により準備されたものかを知らない（弁論の全趣旨）。

(8) 先行文献等

本件特許の出願日である平成24年11月26日より前に、次に掲げる公報等が存在した。

ア 発明の名称を「地図表示制御システム」とする公開特許公報（特開平11-232433号公報、平成11年8月27日公開。乙15。以下「乙15文献」という。）

イ 平成15年1月5日を最終更新日とするウェブページ「同じ画像を右から左へ左から右へと続けて移動させたい。」（URLは省略）（乙29）。

ウ 発明の名称を「高精細画像表示装置及びそのプログラム記憶媒体」とする公開特許公報（特開平11-88866号公報、平成11年3月30日公開。乙16。以下「乙16文献」という。）

エ 発明の名称を「画像情報提供システム、画像情報表示端末およびサーバ装置」とする公開特許公報（特開2000-29448号公報、平成12年1月28日公開。乙9。以下「乙9文献」という。）

2 争点

(1) 被告地図表示方法の本件発明1の構成要件充足性（争点1）

ア 構成要件1Aの「表示領域よりも大きい画像を分割し…分割画像」の充足性（争点1-1）

イ 構成要件1Bの「画像全体」「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」「複数の枠要素の配列」「分割画像を、個々に当てはめて（表示する…枠要素）」「分割画像をそれぞれ当てはめて」「表示領域に相当する複数の枠要素の配列をWebブラウザに設定し」の充足性（争点1-2）

ウ 構成要件1Bの「枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」の充足性（争点1-3）

エ 構成要件1Cの「複数の枠要素全体でブロックを構成し」「ブロック」「該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」「該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」の充足性（争点1-4）

オ 構成要件1Eの「WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript（登録商標）により…演算して初期表示を行い」「Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標…を演算し

て初期表示を行い」「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い」の充足性（争点1-5）

カ 構成要件1Fの「WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScriptにより・・・演算し、・・・演算し、・・・移動することにより」「Webブラウザは・・・JavaScriptによりWebブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」「Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」「Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し」の充足性（争点1-6）

(2) 被告地図表示方法の本件発明2の構成要件充足性（争点2）

ア 本件発明2の構成要件のうち本件発明1と同一構成部分の充足性（争点2-1）

イ 構成要件2D1の「閲覧者が前記Webブラウザから前記サーバに対して画像の閲覧指示をすると、」の充足性（争点2-2）

ウ 構成要件2D1から2D4までの「JavaScript（登録商標）を記述した前記HTML」等の充足性（争点2-3）

エ 構成要件2F1の「枠要素を削除し、・・・枠要素を追加して」「画像の相対移動は、前記Webブラウザの表示領域から離れる前記分割画像に該当する位置から前記枠要素を削除し、前記Webブラウザの表示領域に近づく前記分割画像に該当する位置に前記枠要素を追加して」「Webブラウザの表示領域に近づく前記分割画像に該当する位置に前記枠要素を追

加して・・・追加する前記枠要素に、該当する位置の前記分割画像を当てはめて表示しまたは表示できる状態にし」の充足性（争点2-4）

(3) 被告地図表示方法の本件発明4の構成要件4Aの充足性（争点3）

(4) 本件各発明の無効理由の有無（争点4）

5 当事者双方は、旧被告地図表示方法に係る無効論に関する主張立証を、新被告地図表示方法に係る無効論に援用したため（第3回弁論準備手続調書参照）、無効理由の争点は、次のとおりとなる。

ア 明確性要件違反の有無（争点4-1）

イ サポート要件違反及び実施可能要件違反の有無（争点4-2）

10 ウ 乙15文献を主引例とする進歩性欠如の有無（争点4-3）

エ 乙16文献を主引例とする進歩性欠如の有無（争点4-4）

オ 乙9文献を主引例とする進歩性欠如の有無（争点4-5）

(5) 本件特許権の間接侵害の成否（争点5）

(6) 損害額（争点6）

15 (7) 消滅時効（争点7）

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1-1（構成要件1Aの「表示領域よりも大きい画像を分割し…分割画像」の充足性）について

(原告らの主張)

20 (1) 「表示領域よりも大きい画像を分割し…分割画像」（構成要件1A）の意義

25 本件各発明は、大きい画像をダウンロードしてWebブラウザに表示するのに長い待ち時間を要するという技術的課題を解決するため、Webブラウザの表示領域に一部が入る分割画像を（優先的に）ダウンロードしてWebブラウザの表示領域に表示するという構成を採用して待ち時間の短縮を可能にする発明である。そうすると、この技術思想に鑑みて本件各発明の効果を

奏するためには、大きい画像を構成する分割画像●（省略）●がダウンロードできれば足りるのであって、●（省略）●ことまでを必要とするものではない。

したがって、「表示領域よりも大きい画像の一部を構成し、●（省略）●であれば、構成要件1Aを十分に満たす。

(2) 被告地図表示方法の構成要件充足性

被告地図表示方法では、●（省略）●そして、観念としての分割後の区域地図画像は、Webブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る形で送信され、表示されている。したがって、「表示領域よりも大きい画像を分割し、
10 該Webブラウザの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を表示する」という要件、すなわち構成要件1Aを充足している。より具体的には、以下のとおりである。

ア 地下街1について

●（省略）●分割して●（省略）●ことに相当する。また、区域地図画像が重ねて表示される点は、複数の分割画像が表示領域に合う形で組み合わせられて表示されることを示しており、結果的に「表示領域よりも大きい
15 画像を分割して表示する」構成に該当する。

イ 航空写真+注記（1）及び航空写真+注記（2）について

●（省略）●という主張があるが、これは「分割が●（省略）●行われた」ことを意味し、「表示領域よりも大きい画像を分割して利用している」
20 状態に他ならない。特に、●（省略）●に対して注記画像が重ねて表示される仕組みは、複数の分割画像が表示領域内で統合的に表示されるプロセスであり、これも「表示領域よりも大きい画像を分割し、Webブラウザの表示領域に表示する」構成に該当する。

ウ 航空写真について

●（省略）●分割したわけではないとしても、これは「分割が●（省略）

●行われた」ことを意味し、「分割された画像を利用して表示する」行為そのものが、構成要件1Aの「分割」に該当する。すなわち、●(省略)●にかかわらず、「表示領域よりも大きい画像●(省略)●を使用している点で、構成要件を満たす。

5 (被告の主張)

(1) 構成要件1Aは、「表示領域よりも大きい画像を分割し…分割画像を…表示する画像表示方法」と定め、大きい画像を分割した画像を表示し、もって分割前の大きい画像の一部を表示することを明らかにしている。

したがって、構成要件1Aの「表示領域よりも大きい画像を分割し…分割画像」とは、「表示領域よりも大きい画像を分割」するステップを含むものである。

(2) 被告地図表示方法の構成要件充足性

以下のとおり、被告地図表示方法でサーバからダウンロードする地図画像1ないし4は、「表示領域よりも大きい画像を分割し…分割画像」に該当しない。

ア 標準地図等について

●(省略)●「表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足しない。

イ 地下街1について

●(省略)●「表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足しない。

20 ウ 航空写真+注記(1)について

●(省略)●「表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足しない。

エ 航空写真について

●(省略)●「表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足しない。

オ 航空写真+注記(2)について

25 ●(省略)●「表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足しない。

カ 新被告地図表示方法について

新被告地図表示方法の標準地図等及び地下街については、各区域地図画像が、Mapbox社により提供されるものであるところ、Mapbox社によりどのようにして準備されたものか不明であって、分割の対象となる（分割前の）表示領域よりも大きい画像が予め準備されているものであるか不明であるし、表示領域よりも大きい画像を分割してWebブラウザ側に送信するものとはいえないから、「表示領域よりも大きい画像を分割し」「分割画像」を充足しない。

新被告地図表示方法の地形図については、●（省略）●旧被告地図表示方法における標準地図等について述べたと同様に、「表示領域よりも大きい画像を分割し」「分割画像」を充足しない。

- 2 構成要件1Bの「画像全体」「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」「複数の枠要素の配列」「分割画像を、個々に当てはめて（表示する・・・枠要素）」「分割画像をそれぞれ当てはめて」「表示領域に相当する複数の枠要素の配列をWebブラウザに設定し」の充足性（争点1-2）

（原告らの主張）

- (1) 「画像全体」「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」について

構成要件1Bにおける「画像全体」とは、観念上のものであり、必ずしも●（省略）●機能的に観念できる。そうすると、●（省略）●各「区域地図画像」は「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」に該当する。●（省略）●「画像全体」に対応し、●（省略）●ユーザ端末の所定領域（表示領域）を少なくともカバーする区域地図画像の配列が占有する画像領域が「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」に対応し、サーバから送信される区域地図画像は、Webブラウザの表示領域に限定される範囲で表示される。これは「画像全体」に対して限定された「画像領域」として機能する。

- (2) 「複数の枠要素の配列」「分割画像を、個々に当てはめて（表示する・・・枠要素）」「分割画像をそれぞれ当てはめて」「表示領域に相当する複数の

「柁要素の配列をWebブラウザに設定し」について

「柁要素」は分割画像を個々に当てはめて表示する表示領域に相当するものを意味しており、特定のHTMLタグや技術的な構造（例えばdivタグ）に限定されるものではない。そして、本件明細書等には、特定の実施例として、HTMLのdivタグを使用して「柁要素」を設定する方法が記載されている。この場合、「div」タグは領域をグループ化するコンテナとして用いられている。このように、柁要素は、分割画像を個々に当てはめて表示する表示領域に相当するものとしてその機能を定義しており、これは、他のHTMLタグ、例えばspanタグ、imgタグ、svgタグなど、さまざまな技術的手段によっても実現可能である。この点につき、特許請求の範囲では、「柁要素」は分割画像を個々に当てはめて表示する表示領域に相当するものとして機能的に定義されており、その実現方法が特定のHTML要素（例：コンテナ要素）に限定されているとは記載されていない。特許請求の範囲の文言は「柁要素の配列を設定し」という機能的な要件を示しており、「コンテナ要素」である必要性や「空要素（非コンテナ要素）が該当しない」といった制限は明記されていない。したがって、「柁要素」がHTML要素の特定の種類（コンテナ要素または空要素）に限定されると解釈するのは、特許の技術的範囲を不当に狭めるものである。

そして、被告地図表示方法の被告ソースコードのdiv要素(yolp-tilelayer)（㊶の部分）の下層には、そこに画像を当てはめるとWebブラウザの表示領域に画像を表示する柁要素に相当するimg要素（㊷の部分）が複数存在し、その各img要素（㊷の部分）ごとに指定された位置により、それらは規則的に配列されている。したがって、被告地図表示方法は、「複数の柁要素」が存在し、これを充足する。

さらに、「柁要素」は表示する準備はできているが表示はしていない状態（つまり、表示できる状態）も許容する。したがって、仮に「img」タグの

「visibility」プロパティの値が「hidden」で表示をしていなくても、また、「枠要素」がWebブラウザの表示領域の外に位置して表示をしていなくても、それは「表示できる状態」として、その状態が許容されると請求項の記載から解釈される。

5 加えて、「Webブラウザの表示領域」と「複数の枠要素の配列に相当する表示領域」は等しいものではなく、構成要件1Bは「複数の枠要素の配列に相当する表示領域」が「Webブラウザの表示領域」から外れるものを技術的範囲に含むものであるから、被告の主張は失当である。

(被告の主張)

10 (1) 「画像全体」「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」について
標準地図等、地下街1、航空写真+注記(1)、航空写真、航空写真+注記(2)は、いずれも、「表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足しないから、「画像全体」というものを観念することができず、被告地図表示方法において、標準地図等、地下街1、航空写真+注記(1)、航空写真、航空写真+注記(2)は、「画像全体」、「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」を充足しない。

(2) 「複数の枠要素の配列」「分割画像を、個々に当てはめて(表示する・・・枠要素)」「分割画像をそれぞれ当てはめて」「表示領域に相当する複数の枠要素の配列をWebブラウザに設定し」について

20 本件発明における「枠要素」とは、少なくとも、画像を当てはめることが可能な要素であると理解でき、本件明細書等では「枠要素」は「セル」と同義として用いられているものと思われるが、「枠要素」、「セル」のいずれについても、明確な定義規定は見当たらないところ、当業者の理解(技術常識)も踏まえると、「枠要素」とは、「枠」と「要素」からなる造語であり、
25 「枠要素」における「要素」とは、HTML文書における「要素」を意味するものであることが明白であるから、「枠要素」は、HTMLにおける「<開

始タグ>要素内容<終了タグ>」から構成される要素内容を持つコンテナ要素であるというべきである。

被告地図表示方法においては、img要素 (⊕の部分) の「style」属性で位置と大きさを指定するとしても、img要素 (⊕の部分) の「style」属性は、
5 単に画像の位置とサイズ等を指定するものにすぎないから、何か領域を設定するものということとはできず、「矩形領域・・・を設定」するものとはいえないことに加え、img要素 (⊕の部分) の「style」属性で位置と大きさを指定するのは、単にimg要素 (⊕の部分) で表示される画像の位置と大きさを指定するものにすぎず、そもそも、HTMLの要素ですらないし、ましてコン
10 テナ要素でもないから、「枠要素」を充足する余地はない。

上記の点に加えて、img要素 (⊕の部分) の「src」の値により画像が指定されたとしても、img要素 (⊕の部分) の「style」属性は、単にその画像の位置とサイズ等を指定するものにすぎないから、img要素 (⊕の部分) の「src」の値により画像が指定されたとしても、画像を何かに「当てはめて」いると
15 という関係を見出すことができないことからすると、このような観点からも、「分割画像を、個々に当てはめて」にも該当しない。

さらに、「個々に当てはめて表示する・・・複数の枠要素の配列」という文言からも、「表示領域に相当する複数の枠要素の配列」とは、表示領域と等しい複数の枠要素の配列を意味し、本件発明は、複数の枠要素の配列が表
20 示領域から外れるものを技術的範囲に含まないことは明らかである。

(3) 新被告地図表示方法について

標準地図等及び地下街については、「表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足しないから、「画像全体」というものを観念することができず、「画像全体」、「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」を充足しない。
25 地形図については、● (省略) ●「画像全体」、「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」を充足しない。

その他、下記3以下においても、旧被告地図表示方法の主張を新被告地図表示方法に援用する。

3 構成要件1Bの「枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」の充足性（争点1-3）

5 (原告らの主張)

構成要件1Bは、「JavaScriptによって」演算することを要件とするものではなく、「枠要素の移動すべき位置を演算して」という文言は、枠要素そのものを直接的に移動する場合のみならず、親要素を介して間接的に移動させる場合も合理的に含むものである。

10 被告地図表示方法は「矩形領域の移動位置を演算しない」と主張したとしても、それはJavaScriptの演算をしていない（JavaScriptによってleft、topの値が変更されていない）だけであって、Webブラウザは演算をしている（CSSの指定に従ってWebブラウザが処理している）のであるから、被告地図表示方法は、少なくとも構成要件1Bの内の「Webブラウザの表示領域に対する
15 画像の相対移動が指示された時に、Webブラウザの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」を充足する。

(被告の主張)

被告地図表示方法では、地図に対してドラッグ操作が行われた場合、img要素
(㊸の部分)の「style」属性の「left」及び「top」の値は変更されず、img要素
20 素(㊸の部分)の2階層上のdiv要素(position)(㊹の部分)における「style」属性の「left」及び「top」の値を変更することで、ドラッグ操作に応じた地図を表示させるものである。したがって、原告らが主張する「矩形領域」なるものが「枠要素」とであると仮定してみても、「矩形領域」の位置を特定するimg要素
(㊸の部分)の「style」属性(img要素(㊸の部分)の「left」及び「top」
25 の値)はそのままであり、これを演算して、移動するものではないから、旧被告地図表示方法では、「枠要素の移動すべき位置を演算して」を充足しないし、

「該位置に枠要素を移動し」も充足することはない。

- 4 構成要件1Cの「複数の枠要素全体でブロックを構成し」「ブロック」「該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」「該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」の充足性（争点1-4）

(原告らの主張)

- (1) 「複数の枠要素全体でブロックを構成し」「ブロック」について

被告地図表示方法には、「枠要素」及び「複数の枠要素」が存在するからこの点を充足し、また、それにより「ブロック」も充足する。

- (2) 「該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」「該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」について

本件各発明は、Webブラウザの表示領域上での（観念上の）大きい画像の相対移動を特徴とする発明である。その「相対移動」の場合、Webブラウザの領域の原点は、固定（移動しない）状態で、存在さえすればいい。このように、Webブラウザの表示領域の原点は、技術思想に影響を与えない。

被告地図表示方法におけるWebブラウザの表示領域の原点は「<div id="map" . . .」により記述されるdiv要素の左上」である。また、構成要件1Cは枠要素とブロックのdivタグの階層構造の段数については記載がない。

そして、被告地図表示方法のdiv要素(yolp-tilelayer) (④の部分)においてpositionプロパティの値がabsoluteになっているところ、要素Aのpositionプロパティにabsoluteが設定されていた場合、それを解釈するWebブラウザは、その要素Aの親(先祖)を手繰っていき、最初に見つかった

absoluteがstaticでない要素Bの左上を要素Aの座標原点にするような演算処理をする。もともとHTMLは階層構造になっているので、ある要素の座標原点になる要素の座標原点というようなカスケード構造（要素Aの座標原点が要素Bになり、要素Bの座標原点が要素Cになるというようなこと）は簡単に実施できる。被告地図表示方法のpositionプロパティにabsoluteが指定してあること自体がWebブラウザへの命令であり、Webブラウザが座標の加算の演算をしている証拠である。

(被告の主張)

(1) 「複数の枠要素全体でブロックを構成し」「ブロック」について

10 旧被告地図表示方法では、「枠要素」を備えていないから、「複数の枠要素全体でブロックを構成し」「ブロック」を充足することはない。

(2) 「該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」「該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」について

15 「該Webブラウザの表示領域の原点」と対比すべき被告地図表示方法の構成は特定されていないから、「該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」を充足しない。

20 被告地図表示方法においては、div要素(position) (㉞の部分)の「style」属性のleftとtopの値に基づき、原告らが「矩形領域」を設定していると主張するimg要素(㉟の部分)の「style」属性のleftとtopの値を演算することはないから、「該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」を充足することはない。

25 5 構成要件1Eの「WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript(登録商標)により・・・演算して初期表示を行い」「Webブラウザ

ウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標・・・を演算して初期表示を行い」「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い」の充足性（争点1-5）

（原告らの主張）

5 (1) 「WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript（登録商標）により・・・演算して初期表示を行い」について

構成要件1Eは「HTMLファイルに記述されたJavaScriptによる演算」を要件としているが、その趣旨はWebブラウザがHTML及びJavaScriptを利用して初期表示を行うことにあり、外部スクリプトを利用する場合もこの趣旨は達成される。また、構成要件1Eは「HTMLファイルに記述されているJavaScriptによる演算」について「記述」の形式を限定するものではなく、「JavaScriptの記述方法」には、直接埋め込む方法と外部ファイルを読み込む方法が含まれる。

15 そのため、仮に、被告地図表示方法が別途ファイルを読み込んでいるとしても、「JavaScript（登録商標）を記述した前記HTML」を充足することには変わりはない。被告地図表示方法のJavaScriptコードは、外部スクリプトファイルに保存されているだけで、初期表示の演算を実行している点で、本件構成要件1Eを実質的に充足している。

20 (2) 「Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標・・・を演算して初期表示を行い」「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い」について

構成要件1Eの「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い」の「ブロック」がどの要素に該当するかは、実装に任されるべきもので「ブロック」が枠要素の親要素であっても、親要素の親要素であっても構成要件の機能的要件を満たすものであればよいと解釈すべきである。

構成要件1Eの「Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標」は、被告地図表示方法のdiv要素(position) (㊦の部分)の親要素である「<div id="map"・・・」により記述されるdiv要素の左上を基準として位置関係が特定される座標に対比され、構成要件1Eの「該ブロックの原点

5 に対する各枠要素の原点の座標を演算して」は、被告地図表示方法の「各区域地図画像」の表示位置に関して「style」属性の「left」「top」の値(表示画像の基準点の位置)を指定するなどした「img」タグをHTMLソースコードとして生成し、区域地図画像①に係る前記各「img」タグは、「<div class" yolp-tilelayer" ..>」タグの1つ下層に記述」に対比される。

10 (被告の主張)

(1) 「WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript(登録商標)により・・・演算して初期表示を行い」について

旧被告地図表示方法では、ユーザ端末は、HTMLソースコードと、JavaScriptソースコードを受信するが、当該HTMLソースコードには、区域

15 地図画像に対応するimgタグを生成し、その「style」属性の「left」「top」の値の演算などを行うJavaScriptソースコードは記述されていない。つまり、被告地図表示方法では、区域地図画像に対応するimgタグを生成し、その

「style」属性の「left」「top」の値の演算などを行うJavaScriptをHTML

20 Lには記述せずに、このような演算などを行うJavaScriptが記述されたファイルが保存されたURL等がHTMLに記述されているだけであるから、被告地図表示方法は、「WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript(登録商標)により・・・演算して初期表示を行い」を明らかに

充足しない。

(2) 「Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標・・・を演算して初期表示を行い」「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い」について

25

構成要件 1 E の「W e b ブラウザの表示領域の原点」と対比すべき旧被告地図表示方法の構成が何ら特定されていない。

原告らが、本件発明 1 の「ブロック」と対比している被告地図表示方法の構成は、div 要素 (position) (㉞の部分) であるところ、被告地図表示方法では、上記のとおり、複数のimg 要素 (㉝の部分) の位置は、親要素であるdiv 要素 (yolp-tilelayer) (㉜の部分) の左上を基準とした位置として指定されているから、div 要素 (position) (㉞の部分) 「の原点に対する」複数のimg 要素 (㉝の部分) の「原点の座標を演算して初期表示を行」うものとはいえない。

6 構成要件 1 F の「W e b ブラウザはHTML ファイルに記述されている JavaScript により・・・演算し、・・・演算し、・・・移動することにより」

「W e b ブラウザは・・・JavaScript によりW e b ブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、W e b ブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」「W e b ブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」

「W e b ブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し」の充足性 (争点 1 - 6)

(原告らの主張)

引用する外部ファイルを読み込む記述 (<script type="text/JavaScript" src=...>) がHTML ファイル中に記述してあるのであれば、外部ファイルを読み込んでいることが明確であり、これはHTML ファイルに「JavaScript が記述されている」という解釈に含まれる。

また、構成要件 1 F では、第 1 段階の演算（ブロックの移動すべき座標の演算）に JavaScript が使用されることを明確にしているが、第 2 段階の演算（枠要素の移動すべき座標の演算）については JavaScript の使用が限定されていない。第 2 段階の演算が JavaScript 以外の手段で実行される場合があることは、
5 Web ブラウザにおける描画エンジンやレンダリングプロセスの実装慣行に基づいており、技術的にも妥当である。

被告地図表示方法においても、親要素の位置変更に伴い img 要素 (㊦の部分) が実際に移動することが確認されているため、構成要件 1 F における「枠要素の移動すべき座標を演算し」の要件を満たしていると解される。

また、Web ブラウザの内部処理では、JavaScript が直接関与する部分と、ブラウザエンジンが行う処理（例えば、レイアウト計算や描画処理）が分離されている。第 2 段階の演算が JavaScript 以外で行われる場合でも、全体的なプロセスとして構成要件 1 F が満たされることは十分に合理的である。そして、Web ブラウザでは、JavaScript によって計算された位置情報が DOM
15 (Document Object Model) と呼ばれるデータ構造をもつデータに反映され、その後、Web ブラウザの内部処理の機能であるレンダリングエンジンによって実際の描画位置が計算される。このプロセスをもって「演算し、移動する」と解釈することが、構成要件の趣旨に適合する。

被告地図表示方法は、㊥㊦㊧の部分において position: absolute という計算方法が指定されると、この計算方法に基づいた演算が Web ブラウザにおいて
20 実行され、その演算は、㊦の部分で構成する各 img 要素の位置が div 要素 (position) (㊥の部分) を基準として Web ブラウザによって計算されることであり、移動の際、JavaScript によって各 img 要素 (㊦の部分) の left、top の値の変更がない限り㊥の要素との位置関係を常に一定に保つように Web
25 ブラウザによって計算される。その結果、各 img 要素 (㊦の部分) に当てはめられた区域地図画像の表示が Web ブラウザの表示領域上を㊥の要素と一体的

に移動する。

このように、被告地図表示方法はC S Sの指定にしたがってW e bブラウザが演算処理をしているのであるから、構成要件1 Fを充足する。

(被告の主張)

5 被告地図表示方法では、ユーザ端末は、HTMLソースコードと、JavaScriptソースコードを受信するが、当該HTMLソースコードには、ドラッグ操作に応じた処理を行うJavaScriptソースコードは記述されていない。つまり、被告地図表示方法では、ドラッグ操作に応じた処理を行うJavaScriptをHTMLには記述せずに、このような処理を行うJavaScriptが記述されたファイルが保存されたURL等（「<script type="text/JavaScript" src="https://. . . ></script>」）がHTMLに記述されているだけであるから、「W e bブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScriptにより、. . . 演算し、. . . 演算し、. . . 移動することにより」を明らかに充足しない。

15 また、被告地図表示方法では、表示領域にドラッグ操作に応じた地図が表示されるように、被告地図プログラムのJavaScriptにより、div要素（position）（㊦の部分）における「style」属性の「left」及び「top」の値が算出され、当該「style」属性の「left」及び「top」の値が変更されるが、img要素（㊧の部分）の「style」属性の「left」及び「top」の値は変更されない。そのため、原告らが主張する「矩形領域」なるものが「枠要素」であると仮定してみても、

20 「矩形領域」の位置を特定するimg要素（㊧の部分）の「style」属性（img要素（㊧の部分）の「left」及び「top」の値）はそのままであり、被告地図表示方法のJavaScriptは、これを演算して、移動するものではない。したがって、被告地図表示方法では、「JavaScriptにより. . . W e bブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し」（構成要件
25 1 F）を充足することはない。

さらに、本件発明 1 の①「Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標」に相当する座標と、②「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標」に相当する座標とに基づいて、Webブラウザが、その内部で、どのような具体的演算を行って、③「各枠要素の原点の移動すべき座標」を演算しているといえるのか、具体的な主張立証はなされておらず、Webブラウザの内部処理は全く不明である。したがって、旧被告地図表示方法が、構成要件 1 F を充足することはない。

加えて、被告地図表示方法は、構成要件 1 C の「該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」を充足しないから、これと同様の理由から、構成要件 1 F の「Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し」を充足しない。

また、旧被告地図表示方法は、構成要件 1 E の「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い」を充足せず、同様の理由から、構成要件 1 F の「前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標」を充足しない。

7 本件発明 2 の構成要件のうち本件発明 1 と同様の部分の充足性(争点 2 - 1)
(原告らの主張)

(1) 「表示領域よりも大きい画像を分割し」について

被告地図表示方法においては、●(省略)●表示領域よりも大きい●(省略)●本件発明 1 の構成要件 1 A を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 A も同様に充足している。

(2) 「分割画像」について

本件発明 1 の構成要件 1 A の本質は、Webブラウザをカバーするように分割画像が適切に表示されることにある。被告地図表示方法では、●(省略)●区域地図画像(分割画像)をWebブラウザの表示領域を少なくともカバーするのに必要な形で送信・表示しているため、「表示領域よりも大きい画像

を分割し…分割画像を表示する」という本件発明 1 の構成要件 1 A 及び 1 B を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 A、2 B、2 D 3、2 F 1 も充足している。

(3) 「画像全体」、「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」について

5 被告地図表示方法では、●（省略）●本件発明 1 の構成要件 2 B の「画像全体」と「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」の要件を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 B も同様に充足する。

(4) 「枠要素」について

10 被告地図表示方法においても本件発明 1 の構成要件 1 B の「複数の枠要素」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 B、2 C、2 E、2 F 及び 2 F 1 も同様に充足している。

(5) 「分割画像を、個々に当てはめて」について

15 被告地図表示方法は各 `img` タグの `src` を、各 `img` タグの `name` に（対応するメッシュ番号に）対応した地図の URL に指定して、サーバから各地図をダウンロードして当てはめるのであるから、本件発明 1 の構成要件 1 B の「分割画像を、個々に当てはめて」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 B 及び 2 F 1 も充足している。

(6) 「枠要素の配列」について

20 被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 B の「表示領域に相当する複数の枠要素の配列を Web ブラウザに設定し」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 B も同様に充足する。

(7) 「表示領域に相当する複数の枠要素の配列」について

25 被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 B の「表示領域に相当する複数の枠要素の配列を Web ブラウザに設定し」を充足しており、同様の理由から本件発明 2 の構成要件 2 B も充足している。

(8) 「枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」につい

て

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 B の「枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 B も同様に充足する。

5 (9) 「複数の枠要素全体でブロックを構成し」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 C の「複数の枠要素全体でブロックを構成し」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 C、2 E、2 F および 2 F 2 も同様に充足する。

10 (10) 「Web ブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 C の「該 Web ブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 C も同様に充足する。

15 (11) 「ブロックの原点の座標に基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 C の「該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 C も充足する。

20 (12) 「JavaScriptにより演算して初期表示を行い」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 E の「Web ブラウザは HTML ファイルに記述されている JavaScript (登録商標) により・・・演算して初期表示を行い」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 E も充足している。

25 (13) 「Web ブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標を演算して初期表示を行い」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 E の「W e b ブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標・・・を演算して初期表示を行い」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 E も充足する。

5 (14) 「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 E の「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 E も充足する。

10 (15) 「JavaScriptによりW e b ブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 F の「W e b ブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScriptにより・・・演算し、・・・演算し、・・・移動することにより」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 F も充足する。

15 (16) 「JavaScriptにより各枠要素の移動すべき座標を演算し」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 F の「W e b ブラウザは・・・JavaScriptによりW e b ブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、W e b ブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」を充足しており、本件発明 2 の構成要件 2 F も充足する。

20 (17) 「各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し」について

被告地図表示方法において本件発明 1 の構成要件 1 F の「W e b ブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算

し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」を充足しており、本件発明2の構成要件2Fも充足する。

(18) 「Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し」について

5 被告地図表示方法において本件発明1の構成要件1C、1Eと同様の理由等に基づき構成要件1Fを充足しており、本件発明2の構成要件2Fも充足している。

(被告の主張)

10 本件発明2は、本件発明1と共通する構成要件を備えているところ、被告地図表示方法は、同様の理由から、以下の点を充足しない。

(1) 標準地図等、地下街1、航空写真+注記(1)、航空写真、航空写真+注記(2)のいずれも、「表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足しないから、構成要件2Aを充足しない。

15 (2) 標準地図等、地下街1、航空写真+注記(1)、航空写真、航空写真+注記(2)のいずれも、「分割画像」を充足しないから、構成要件2A、2B、2D3、2F1をいずれも充足しない。

(3) 標準地図等、地下街1、航空写真+注記(1)、航空写真、航空写真+注記(2)のいずれも、「画像全体」、「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」を充足しないから、構成要件1Bを充足しない。

20 (4) (複数の)「枠要素」を充足しないから、構成要件2B、2C、2E、2F及び2F1をいずれも充足しない。

(5) 「分割画像を、個々に当てはめて」、「分割画像をそれぞれ当てはめて」、「分割画像を当てはめて」を充足しないから、構成要件2B及び2F1をいずれも充足しない。

25 (6) 原告らが主張する「矩形領域」があるとしても、これが「画像を、・・・当てはめて表示する・・・枠要素(の配列)」に該当するとはいえないし、

「画像を、・・・当てはめて表示する・・・枠要素の配列を・・・設定し」
ているともいえないから、構成要件 2 B を充足しない。

(7) 「表示領域に相当する複数の枠要素の配列」を充足しないから、構成要件
2 B を充足しない。

5 (8) 「枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」を充足
しないから、構成要件 2 B を充足しない。

(9) 「複数の枠要素全体でブロックを構成し」及び「ブロック」をいずれも充
足しないから、構成要件 2 C、2 E、2 F 及び 2 F 2 を充足しない。

10 (10) 「該 Web ブラウザの表示領域の原点」と対比すべき被告地図表示方法の
構成が特定されておらず、「Web ブラウザの表示領域の原点に対する該ブ
ロックの原点の移動すべき座標を演算し」（構成要件 1 C）を充足している
とはいえないから、構成要件 2 C を充足しない。

15 (11) 「該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素
の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に
各枠要素の原点をそれぞれ移動する」を充足しないから、構成要件 2 C を充
足しない。

(12) 「前記 HTML に記述された前記 JavaScript により、・・・演算して初期
表示を行い、」を充足しないから、構成要件 2 E を充足しない。

20 (13) 「Web ブラウザの表示領域の原点」と対比すべき被告地図表示方法の構
成が特定されておらず、「Web ブラウザの表示領域の原点に対するブロッ
クの原点の座標・・・を演算して初期表示を行い、」を充足しないから、構
成要件 2 E を充足しない。

(14) 「ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を
行い」を充足しないから、構成要件 2 E を充足しない。

25 (15) 「Web ブラウザは HTML ファイルに記述されている JavaScript によ
り、・・・演算し、・・・演算し、・・・移動することにより」を充足しな

いから、構成要件 2 F を充足しない。

(16) 「JavaScriptにより・・・Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し」を充足しないから、構成要件 2 F を充足しない。

(17) 「Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」を充足しないから、構成要件 2 F を充足しない。

(18) 「Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し」を充足しないから、構成要件 2 F を充足しない。また、「前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標」を充足しないから、構成要件 2 F を充足しない。

8 構成要件 2 D 1 の「閲覧者が前記Webブラウザから前記サーバに対して画像の閲覧指示をすると、」の充足性（争点 2 - 2）

(原告らの主張)

構成要件 2 D 1 の「閲覧者が前記Webブラウザから前記サーバに対して画像の閲覧指示をする」とは、ユーザがWebブラウザを通じてサーバにリクエストを送信し、その結果として画像がダウンロードされる行為を意味する。この「指示」は、必ずしもユーザが画像の詳細な選択や指定を手動で行うことを要件としていない。

被告地図表示方法においては、ユーザがWebブラウザを介して特定のURLにアクセスし、所定の操作を行うことで、サーバからHTML及びJavaScriptソースコードが送信される。この操作自体が「画像の閲覧指示」に該当し、ユーザは、間接的に画像データのダウンロードをサーバに指示しているといえる。

(被告の主張)

被告地図表示方法においては、ユーザが、端末（ユーザ端末）を操作し、Webブラウザを介して「(URLは省略)」のURLにアクセスし、又は「Yahoo! JavaScriptマップAPI」を利用したWebページのURLにアクセスし、所定の操作などを行うことにより、サーバが、ユーザ端末に対しHTMLソースコード、JavaScriptソースコード等を送信する。しかし、ユーザが、サーバに対して画像の閲覧を指示することはないから、「閲覧者が前記Webブラウザから前記サーバに対して画像の閲覧指示をする」を充足せず、構成要件2D1を充足しない。

9 構成要件2D1から2D4までの「JavaScript（登録商標）を記述した前記HTML」等の充足性（争点2-3）

(原告らの主張)

「JavaScriptの記述方法」には、直接埋め込む方法と外部ファイルを読み込む方法が含まれる。引用する外部ファイルを読み込む記述（`<script type="text/JavaScript" src=...>`）がHTMLファイル中に記述してあるのであれば、外部ファイルを読み込んでいることが明確であり、これはHTMLファイルに「JavaScriptが記述されている」という解釈に含まれる。WebブラウザはHTML内のスクリプトタグを認識し、該当するJavaScriptコードをダウンロードして実行することで「記述されたスクリプト」に基づく動作を実現する。

被告地図表示方法においては、`<script>`タグによるJavaScriptの読み込みを通じて、ブラウザがHTML内に配置された地図の構成要素（img要素（㊦の部分）など）に対する初期配置（初期表示）を行う処理が実現されている。そして、初期表示に関する演算は、外部スクリプトファイル内に記述されたJavaScriptコードを介して実行されており、これはWebブラウザの標準的な動作仕様に準拠している。

(被告の主張)

本件発明 2 の上記構成要件を充足するには、区域地図画像の表示に関する演算を実行するJavaScriptが、HTMLに記述されていることが必要である。

被告地図表示方法においては、被告地図プログラムのHTMLソースコードには、区域地図画像の表示に関する演算を実行するJavaScriptソースコードは記述されておらず、かかるJavaScriptソースコードが記述されたファイルが保存されたURL等が当該HTMLソースコードに記述されているから、「JavaScript（登録商標）を記述した前記HTML」等を充足しないから、構成要件 2 D 1 ～ 2 D 4 をいずれも充足しない。

10 1 0 構成要件 2 F 1 の「枠要素を削除し、・・・枠要素を追加して」「画像の相対移動は、前記Webブラウザの表示領域から離れる前記分割画像に該当する位置から前記枠要素を削除し、前記Webブラウザの表示領域に近づく前記分割画像に該当する位置に前記枠要素を追加して」「Webブラウザの表示領域に近づく前記分割画像に該当する位置に前記枠要素を追加して・・・追加する前記枠要素に、該当する位置の前記分割画像を当てはめて表示または表示できる状態にし」の充足性（争点 2 - 4）

(原告らの主張)

構成要件 2 F 1 では、「画像の相対移動に伴い、表示領域から離れる枠要素を削除し、新たに表示領域に近づく位置に枠要素を追加する」ことが規定されている。この要件の技術的趣旨は、Webブラウザの表示領域内でHTMLの再読み込みをしないで、大きな画像がある限り、スルスルと滑らかなスクロールを提供する点にあり、具体的な実装方法がタグの削除・追加であるか、属性の変更による再設定であるかに限定されるものではない。また、Web技術の観点から、タグの削除・追加よりも属性の変更による再設定は、効率性やパフォーマンスを考慮した合理的な実装方法である。HTML要素の削除・追加は、WebブラウザにおけるDOM (Document Object Model) と呼ばれるデータ構

造の操作負荷を増加させるため、属性変更による再設定が広く採用されている。

旧被告地図表示方法では、img要素 (㊦の部分) のsrc属性やstyle属性 (left およびtopの値) を変更することで、枠要素の位置や内容が動的に再設定されている。この「再設定」によって、枠要素が表示領域内外での役割を切り替え、
5 事実上、枠要素の「削除」と「追加」に相当する動作が実現されている。表示領域外に移動する枠要素は、src属性や位置情報が更新され、新たに表示領域内に移動する画像を表示する役割を果たしている。これにより、枠要素が効率的に再利用されており、構成要件2 F 1の技術的趣旨を満たしている。

また、旧被告地図表示方法では、タグの削除・追加を行わずにstyle属性やsrc
10 属性を変更することで、表示領域内外の画像を切り替えている。この手法は、枠要素の「削除」と「追加」を効率的に実現するものであり、本件発明2の構成要件2 F 1を充足する。

旧被告地図表示方法では、区域地図画像を表示するためのimg要素 (㊦の部分) のうち、W e bブラウザの表示領域の中心点 (対角線が交わる点) を抱えるimg
15 要素 (㊦の部分) 『位置』によって、配列したimg要素 (㊦の部分) の再設定が発生する。このW e bブラウザの表示領域の中心点を抱えるimg要素 (㊦の部分) を「中心imgタグ」と呼ぶことにする。W e bブラウザの表示領域の中央の点を通る水平線と垂直線を境界線と想定して、W e bブラウザの表示領域を田の字に4つの領域に分ける。img要素 (㊦の部分) の再設定が発生するのは、中心
20 imgタグの中心点がこの境界線を跨いで、隣の領域に移動した際に発生する。このように旧被告地図表示方法では、img要素 (㊦の部分) の位置で離れる、近づくを判定している。以上のとおり、旧被告地図表示方法では、「W e bブラウザの表示領域から離れる・・・画像に該当する位置」、「W e bブラウザの表示領域に近づく・・・画像に該当する位置」であるか否かを判別する処理が行
25 われているので、旧被告地図表示方法は、構成要件2 F 1を充足する。

(被告の主張)

旧被告地図表示方法では、ドラッグ操作が行われた場合、被告地図プログラムのJavaScriptにより、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像がある場合、当該特定に含まれない区域地図画像に対応するimg要素（㊦の部分）の「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像に対応する「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値に変更する。しかし、これは要するに、旧被告地図表示方法では、img要素（㊦の部分）の「src」属性の値（URL）を変更しているにすぎず、img要素（㊦の部分）を削除し、あるいは、追加するといった処理は行われていないことを意味する。そのため、旧被告地図表示方法では、この「矩形領域」なるものを削除することはないし、追加することはないから、「枠要素を削除し、・・・枠要素を追加して」を充足しないため、構成要件2 F 1を充足しない。

また、旧被告地図表示方法では、ドラッグ操作によりユーザが表示しようとする地図の位置に係る情報等を用いて、少なくとも表示領域をカバーするのに必要な複数の区域地図画像の識別子及びその表示位置に係るパラメータを改めて特定し、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像がある場合、当該特定に含まれない区域地図画像に対応するimg要素（㊦の部分）の「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値を、当該特定により新たに含まれることになった区域地図画像に対応する「src」属性の値（URL）並びに「style」属性の「left」及び／又は「top」の値に変更するが、「Webブラウザの表示領域から離れる・・・画像」、「Webブラウザの表示領域に近づく・・・画像」であるか否かを判別する処理をしていない。そのため、「前記画像の相対移動に伴い前記Webブラウザの表

示領域から離れる前記分割画像に該当する位置から前記枠要素を削除し、前記 Web ブラウザの表示領域に近づく前記分割画像に該当する位置に前記枠要素を追加して」を充足しないため、構成要件 2 F 1 を充足しない。

5 旧被告地図表示方法においては、img要素 (㊦の部分) の「src」属性の値が特定されて初めて「区域地図画像」が特定されるのであるから、このような特定がなされるまでは当該「区域地図画像」と「表示領域」との具体的な位置関係も特定されない。したがって、仮に、原告らが主張するように、img要素 (㊦の部分) の「src」属性の値が特定されるなどして、「区域地図画像」が「矩形領域」なるものに当てはめられるというのであれば、旧被告地図表示方法では、
10 「矩形領域」なるものに「区域地図画像」を当てはめる前には、「区域地図画像」と「表示領域」との位置関係は特定されず、「区域地図画像」が「表示領域」に近づくことはない。したがって、旧被告地図表示方法は、「Web ブラウザの表示領域に近づく分割画像に該当する位置に枠要素を追加して・・・追加する前記枠要素に、該当する位置の前記分割画像を当てはめて表示しまたは表示
15 できる状態にし」を充足しないため、構成要件 2 F 1 を充足しない。

本件発明 2 の構成要件 2 F 1 を充足するには、「枠要素」がいったん削除されて、これが別の位置に追加されることで、「枠要素の配列の位置」が変更されるものであることが必要と解される。また、このことから、「枠要素」が先に追加され、その後に別の「枠要素」が削除される場合は、配列にある「枠要素」が異なるものとなっており、「枠要素の配列の位置」を変更するとはいえ
20 ず、構成要件 2 F 1 を充足することはない。

原告らが、削除、追加の対象となる「枠要素」と対比しているのは、img要素 (㊦の部分) であるところ、img要素 (㊦の部分) のleftとtopに変更があったとしても、img要素 (㊦の部分) が削除されたり、追加されたりすることは観念
25 できないから、「枠要素」について「削除」「追加」があるとはいえない。

1 1 被告地図表示方法の本件発明 4 の構成要件 4 A の充足性 (争点 3)

(原告らの主張)

請求項4のプログラムは、どのような構成の処理装置であれ、請求項1から3までの画像処理方法を処理装置に実行させるプログラムが特許の範囲であることを規定するものである。

5 被告地図プログラムも請求項1及び2の画像処理方法を処理装置に実行させるプログラムであるから、請求項4のプログラムに該当する。

また、請求項4のプログラムはWebブラウザと協働して請求項1から3までの画像処理方法を処理装置に実行させるプログラムである。

10 被告地図プログラムもWebブラウザと協働して請求項1及び2の画像処理方法を処理装置に実行させるプログラムであるから、請求項4のプログラムに該当する。

構成要件4Aの処理装置も被告地図プログラムが実行できる処理装置も汎用的なパーソナルコンピュータ等であるから、本件発明の技術思想とは関係なく、対比すべき構成を敢えて特定する必要もないし、技術常識の範囲である。

15 「表示領域よりも大きい画像を分割し」は「分割画像」を説明するために観念上の「表示領域よりも大きい画像」を観念的に「分割し」ているのであって、
●(省略) ●それを分割することを要件としているわけではない。

20 旧被告地図表示方法は本件発明1及び本件発明2の構成要件を充足することから、本件発明4においても「Webブラウザの画像を表示する表示領域よりも大きい画像を分割し」を充足し、被告地図プログラムは構成要件4Aを充足する。

25 「画像表示方法を処理装置に実行させる」は、請求項1から3までに記載された画像処理方法を処理装置が実行することを指す。請求項4のプログラムはWebブラウザと協働して請求項1～3の画像処理方法を処理装置に実行させるというプログラムであることから、処理装置としてサーバとWebブラウザで分担して動作を実現するものであって、このような構成も構成要件4Aを

充たす。

被告地図プログラムはW e bブラウザと協働して請求項 1、2 の画像処理方法を処理装置に実行させるプログラムであり、被告地図プログラムのサーバ及びW e bブラウザの協働動作は、本件発明 4 の構成要件 4 Aを機能的に充足している。

5

(被告の主張)

本件発明 4 の構成要件 4 Aは、「請求項 1 から 3 のいずれか 1 つに記載の画像表示方法を処理装置に実行させることを特徴とする」であるところ、旧被告地図表示方法は、本件発明 1 及び本件発明 2 のいずれの技術的範囲にも属さないから、被告地図プログラムは、本件発明 4 の技術的範囲に属さない。

10

被告地図プログラムに関しては、W e bブラウザが、ユーザ端末のディスプレイの所定領域に地図を表示するのであって、被告地図プログラムそれ自体では、ユーザ端末のディスプレイに地図を表示させることはできないから、被告地図プログラムは、「画像表示方法を処理装置に実行させる」を充足しない。

15

また、被告地図プログラムが、構成要件 4 Aを充足するというには、少なくとも、被告地図プログラムが、「W e bブラウザの画像を表示する表示領域よりも大きい画像を分割」することを実行させるものであることが必要と解される。しかし、被告地図プログラムは、画像を分割するような処理を実行させるものではないから、構成要件 4 Aを充足しない。

20

さらに、被告地図プログラムが、構成要件 4 Aを充足するというには、被告地図プログラムが、少なくとも、「サーバ」に「JavaScript (登録商標) を記述した前記HTMLを・・・送信」することを実行させるものであることが必要と解される。しかし、被告地図表示方法において、ユーザ端末のW e bブラウザは、サーバから受信した被告地図プログラムを実行するものであって、被告地図プログラムが、被告地図プログラムを受信する前に、「サーバ」に被告地図プログラムを送信することを実行させるものではないから、請求項 2 との

25

関係で構成要件 4 A を充足しないことは明白である。

1 2 明確性要件違反の有無（争点 4 - 1）

（被告の主張）

(1) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では「枠要素」が移動することによって、

「W e b ブラウザの表示領域」との関係で「分割画像」の位置が移動するよう
にも考えられる記載があるが、他方、本件発明 1 及び 2 では、「W e b ブ
ブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、」は、「W e
b ブラウザの表示領域」との関係で「枠要素」に当てはめられていない「分
割画像」も移動していることになると考えられる記載もあり、「分割画像」
の移動に関して、矛盾することなく理解できないから、本件発明 1 及び 2 並
びにこれを引用する本件発明 4 も明確性要件に違反する。

これに対し、原告らは、「W e b ブラウザの表示領域」と「複数の枠要素
の配列に相当する表示領域」とは、異なる表示領域である旨主張するが、特
許法施行規則 2 4 条の 4（技術用語は学術用語を用いる。用語は・・・統一
して使用する）に違反したものであることを主張するものであるから、明確
性要件に違反する。

(2) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では「各枠要素に・・・分割画像をそれぞ
れ当てはめて表示しまたは表示できる状態にし」とされており、「枠要素」
に分割画像を当てはめると必ずしも表示するわけではないものと理解され
るが、他方、「分割画像を、個々に当てはめて表示する・・・複数の枠要素」
とされており、「枠要素」に分割画像を当てはめると必ず表示されるものと
されているため、「枠要素」への分割画像を当てはめと、表示に関して、整
合的に理解できないから、本件発明 1 及び 2 並びにこれを引用する本件発明
4 も明確性要件に違反する。

(3) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「当てはめて表示する・・・枠要素」
とされているところ、仮に、旧被告地図表示方法のように、区域地図画像が

表示されない構成まで、「当てはめて表示する・・・枠要素」に含まれるとするのであれば、「表示されない」のに「表示する」に当たるということになり、不明確であって、本件発明 1 及び 2 並びにこれを引用する本件発明 4 も明確性要件に違反する。

5 (4) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「Webブラウザの画像を表示する表示領域よりも大きい画像を分割し」とされているところ、仮に、旧被告地図表示方法のように、大きい画像を分割するステップを含まない構成までも「大きい画像を分割」するものに含まれるとするのであれば、不明確であって本件発明 1 及び 2 並びにこれを引用する本件発明 4 も明確性要件に違反する。

10 これに対し、原告らは、充足論において、観念的に「分割し」を含むかのような主張をするが、観念的に分割することなど、本件明細書等に記載されていないから、明確性要件に違反する。

15 (5) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「分割画像」とされているところ、仮に、旧被告地図表示方法のように、大きい画像を分割したわけでもない区域地図画像が「分割画像」に含まれるとするのであれば、不明確であって本件発明 1 及び 2 並びにこれを引用する本件発明 4 も明確性要件に違反する。

20 (6) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「画像全体」「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」とされているところ、仮に、旧被告地図表示方法のように、「画像全体」が観念できない構成まで、「画像全体」「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」に含まれるとするのであれば、不明確であって本件発明 1 及び 2 並びにこれを引用する本件発明 4 も明確性要件に違反する。

25 (7) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「表示領域に相当する複数の枠要素の配列」とされており、「相当」とは「等しいこと。」といった意味を有するところ、仮に、「表示領域」に相当しない（等しくない）「複数の枠要素

の配列」も「表示領域に相当する複数の枠要素の配列」に該当するのであれば、不明確であって本件発明 1 及び 2 並びにこれを引用する本件発明 4 も明確性要件に違反する。

5 (8) 本件発明 4 では、「画像表示方法」を実行する主体は、「処理装置」とされているところ、本件発明 1 及び 2 における「大きい画像を分割する」ものや、「W e b ブラウザ」、「サーバ」と、本件発明 4 の「処理装置」の関係が全く不明であるから、不明確であって本件発明は明確性要件に違反する。

(原告らの主張)

10 (1) 「W e b ブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示されたとき、枠要素が異動し、それに伴い分割画像が表示される位置を変更する。」との記載について、本件明細書等及び請求項の記載内容は、「枠要素」と「分割画像」が連動して動作することを一貫して説明しており、解釈上の矛盾は生じない。

15 また、当業者の技術常識や日本語文法の観点から見ても、本件発明が明確性要件に違反していないことは明らかである。なお、本件発明の「W e b ブラウザの表示領域」と「複数の枠要素の配列に相当する表示領域」とは、異なる表示領域である。

20 (2) 「分割画像を枠要素に当てはめると必ずしも表示するわけではない」という点と、「分割画像を枠要素に当てはめると表示することがある」という記載は、いずれも発明の技術的動作を表すものであり、両者は整合的に解釈可能であって、本件発明 4 についても発明全体の構成に動的表示の技術背景が組み込まれているから、明確性要件を満たす。

25 (3) 本件発明における「当てはめて表示する・・・枠要素」は、分割画像を枠要素に割り当て、必要に応じてブラウザの表示領域に入ることによって視覚的に表示可能な状態を含む広義の概念である。当業者の技術水準に照らしても、明確性要件に違反しない。

旧被告地図表示方法において、ブラウザの表示領域外に分割画像が存在する場合は、一時的に「表示されない」状態となるが、これも「当てはめて表示する・・・枠要素」の技術的範囲に矛盾なく含まれる。

5 (4) 本件発明における「大きい画像を分割」の記載は、技術的意義が明確であり、表示領域を基準に分割画像を動的に管理・表示する技術として一貫している。「表示領域よりも大きい画像を分割し」とは、「表示領域よりも大きい画像」を観念的に「分割し」を含む。●（省略）●当業者の理解を踏まえても本件発明は十分に技術的一貫性を有している。

10 (5) 本件発明における「分割画像」の記載は、技術的意義が明確であり、表示領域を基準に画像を動的に管理・表示する技術として一貫している。●（省略）●当業者の理解を踏まえれば、「分割画像」についての記載に不明確性はない。

15 (6) 本件発明における「画像全体」及び「画像全体に対して限定された範囲の画像領域」の記載は、技術的意義が明確であり、画像の効率的な管理を目的とした技術として一貫している。当業者の理解を踏まえれば不明確性はない。

(7) 本件発明における「表示領域に相当する複数の枠要素の配列」の記載は、技術的意義が明確であり、表示領域と枠要素が機能的に連動して動作する仕組みを示している。「相当」とは、技術的に機能が同様であることを重視した用語であり、不明確性は認められない。

20 「Webブラウザの表示領域」と、「分割画像を・・・当てはめて表示する表示領域」（に相当する複数の枠要素）は同一のものであり、「枠要素」は「表示領域」からずれることがあってもよい。

25 (8) 本件発明4における「処理装置」は、「画像表示方法」を実行する主体として技術的に明確であり、その内容は当業者が技術常識に基づいて理解可能である。

1 3 サポート要件違反及び実施可能要件違反の有無（争点4-2）

(被告の主張)

(1) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「W e bブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」(構成要件 1 F、2 F)とされている。しかし、①ブロックの移動後の原点の座標を求めた上、②その座標に X 軸方向及び Y 軸方向にそれぞれ、セルの大きさである 4 8 0 (【0 0 1 2】参照) ずつ順次足すことにより、それぞれのセルの原点の座標を求めるものにとどまり、仮に「枠要素」の大きさに基づき、「各枠要素の原点の移動すべき座標」を「演算」する構成に該当するものが開示されているとしても、構成要件 1 F の「前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標」に基づき「各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算」することに相当する構成は、開示されていない。そうすると、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、発明の詳細な説明に記載された発明ではなく、また、発明の詳細な説明の記載等により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものではなく、当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものともいえないから、サポート要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様にサポート要件に違反する。また、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、本件明細書等や出願当時の技術常識に基づいて、その方法を使用できるように、それぞれ具体的に記載されていないから、実施可能要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様に実施可能要件に違反する。

(2) ア 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「分割画像を、個々に当てはめて表示する・・・枠要素」とされており、本件明細書等によれば、「分割画像を、個々に当てはめて」とは、少なくとも、HTML 要素の「要素内容」を「document.all("XXX").innerHTML="●●●"」を用いて書き換えて

行われるものであるから、当てはめられる「枠要素」とは、
(「document.all("XXX").innerHTML="●●●"」によって)書き換え
可能な「要素内容」を有する要素、「<開始タグ>要素内容<終了タグ>」
から構成される要素内容を持つコンテナ要素を前提とするものと解され
るところ、「枠要素」につき、コンテナ要素以外の要素も含まれるという
のであれば、本件発明1及び2は、いずれも、発明の詳細な説明に記載さ
れた発明ではなく、また、発明の詳細な説明の記載等により当業者が当該
発明の課題を解決できると認識できる範囲のものではなく、当業者が出願
時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲の
ものともいえないから、サポート要件に違反し、本件発明1及び2を引用
する本件発明4も同様にサポート要件に違反する。また、本件発明1及び
2は、いずれも、本件明細書等や出願当時の技術常識に基づいて、その方
法を使用できるように、それぞれ具体的に記載されていないから、実施可
能要件に違反し、本件発明1及び2を引用する本件発明4も同様に実施可
能要件に違反する。

イ 本件発明における「枠要素」とは、非充足論で述べるとおり、少なくと
も、コンテナ要素であることが必要と解されるが、例えば「img」タグの
「style」属性の設定だけでも「枠要素」に該当するというのであれば、そ
のような技術思想は本件明細書等に記載がなく、また本件発明では、We
bブラウザの種類によっては、画像を配置することができず、これを移動
させることもできないことになり、「画像表示方法を実現する方法を提供
しようとする」(【0006】)との本件発明の課題を解決することがで
きない構成を含むこととなり、本件発明1及び2は、いずれも、発明の詳
細な説明に記載された発明ではなく、また、発明の詳細な説明の記載等
により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものではな
く、当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認

識できる範囲のものともいえないから、サポート要件に違反し、本件発
1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様にサポート要件に違反する。また、
本件発明 1 及び 2 は、いずれも、本件明細書等や出願当時の技術常識に基
づいて、その方法を使用できるように、それぞれ具体的に記載されてい
ないから、実施可能要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4
も同様に実施可能要件に違反する。

(3) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「分割画像を、個々に当てはめて」
とされているところ、「分割画像を、個々に当てはめて」につき、「img」タ
グの「style」属性で位置と大きさを指定し、その後、区域地図画像を特定す
る URL を「src」属性の値として指定するような構成までも含まれるとい
うのであれば、そのような構成は本件明細書等に記載されていないから、本
件発明 1 及び 2 は、いずれも、発明の詳細な説明に記載された発明ではなく、
また、発明の詳細な説明の記載等により当業者が当該発明の課題を解決でき
ると認識できる範囲のものではなく、当業者が出願時の技術常識に照らし
当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものともいえないから、サ
ポート要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様にサポ
ート要件に違反する。また、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、本件明細書等
や出願当時の技術常識に基づいて、その方法を使用できるように、それぞれ具
体的に記載されていないから、実施可能要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を
引用する本件発明 4 も同様に実施可能要件に違反する。

(4) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「表示領域に相当する複数の枠要素
の配列を Web ブラウザに設定し」とされているところ、「相当」とは、「等
しいこと。」といった意味を有するにもかかわらず、本件明細書等の図 6 で
は、「表示領域」と複数のセル 2 2 の配列は完全にずれており、「表示領域
に相当する複数の枠要素の配列」に対応する記載が見当たらない。したがっ
て、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、発明の詳細な説明に記載された発明で

はないから、サポート要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様にサポート要件に違反する。また、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、本件明細書等や出願当時の技術常識に基づいて、その方法を使用できるように、それぞれ具体的に記載されていないから、実施可能要件に違反し、本件
5 発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様に実施可能要件に違反する。

(5) 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」とされているところ、「枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」につき、例えば、複数の「枠要素」を配置した別の親となる要素（親要素）の移動すべき位置を演算するの
10 みで、親要素と一体的に「枠要素」を移動するような構成であっても、「枠要素の移動すべき位置を演算」に含まれるとするなら、本件明細書等では、分割画像の数を限定することで演算量を減らすとの技術思想が開示されているのみで、複数の「枠要素」を配置した別の親となる要素（親要素）の移動すべき位置を演算するのみで、「枠要素」と一体的に親要素を移動し、分
15 割画像の数にかかわらず演算を 1 回（一定）にするような技術思想は開示されていないし、分割画像の数にかかわらず演算を 1 回（一定）する構成では、「画像全体（つまり全分割画像）を移動する場合に比べて演算量を減らす」との作用効果も生じないから、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、発明の詳細な説明に記載された発明ではなく、また、発明の詳細な説明の記載等により
20 当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものではなく、当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものともいえないから、サポート要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様にサポート要件に違反する。また、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、本件明細書等や出願当時の技術常識に基づいて、その方法を使用できるように、それぞれ具体的に記載されていないから、実施可
25 能要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様に実施可能

要件に違反する。

(6)ア 本件発明 1 及び 2 の発明の要旨では、「W e b ブラウザの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」（構成要件 1 B、2 B）、「該W e b ブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し、該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」（構成要件 1 C、2 C）、「W e b ブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、W e b ブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動する」（構成要件 1 F、2 F）とされているところ、本件明細書等から理解できる技術思想は、仮に広く考えるとしても、①枠要素を別の要素で 1 つのブロックとして束ねて、該 1 つのブロックについて移動量を演算して該ブロックの移動後の原点を求め、②該求められたブロックの原点の X 座標及び Y 座標に、それぞれ、各枠要素の大きさを加算して各枠要素の原点の座標を求めて、各枠要素を移動させるものと解され、他に、本件明細書等が開示された発明に関する記述の内容や、出願時の技術常識から当業者が理解できる構成は見当たらないし、どのような具体的構成を採用して「大きい画像をビューアに表示する画像表示方法および画像表示用プログラムを提供」するという本件発明の課題を解決するかについても何らの記載もないから、本件明細書等から理解できる構成を超えた構成まで、本件発明 1 及び 2 の範囲に含まれるというのであれば、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、発明の詳細な説明に記載された発明ではなく、また、発明の詳細な説明の記載等により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範

5 困のものではなく、当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を
解決できると認識できる範囲のものともいえないから、サポート要件に違
反する。また、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、本件明細書等や出願当時
の技術常識に基づいて、その方法を使用できるように、それぞれ具体的に
記載されていないから、実施可能要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用
する本件発明 4 も同様に実施可能要件に違反する。

イ 仮に、原告らが充足論で主張するように、JavaScriptによる演算等では
なく、Webブラウザの内部処理に係る構成をもって、上記構成要件を充
足することがあるというのであれば、本件明細書等には、画像を移動する
10 にあたり、Webブラウザが、どのような内部処理を行い、どのような演
算をするかについて記載もないし、どのようにすることで、Webブラウ
ザの内部処理により、上記の本件発明要旨の構成を実現するかについての
説明はないから、本件発明 1 及び 2 は、いずれも、発明の詳細な説明に記
載された発明ではなく、また、発明の詳細な説明の記載等により当業者が
15 当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものではなく、当業者が
出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲
のものともいえないから、サポート要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引
用する本件発明 4 も同様にサポート要件に違反する。また、本件発明 1 及
び 2 は、いずれも、本件明細書等や出願当時の技術常識に基づいて、その
20 方法を使用できるように、それぞれ具体的に記載されていないから、実施
可能要件に違反し、本件発明 1 及び 2 を引用する本件発明 4 も同様に実施
可能要件に違反する。

(原告らの主張)

25 (1) 本件明細書等の【0034】には各枠要素がセルとして管理され、それぞ
れの座標がブロックの座標及びセルの記載に基づいて決定されるプロセス
が記載されており、当業者はこれに基づき「各枠要素の原点の異動すべき座

5 標をそれぞれ演算」する技術的構成を理解できる。また、【0012】にはセルの大きさや相対的な位置関係が記載されており、【0042】にはブロックの異動後に枠要素が再配置される仕組みが具体的に示されているから、これらの記載は構成要件1F、2Fをサポートしている。本件発明は、「枠要素の原点の座標を演算して移動する」構成を全般的に開示しており、その一例として、ブロック原点に対して480を順次足し合わせる方法を示しているが、当業者は、本件明細書等に示される「ブロックの原点をまず移動し、そこからさらに枠要素の原点を求める」という記載を読めば、Webブラウザ等が提供する座標管理機能を使って「枠要素の大きさ」や「ブロック原点
10 に対する枠要素の相対座標」を加算し、必要な座標を導き出す実装が可能であると容易に理解できる。

(2)ア 本件特許出願当時（平成15年4月以前）、HTML4.01が標準として広く使用され、ウェブブラウザもこの使用を基盤として動作していたところ、JavaScriptは当時までに広く普及しており、特に「document.all」等を用いてHTML要素の属性や内容を動的に変更する技術は当時の標準的な手法であって、<div>やタグなどの要素を動的に操作する手法が一般的であり、当業者はこれらの要素を適宜選択し、分割画像の管理に利用していた。また、当時のブラウザではDOM操作技術が確立しており多様な実装方法が可能であった。このような技術水準等を踏まえれば、本件発明の「枠要素」は、コンテナ要素に限定されるものではなく、当時の技術水準に基づけば、分割画像を効率的に管理するための広範なHTML要素を指すもので、HTML要素の幅広い操作法が確立済みであったため、明細書の一例記載だけでも当業者は自由に応用できる余地があり、本件発明の技術思想を十分に実施可能であって、サポートされているし、実施可能要件にも違反しない。
20
25

イ 当時の主要ブラウザ（Internet Explorer、Nets

cape Navigator) はいずれも、タグなどの非
5 コンテナ要素による画像表示を完全にサポートしていたから、本件発明にサ
ポート要件違反は認められない。また、本件明細書と出願時当時の技術常
識を参照すれば、imgタグやCSS操作などを用いてコンテナ要素以外
の構成でも画像の表示・移動が実装可能であることは明らかであり、実施
可能要件にも違反しない。

(3) 「枠要素」としてのタグなどの非コンテナ要素の利用は、当時
の技術水準に基づき、動的に画像を管理・表示するための技術的手段として
10 広く採用されていたもので、本件発明にサポート要件違反は認められない。
また、「imgタグのstyle/src制御」を含む構成も本件発明の技
術思想と出願時の技術常識の組み合わせにより十分に実施可能であるため、
実施可能要件に違反しない。

(4) 本件発明における「表示領域に相当する複数の枠要素の配列」にいう「相
15 当」とは、厳密な一致と解釈すべきではなく、技術的機能を同様に達成でき
る柔軟な範囲を含むと解釈されるべきであり、本件発明にサポート要件違反
は認められない。図6では「表示領域」と「複数のセル22の配列」が物理
的にずれているが、請求項に記載された技術的課題を解決する手段として十
分に理解可能であるから、実施可能要件に違反しない。

(5) 本件明細書等の【0033】及び【0042】並びに図面に記載された実
20 施形態は、親要素を利用して枠要素を移動する構成（親要素（div要素）
と子要素（imgタグ））そのものであり、実施形態に記載されたJavaScript
及びHTMLコードは本件発明の技術範囲を十分にサポートしており当時
の技術水準に基づいて当業者が理解可能な構成であるから、サポート要件違
反は認められない。また、本件明細書等には、親要素（div要素）と子要
25 素（imgタグ）の関係に基づいて枠要素の座標を計算する構成が記載され
ており、演算量を削減する効果が十分に達成されるから、実施可能要件に違

反しない。

(6)ア 前記のとおり、【0033】の「各セル（枠要素）は、ブロックに属し、各セルの位置はブロックの原点の座標とセルの相対位置に基づき計算される。」との記載及び【0042】の「スクロール操作によってブロックの原点が変更された場合、各セルの座標が再計算され、動的に更新される。」との記載並びに図面に記載されたHTML構造からすれば、親要素を基準として枠要素を動的に管理・移動する擬態的な構成が十分に記載されており、親要素全体を異動させる構成は記載されていないというのは事実

5

10

に反する。また、本件明細書等及び特許請求の範囲には、課題解決のための構成が十分に開示されており、出願時の技術常識や当業者の理解に照らして本件発明は十分に実施可能であるから、実施可能要件に違反しない。

イ 本件発明は、大きい画像を分割して表示領域に合わせて表示する方法であり、その際に座標系を用いて要素の位置を演算することを明示又は黙示的に開示している。本件明細書等にブラウザ内部の各アルゴリズムを逐一記載しなくとも、当時の技術常識からWebブラウザ上で要素を任意座標に移動・再配置する処理は明らかである。当時の技術水準を踏まえれば、各構成要件で示される「表示領域の原点」や「枠要素の原点」の座標演算は、ブラウザが備えるスタイルシートやJavaScript等の機能により容易に実施可能であるから、サポート要件違反は認められず、実施可能要件違反も認められない。

15

20

1.4 乙15文献を主引例とする進歩性欠如の有無（争点4-3）

（被告の主張）

充足論における原告らの主張を前提にするのであれば、本件発明は、いずれも次のとおり乙15発明及び乙29に基づき容易に想到できたものである。

(1) 乙15発明の内容

乙15文献には、次の構成を有する乙15発明1、乙15発明2及び乙

1 5 発明 4 が開示されている。

ア【乙 1 5 発明 1】

1 a Webクライアントの地図を表示するディスプレイ表示範囲よりも
大きい地図データを分割し該Webクライアントのディスプレイ表示
5 範囲に少なくとも一部が入るメッシュ分割した地図データから描画さ
れた地図を該Webクライアントのディスプレイ表示範囲に表示する
地図表示方法において、

1 b 該方法は、Webクライアントのディスプレイ表示範囲に少なくと
も一部が入るメッシュ分割した地図データから描画された地図を含む、
10 Webクライアントのディスプレイ表示範囲に対し所定の位置関係に
ある、地図全体に対して限定された範囲の地図領域に含まれるメッシ
ュ分割した地図データから描画された地図を、個々に当てはめて表示
するディスプレイ表示範囲に相当する複数の表示領域の配列をWeb
クライアントに設定し、該各表示領域に、該当する位置のメッシュ分
15 割した地図データから描画された地図をそれぞれ当てはめて表示しま
たは表示できる状態にし、かつ、Webクライアントのディスプレイ
表示範囲に対する地図の相対移動が指示された時に、Webクライア
ントのディスプレイ表示範囲に対する表示領域の移動すべき位置を演
算して該位置に表示領域を移動する、

20 1 g 地図表示方法。

イ【乙 1 5 発明 2】

2 a Webクライアントの地図を表示するディスプレイ表示範囲よりも
大きい地図データを分割し該Webクライアントのディスプレイ表示
範囲に少なくとも一部が入るメッシュ分割した地図データをサーバか
25 ら優先的にダウンロードしてメッシュ分割した地図データから描画し
た地図を該Webクライアントのディスプレイ表示範囲に表示する地

図表示方法において、

2 b 該方法は、W e bクライアントのディスプレイ表示範囲に少なくとも一部が入るメッシュ分割した地図データから描画された地図を含む、W e bクライアントのディスプレイ表示範囲に対し所定の位置関係にある、地図全体に対して限定された範囲の地図領域に含まれるメッシュ分割した地図データから描画された地図を、個々に当てはめて表示するディスプレイ表示範囲に相当する複数の表示領域の配列をW e bクライアントに設定し、該各表示領域に、該当する位置のメッシュ分割した地図データから描画された地図をそれぞれ当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、かつ、W e bクライアントのディスプレイ表示範囲に対する地図の相対移動が指示された時に、W e bクライアントのディスプレイ表示範囲に対する表示領域の移動すべき位置を演算して該位置に表示領域を移動し、

2 d 該方法において、

2 f 1 該地図の相対移動に伴いW e bクライアントのディスプレイ表示範囲から離れるメッシュ分割した地図データから描画された地図に該当する位置から表示領域を削除し、W e bクライアントのディスプレイ表示範囲に近づくメッシュ分割した地図データから描画された地図に該当する位置に表示領域を追加して地図に対する表示領域の配列の位置を変更し、該追加する表示領域に、該当する位置のメッシュ分割した地図データから描画された地図を当てはめて表示しまたは表示できる状態にする、

2 g 地図表示方法。

ウ【乙15発明4】

1 a ~ 1 gを備えた地図表示方法及び2 a ~ 2 gを備えた地図表示方法をW e bクライアント等に実行させることを特徴とする地図表示用プログラム

(⑤より)。

(2) 本件発明 1 について

ア 一致点及び相違点

本件発明 1 と乙 1 5 発明 1 とは、次の点で相違し、その余で一致する。

5 (ア) 相違点 1 5 - 1 - 1

本件発明 1 の「表示領域」は、「W e b ブラウザの表示領域」とされているのに対して、乙 1 5 発明 1 の「表示範囲」は、「W e b クライアントのディスプレイ表示範囲」とされている点。

(イ) 相違点 1 5 - 1 - 2

10 本件発明 1 では、「枠要素の配列」を、「W e b ブラウザに設定し」とされているのに対して、乙 1 5 発明 1 では、「表示領域の配列」を「W e b クライアントに設定」するものとされている点。

(ウ) 相違点 1 5 - 1 - 3

15 本件発明 1 では、構成要件 1 C、1 E、1 F を有するのに対して、乙 1 5 発明 1 では、「W e b クライアントのディスプレイ表示範囲に対する地図の相対移動が指示された時に、W e b クライアントのディスプレイ表示範囲に対する表示領域の移動すべき位置を演算して該位置に表示領域を移動」するものであって、このような演算の具体的内容等が不明な点。

20 イ 相違点の容易想到性

(ア) 乙 2 9 には、W e b ブラウザにおいて、複数の画像を一体として移動 (スクロール) させるに当たっては、d i v 要素の p o s i t i o n を a b s o l u t e に設定し、d i v 要素の親要素である b o d y 要素の原点を基準に、当該 d i v 要素の原点の位置を指定するものとし、かつ、
25 当該 d i v 要素の子要素として複数の i m g タグを配置するものとした上で、HTML に記述されている JavaScript により、当該 b o d y 要素

の原点に対する当該 `div` 要素の原点の座標を演算して初期表示を行い、当該 `body` 要素の原点に対する当該 `div` 要素の原点の移動すべき位置を演算し、当該位置に当該 `div` 要素を移動することにより、複数の `img` タグに係る複数の画像を一体として移動（スクロール）させる技術（以下「乙 29 技術」という。）が開示されている。

5 (イ) Webクライアントとして、Webブラウザを用いることは周知慣用技術であり、WebブラウザがJavaScriptを実行できるものであることは技術常識であった。

10 (ウ) 上記により、乙 15 発明に接した当業者が、乙 15 発明のWebクライアントとして、JavaScriptを実行できるWebブラウザを採用するよう強く動機付けられるところ、乙 15 発明では、複数の画像をひとまとまりとして移動させる必要がある発明であるから、複数の画像を一体として移動させる乙 29 技術を適用する強い動機付けがある。

15 (エ) 乙 29 技術の適用に当たっては、複数の `img` タグの `position` を `absolute` に設定し、JavaScriptにより、親要素の原点に対する複数の `img` タグの位置と大きさを演算し、`style` 属性により設定するように適宜設計した上で、乙 29 技術を適用することは容易に想到する。

20 (オ) 「`body` 要素」が「Webブラウザ」の表示領域に相当し、乙 29 技術を適用した乙 15 発明では、「当該 `body` 要素の原点に対する当該 `div` 要素の原点の移動すべき位置を演算」する構成を備えるところ、これは、本件発明 1 の「該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」に相当する。

25 (カ) 原告の充足論における「Webブラウザの内部処理」に関する主張を前提にすれば、構成要件 1 Cに係る相違点は埋まる。

また、JavaScriptにより `div` 要素の原点の座標と、当該要素の原点

に対する複数の要素の位置と大きさを演算して初期表示を行うことになるから、構成要件1Eに係る相違点が埋まり、構成要件1Cに係る相違点と同様に、構成要件1Fに係る相違点も埋まる。

さらに、乙15発明のウェブクライアントとして、ウェブブラウザを採用すれば、「ウェブクライアントのディスプレイ表示範囲」は「ウェブブラウザの表示領域」となり、「表示領域の配列」はウェブブラウザに設定されることになるから、相違点15-1-1、15-1-2も埋まる。

(3) 本件発明2について

ア 一致点及び相違点

(ア) 相違点15-2-1～15-2-3

本件発明1の相違点15-1-1～15-1-3と同じ。

(イ) 相違点15-2-4

本件発明2では、「閲覧者が前記ウェブブラウザから前記サーバに対して画像の閲覧指示をすると、前記ウェブブラウザは、前記サーバに対して前記閲覧指示に対応するHTMLを要求する指示を送信し、」とされているのに対して、乙15発明2では、この点が不明な点

(ウ) 相違点15-2-5

本件発明2では、「前記サーバは、前記ウェブブラウザからの要求に従い、画像表示に必要な演算を実行するJavaScript（登録商標）を記述した前記HTMLを前記ウェブブラウザに送信し、」とされているのに対して、乙15発明2では、この点が不明な点

(エ) 相違点15-2-6

本件発明2では、「前記ウェブブラウザは、前記HTML及び前記HTMLに記述された前記JavaScriptを受信するより前の状態においては、前記ウェブブラウザの画像を表示する表示領域内に表示する前記分

分割画像を特定する演算を行うことがなく、」とされているのに対して、
乙15発明2では、この点が不明な点

(オ) 相違点15-2-7

本件発明2では、「前記ブロックがHTMLの文法で定義される<DIV>タグを使用して設定されている」とされているのに対して、乙15
5 発明2では、この点が不明な点

(カ) 相違点15-2-8

本件発明2では、「前記Webブラウザは、前記サーバから送信された前記HTML及び前記HTMLに記述された前記JavaScriptを受信
10 した後の状態において、（・・・初期表示を行い、・・・相対移動を実現し、・・・分割画像を当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、・・・
設定されている）」とされているのに対して、乙15発明2では、この
点が不明な点

イ 相違点の容易想到性

15 (ア) 相違点15-2-1～相違点15-2-3に係る構成に容易に想到できることは、本件発明1の相違点15-1-1～相違点15-1-3について述べたのと同様である。

(イ) 相違点15-2-4、15-2-5

本件発明1に関して述べたのと同様に、乙15発明2のWebクライアントにJavaScriptを実行できるWebブラウザを採用することは容易
20 に想到するところ、当該相違点15-2-4、15-2-5に係る構成とすることは容易である。

(ウ) 相違点15-2-6

乙15発明2のWebクライアントにWebブラウザを採用すれば、
25 HTMLやJavaScriptを受信する前に地図を特定する演算を行うことはない。

(エ) 相違点 15-2-7

上記(ア)のとおり、相違点 15-2-3に係る構成には容易に想到するところ、その際には、「div要素」に係る構成に想到している。

(オ) 相違点 15-2-8

5 上記(イ)のとおり、乙 15 発明 2 の W e b クライアントに W e b ブラウザを採用するにあたり、・・・JavaScript（登録商標）を記述した前記 HTML を前記 W e b ブラウザに送信し、」との構成を採用することは容易に想到するのであって、その結果、「前記 W e b ブラウザは、前記サーバから送信された前記 HTML 及び前記 HTML に記述された前記 JavaScript を受信した後の状態において、（・・・初期表示を行い、・・・相対移動を実現し、・・・分割画像を当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、・・・設定されている）」との構成も当然に備える。

(4) 本件発明 4 について

15 乙 15 発明 4 と（請求項 1 に従属する）本件発明 4 とを対比すると、相違点があるとしても、前記の相違点 15-1-1 ～相違点 15-1-3 にとどまるどころ、前記のとおり、このような相違点に係る構成に容易に想到できる。また、乙 15 発明 4 と（請求項 2 に従属する）本件発明 4 とを対比して、仮に相違点があるとしても、前記の相違点 15-2-1 ～相違点 15-1-8 にとどまるどころ、前記のとおり、このような相違点に係る構成に容易に
20 想到できる。いずれにしても、本件発明 4 は、乙 15 発明 4 及び乙 29 に基づいて容易に想到できるから、本件発明 4 に係る特許は、進歩性欠如により無効である。

(原告らの主張)

(1) 乙 15 発明の内容について

25 乙 15 発明には、表示領域が移動するための演算は存在しない。乙 15 発明の技術は、表示領域内の地図データを動的に切り替えるものであり、表示

領域自体を移動させるための演算は行われていない。

また、乙15発明においては、表示領域の物理的移動が行われないため、移動すべき位置を演算で決定するという処理は含まれていない。

(2) 本件発明1について

5 ア 一致点及び相違点

被告が指摘した相違点15-1-1から15-1-3までは下記の相違点15-1-7から15-1-9までのとおり理解すべきであり、また、乙15と本件発明1の間には、他に下記の相違点15-1-4から15-1-6まで及び15-1-10も存在する。これらの相違点を埋める技術は本件発明1の出願当時存在せず、Webブラウザを使用しないWebクライアントにおいて、Webブラウザを採用することは当時の技術水準では不可能であるから、乙15発明から本件発明1に容易に想到することはあり得ない。

15 (ア) 相違点15-1-4

本件発明の「枠要素」は乙15発明の「表示領域」に相当しない点。

すなわち、本件発明の「枠要素」には、分割画像が動的に当てはめられる。同「枠要素」は、HTMLというプログラム言語上に定義され、Webブラウザでは、同期処理の制約がある中、JavaScriptを用いて動的に制御されるものであって、これにより非同期処理が実現される。

20 他方、乙15発明の「表示領域」は、初期設定、定義として地図データが当てはめられるもの（乙15の「表示領域」は表示する地図データの範囲を示す抽象的な概念であり、本件発明の「枠要素」のような実体はない。）であるが（乙15の「表示領域（メッシュ番号）」の記載が根拠とみられる。）、表示領域の設定場所は不明確である。「表示領域」は、ハードウェア上（VRAM、ディスプレイ、フレームバッファ、キャッシュメモリ）に設定され、Webブラウザを使用せず、非同期処理が可能な専用クライア

ントソフトウェアで処理されるものであって、Webブラウザのような同期処理の制約がないから、本件発明の「枠要素」を用いる必要がない。

(イ) 相違点 15-1-5

本件発明の「枠要素」は、ユーザ操作に応じて移動するが、乙15発明の「表示領域」は移動しない点。

すなわち、本件発明の「枠要素」は、ユーザ操作に応じて移動するが、乙15発明では、「表示領域」に割り当てられる地図データが変わることはあっても、「表示領域」はハードウェア上に設定された位置で固定されており、物理的に移動しない。枠要素は乙15発明の「表示領域」に相当しない。乙15では、初期表示やスクロール表示に際して地図データが動的に当てはめられるものではない。

(ウ) 相違点 15-1-6

本件発明では、「枠要素」を移動する演算が行われるが、乙15発明では、「表示領域」を移動する演算は存在しない点。

すなわち、乙15発明では、地図データの「入れ替え」が行われることは記載されているが、表示領域を移動させるための演算処理は記載されていないため、移動すべき位置を決定する「演算」は含まれていない。

(エ) 相違点 15-1-7

相違点 15-1-1 は、以下の相違点 15-1-7 のように修正すべきである。

すなわち、本件発明1の「表示領域」は、Webブラウザ内で動的に管理され、ユーザ操作やコンテンツの状態に応じてその位置や大きさが動的に変更されるべきものであるのに対し、乙15発明1の「表示範囲」は、Webクライアントのディスプレイ表示範囲であり、その位置や大きさが固定された静的な領域である点。

(オ) 相違点 15-1-8

相違点 15-1-2 は、以下の相違点 15-1-8 とすべきである。

すなわち、本件発明 1 の「枠要素の配列」は、Web ブラウザ内で動的に管理され、ユーザ操作やコンテンツの状態に応じてその位置や大きさが動的に変更されるべきものであり、さらに、その変更に基づいて演算が行われるのに対し、乙 15 発明 1 の「表示領域の配列」は、Web クライアントのディスプレイ表示範囲に基づく静的な領域であり、その位置や大きさは固定されたままで、動的な変更や演算は行われない点。

(カ) 相違点 15-1-9

相違点 15-1-3 をより正確に記載すると相違点 15-1-9 のとおりとなる。

すなわち、本件発明 1 では、画像の相対移動に応じて、Web ブラウザ内で枠要素の位置や大きさを動的に計算し、演算に基づいて枠要素の位置が変更されるのに対し、乙 15 発明 1 では、表示領域の位置をプログラムによって動的に演算することはなく、物理的なディスプレイの制約に基づいて表示領域が決定され、移動が行われるだけである点。

(キ) 相違点 15-1-10

本件発明 1 においては、枠要素に当てはめられた画像がそのまま維持され、枠要素自体がディスプレイ上で移動することによって画像の配置が変更されるのに対し、乙 15 発明 1 では、表示領域に当てはめられた画像が移動に伴い上書きされ、隣接する表示領域に新たな画像を当てはめる必要がある点。

イ 相違点の容易想到性

乙 15 発明のような、膨大な数のタイル地図からなる大きな画像を表示しスクロールするような Web クライアントは、非同期通信が必要であって、出願当時の技術水準では、Web ブラウザで実現することは困難であった。

乙15発明のWebクライアントは、基本的なページ表示機能を超えて、動的な表示領域の管理や、地図データの複数回更新を行う必要があるから、Webブラウザ単独でこれらを実現することは当時の技術水準では不可能であった。また、乙15発明の表示領域は、物理的に固定された領域であり、その動的な変更や操作が行われる枠要素とは技術的に異なるが、当時の技術水準では、この技術的な違いを乗り越えられなかった。

相違点15-1-4～15-1-6によれば、相違点15-1-3の認定自体が誤りである。すなわち、乙29では、画像の位置が親要素（divタグ）の移動のみに従属しているため、個別画像の削除や追加、新たな画像のダウンロードといった操作が柔軟に行えず、また、子要素（imgタグ）の個別演算に関する技術的記載が一切存在しない。本件発明1は、枠要素（分割画像）の個別計算による柔軟な位置制御を特徴とし、これにより表示領域の更新や画像の効率的な管理を可能にしている点で、乙29の技術内容を超えている。

なお、充足論における被告システムのWebブラウザの内部処理は、主体的かつ意図的になされているものであるが、乙29の演算は、親要素の演算によって付随的に実行されるものは、本件発明1の「演算」には該当しない。

(3) 本件発明2について

ア 一致点及び相違点

被告が指摘した相違点15-2-1から15-2-3まで、被告指摘の相違点15-2-4から15-2-8までに加えて、本件発明2においても、本件発明1における相違点15-1-4-から15-1-10と同一の相違点（相違点15-2-9から15-2-15までという。）が認められる。

イ 相違点の容易想到性

(ア) 被告が指摘した相違点 15-2-1 から 15-2-3 までは前記(2)で述べたとおり、乙 29 によっては乙 15 との相違点を埋めることができないものである。また、被告指摘の相違点 15-2-4 から 15-2-8 についても、乙 29 及び当時の技術水準を考慮しても埋めることが

5

(イ) 相違点 15-2-9 から 15-2-15 までの相違点を埋める技術は本件発明 2 の出願当時存在しないから、乙 15 発明から本件発明 2 に容易に想到することはあり得ない。

(ウ) 相違点 15-2-4 について

10

本件発明 1 において述べたとおり、乙 15 発明の「Web クライアント」に「Web ブラウザ」を採用することは当時の技術水準からして不可能であった。乙 15 に接した出願当時の当業者は、①Web クライアント内で画像の特定の演算を実施することなく、②表示対象の画像を要求することなく、閲覧指示に対応する HTML をサーバに要求するという本件発明 2 の構成に想到することはあり得ない。

15

(エ) 相違点 15-2-5 について

当時の技術水準では、Web ブラウザやそこで使用される JavaScript や HTML には、複数の画像を独立して移動、削除、追加などの処理を実施することは周知慣用でもなければ、適宜設計できることでもなく、

20

(オ) 相違点 15-2-6 について

甲 33 のクライアントとして使用される Web ブラウザでは、サーバで地図タイルを特定するものであり、クライアントである Web ブラウザが HTML を受信して、そこに記述された JavaScript により地図タイ

25

ルを特定する演算を実施することはないのであり、このような技術が存在するのであるから、「WebクライアントとしてWebブラウザを採用すれば、必然的にWebブラウザが受信したHTMLとJavaScriptにより地図を特定する演算を実施する本件発明の構成を備えることになる」とはいえない。

5 (カ) 相違点15-2-7について

「枠要素」の集合体であるブロックに関する構成が乙15発明2には全く存在しないにもかかわらず、乙15発明2にWebブラウザを適用した場合、何故に「・・・div要素を配置し・・・」する構成に想到できるのか、被告はその根拠を示していない。

10 (キ) 相違点15-2-8について

本件発明2の出願当時、「HTMLにJavaScriptを記述すること」が知られていたとしても、そのことは、画像表示（地図表示）に必要な演算を実行するJavaScriptを記述したHTMLをサーバがWebブラウザに送信することとは同一の技術ではない。

15 (4) 本件発明4について

前記のとおり本件発明1及び2には無効理由はないから、これらを引用する本件発明4についても無効理由は存在しない。

20 15 乙16文献を主引例とする進歩性欠如の有無（争点4-4）

(被告の主張)

充足論における原告らの主張を前提にするのであれば、本件発明は、いずれも次のとおり、乙16発明及び乙29技術に基づき容易に想到できたものである。

(1) 乙16発明の内容

25 乙16文献には、次の構成を有する乙16発明1、乙16発明2及び乙16発明4が開示されている。

ア【乙16発明1】

1 a クライアント5の画像を表示する表示枠24よりも大きい画像を分割し該クライアント5の表示枠24に少なくとも一部が入る分割画像を該クライアント5の表示枠24に表示する画像表示方法において、

5 1 b 該方法は、クライアント5の表示枠24に少なくとも一部が入る分割画像を含む、クライアント5の表示枠24に対し所定の位置関係にある、画像全体に対して限定された範囲の画像領域に含まれる分割画像を、個々に当てはめて表示する表示枠24に相当する複数の区画(分割画像を表示すべき位置と大きさ)の配列をクライアント5に設定し、
10 該各区画(分割画像を表示すべき位置と大きさ)に、該当する位置の分割画像をそれぞれ当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、かつ、クライアント5の表示枠24に対する画像の相対移動が指示された時に、クライアント5の表示枠24に対する区画(分割画像を表示すべき位置と大きさ)の移動すべき位置を演算して該位置に区画(分割画像を表示すべき位置と大きさ)を移動する方法である、
15

1 g 画像表示方法。

イ【乙16発明2】

2 a クライアント5の画像を表示する表示枠24よりも大きい画像を分割し該クライアント5の表示枠24に少なくとも一部が入る分割画像をサーバから優先的にダウンロードして該クライアント5の表示枠24に表示する画像表示方法において、
20

2 b 該方法は、クライアント5の表示枠24に少なくとも一部が入る分割画像を含む、クライアント5の表示枠24に対し所定の位置関係にある、画像全体に対して限定された範囲の画像領域に含まれる分割画像を、個々に当てはめて表示する表示枠24に相当する複数の区画(分割画像を表示すべき位置と大きさ)の配列をクライアント5に設定し、
25

該各区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）に、該当する位置の分割画像をそれぞれ当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、かつ、クライアント5の表示枠24に対する画像の相対移動が指示された時に、クライアント5の表示枠24に対する区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）の移動すべき位置を演算して該位置に区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）を移動する方法である、

2 d 該方法において、

2 f 1 前記画像の相対移動に伴い前記クライアント5の表示枠24から離れる前記分割画像に該当する位置から前記区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）を削除し、前記クライアント5の表示枠24に近づく前記分割画像に該当する位置に前記区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）を追加して画像に対する前記区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）の配列の位置を変更し、追加する前記区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）に、該当する位置の前記分割画像を当てはめて表示しまたは表示できる状態にする、

2 g 画像表示方法。

ウ【乙16発明4】

1 a～1 gを備えた地図表示方法及び2 a～2 gを備えた地図表示方法をクライアント5等に行わせることを特徴とする地図表示用プログラム。

(2) 本件発明1について

ア 一致点及び相違点

乙16の記載内容及び図の内容を総合すれば、乙16発明1の「表示枠24」は、それぞれ本件発明1の「表示領域」に相当することが明らかである。また、原告らの主張を前提にすると、乙16発明1の「区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）」は、個々の分割画像を表示する位置と大きさを特定するものであるから、これが「枠要素」に相当することにな

る。

そして、乙16の「貼り合わせ」を行う旨の記載は、各分割画像を各区画に当てはめることを表現している。その余の主張は、概ね、無効理由4と同様である。

5 本件発明1と乙16発明1とは、次の点で相違し、その余で一致する。

(ア) 相違点16-1-1

本件発明1の「表示領域」は、「Webブラウザの表示領域」とされているのに対して、乙16発明1の「表示枠24」は、「クライアント5の表示枠24」とされている点。

10 (イ) 相違点16-1-2

本件発明1では、「枠要素の配列」を、「Webブラウザに設定し」とされているのに対して、乙16発明1では、「区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）の配列」を「クライアント5に設定」するものとされている点。

15 (ウ) 相違点16-1-3

本件発明1では、構成要件1C、1E、1Fを有するのに対して、乙16発明1では、「クライアント5の表示枠24に対する画像の相対移動が指示された時に、クライアント5の表示枠24に対する区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）の移動すべき位置を演算して該位置に区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）を移動」するものであって、
20 このような演算の具体的内容等が不明な点。

イ 相違点の容易想到性

(ア) 乙29には、Webブラウザにおいて、複数の画像を一体として移動（スクロール）させるに当たっては、div要素のpositionを
25 absoluteに設定し、div要素の親要素であるbody要素の原点を基準に、当該div要素の原点の位置を指定するものとし、かつ、

当該 `div` 要素の子要素として複数の `img` タグを配置するものとした上で、HTML に記述されている JavaScript により、当該 `body` 要素の原点に対する当該 `div` 要素の原点の座標を演算して初期表示を行い、当該 `body` 要素の原点に対する当該 `div` 要素の原点の移動すべき位置を演算し、当該位置に当該 `div` 要素を移動することにより、複数の `img` タグに係る複数の画像を一体として移動（スクロール）させる技術（乙 29 技術）が開示されている。

(イ) Web クライアントとして、Web ブラウザを用いることは周知慣用技術であり、Web ブラウザが JavaScript を実行できるものであることは技術常識であった。

(ウ) これらにより、乙 16 発明に接した当業者が、乙 16 発明のクライアントサーバシステムとして、Web サーバと JavaScript を実行できる Web ブラウザを備えたクライアントからなる構成を採用するよう強く動機づけられるところ、乙 16 発明では、複数の画像をひとまとまりとして移動させる必要がある発明であるから、複数の画像を一体として移動させる乙 29 技術を適用する強い動機付けがある。

(エ) 乙 29 技術の適用に当たっては、複数の `img` タグの `position` を `absolute` に設定し、JavaScript により、親要素の原点に対する複数の `img` タグの位置と大きさ演算し、`style` 属性により設定するように適宜設計した上で、乙 29 技術を適用することは容易に想到する。

(オ) 「`body` 要素」が「Web ブラウザ」の表示領域に相当し、乙 29 技術を適用した乙 16 発明では、「当該 `body` 要素の原点に対する当該 `div` 要素の原点の移動すべき位置を演算」する構成を備えるところ、これは本件発明 1 の「該 Web ブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し」に相当する。

(カ) 原告の充足論における「W e bブラウザの内部処理」に関する主張を前提にすれば、構成要件 1 Cに係る相違点は埋まる。また、JavaScriptにより d i v要素の原点の座標と、当該要素の原点に対する複数の i m g要素の位置と大きさを演算して初期表示を行うことになるから、構成要件 1 Eに係る相違点が埋まり、構成要件 1 Cに係る相違点と同様に、構成要件 1 Fに係る相違点も埋まる。さらに、乙 1 6発明のクライアント 5として、W e bブラウザを採用すれば、「区画（分割画像を表示すべき位置と大きさ）の配列」は、W e bブラウザに設定されることになるから、相違点 1 6 - 1 - 2、1 6 - 1 - 3も埋まる。

10 (3) 本件発明 2 について

ア 一致点及び相違点

本件発明 2 と乙 1 6 発明 2 とは、次の点で相違し、その余で一致する。

(ア) 相違点 1 6 - 2 - 1 ~ 1 6 - 2 - 3

本件発明 1 の相違点 1 6 - 1 - 1 ~ 1 6 - 1 - 3 と同様である。

15 (イ) 相違点 1 6 - 2 - 4

本件発明 2 では、「閲覧者が前記W e bブラウザから前記サーバに対して画像の閲覧指示をすると、前記W e bブラウザは、前記サーバに対して前記閲覧指示に対応するH T M Lを要求する指示を送信し、」とされているのに対して、乙 1 6 発明 2 では、この点が不明な点

20 (ウ) 相違点 1 6 - 2 - 5

本件発明 2 では、「前記サーバは、前記W e bブラウザからの要求に従い、画像表示に必要な演算を実行するJavaScript（登録商標）を記述した前記H T M Lを前記W e bブラウザに送信し、」とされているのに対して、乙 1 6 発明 2 では、この点が不明な点

25 (エ) 相違点 1 6 - 2 - 6

本件発明 2 では、「前記W e bブラウザは、前記H T M L及び前記H

TMLに記述された前記JavaScriptを受信するより前の状態においては、前記Webブラウザの画像を表示する表示領域内に表示する前記分割画像を特定する演算を行うことがなく、」とされているのに対して、乙16発明2では、この点が不明な点

5 (オ) 相違点16-2-7

本件発明2では、「前記ブロックがHTMLの文法で定義される<DIV>タグを使用して設定されている」とされているのに対して、乙16発明2では、この点が不明な点

(カ) 相違点16-2-8

10 本件発明2では、「前記Webブラウザは、前記サーバから送信された前記HTML及び前記HTMLに記述された前記JavaScriptを受信した後の状態において、（・・・初期表示を行い、・・・相対移動を実現し、・・・分割画像を当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、・・・設定されている）」とされているのに対して、乙16発明2では、この
15 点が不明な点

イ 相違点の容易想到性

(ア) 相違点16-2-1～相違点16-2-3に係る構成に容易に想到できることは、本件発明1の相違点16-1-1～相違点16-1-3について述べたのと同様である。

20 (イ) 相違点16-2-4、16-2-5

本件発明1に関して述べたのと同様に、乙16発明2のWebクライアントにJavaScriptを実行できるWebブラウザを採用することは容易に想到するところ、当該相違点16-2-4、16-2-5に係る構成とすることは容易である。

25 (ウ) 相違点16-2-6

乙16発明2のクライアント5にWebブラウザを採用すれば、HT

MLやJavaScriptを受信する前に地図を特定する演算を行うことはない。

(エ) 相違点 16-2-7

上記のとおり、相違点 16-2-3に係る構成には容易に想到するところ、その際には、「div要素」に係る構成に想到している。

5 (オ) 相違点 16-2-8

上記のとおり、乙 16 発明 2 の Web クライアントに Web ブラウザを採用するに当たり、「JavaScript (登録商標) を記述した前記 HTML を前記 Web ブラウザに送信し、」との構成を採用することは容易に想到するのであって、その結果、「前記 Web ブラウザは、前記サーバから送信された前記 HTML 及び前記 HTML に記述された前記 JavaScript を受信した後の状態において、(・・・初期表示を行い、・・・相対移動を実現し、・・・分割画像を当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、・・・設定されている)」との構成も当然に備える。

(4) 本件発明 4 について

15 乙 16 発明 4 と (請求項 1 に従属する) 本件発明 4 とを対比すると、相違点があるとしても、前記(2)ア記載の相違点 16-1-1～相違点 16-1-3にとどまるどころ、前記のとおり、このような相違点に係る構成に容易に想到できる。また、乙 16 発明 4 と (請求項 2 に従属する) 本件発明 4 とを対比して、仮に相違点があるとしても、前記(3)ア記載の相違点 16-2-1
20 ～相違点 16-1-8にとどまるどころ、前記のとおり、このような相違点に係る構成に容易に想到できる。いずれにしても、本件発明 4 は、乙 16 発明 4 及び乙 29 に基づいて容易に想到できるから、本件発明 4 に係る特許は、進歩性欠如により無効である。

(原告らの主張)

25 (1) 乙 16 発明の内容について

ア 乙 16 のクライアントは、Web ブラウザを使用したものではない。

無効理由4のWebクライアントと同様に専用の画像表示装置であって、Webブラウザを使用したものではない。

イ 乙16には、本件発明の「枠要素」に相当する構成は存在しない。

本件発明の「枠要素」はWebブラウザというプログラム言語に設定されるものであるが、乙16発明の表示枠24は、乙16の表示装置というクライアントのハードウェア上に表示されるものであって、乙16のクライアント上で実行されるプログラム上に設定されるものでない。

ウ 表示枠24に相当する複数の区画の配列

乙16の明細書には「表示枠が物理的または論理的に分割されている」とは記載しておらず、表示枠そのものはあくまで視覚的な枠であって分割されるという概念は、明記されていない。

エ 表示枠には、画像を当てはめる機能が存在しない。

乙16の図11において表示枠24の内側に記載されている区画の配列が、ディスプレイに表示する画像の範囲とどのブロックの画像データかを規定するだけで、画像データを保存したり、その領域に画像を当てはめる機能はない。

オ 表示枠に相当する区画の配列は本件発明の「枠要素」とはかけはなれたものである。

「複数の区画の配列」は表示装置の画像に表示された画像であるにもかかわらず、そのような画像をクライアントに設定することは技術的に意味をなさない。

表示枠33（図20）は、ユーザがマウスなどで指定するものであり、「画像の相対移動の指示」に相当するもの以外にはあり得ない。

画像は貼り合わせ（段落【0023】）を行い、表示の前につなげるから、区画ごとの移動すべき位置を演算する意味をなさない。枠要素の移動や削除についても開示も示唆もない。

(2) 本件発明 1 について

ア 一致点及び相違点について

被告が指摘する相違点 1 6 - 1 - 1 から 1 6 - 1 - 3 までは前記相違点 1 5 - 1 - 1 から 1 5 - 1 - 3 までと同様であり、容易想到性を示す根拠
5 とならない。また、乙 1 6 発明 1 には、更に以下の相違点が存在する。

(ア) 相違点 1 6 - 1 - 4

本件発明 1 の枠要素は乙 1 6 発明 1 の「表示枠に相当する区画の配列」
に相当しない。

(イ) 相違点 1 6 - 1 - 5

乙 1 6 発明 1 の区画の配列は画像の相対移動の指示によって移動する
10 ものではない。

(ウ) 相違点 1 6 - 1 - 6

乙 1 6 発明 1 には、区画の配列を移動する演算は存在しない。

イ 相違点の容易想到性について

これらの相違点については乙 1 5 発明 1 について述べたものと同様の理
15 由により乙 2 9 の技術や当時の技術水準では埋めることができない。

(3) 本件発明 2 について

ア 一致点及び相違点について

被告が指摘する相違点 1 6 - 2 - 1 から 1 6 - 2 - 3 までは、前記相違
20 点 1 5 - 2 - 1 から 1 5 - 2 - 3 と同様であり、容易想到性を示す根拠と
ならない。

また、被告が指摘する相違点 1 6 - 2 - 4 から 1 6 - 2 - 8 までは前記
相違点 1 5 - 2 - 4 から 1 5 - 2 - 8 と同様であり、これらの相違点も副
引例である乙 2 9 の記載内容と当時の技術水準を誤認したものであり、容
25 易想到性は否定される。

さらに、乙 1 6 発明 2 には前記相違点 1 6 - 1 - 4 から相違点 1 6 - 1

－ 6 までに対応する相違点として以下の相違点が存在する。

(ア) 相違点 1 6 - 2 - 9

本件発明 2 の枠要素は、乙 1 6 発明 2 の「表示枠に相当する区画の配列」に相当しない。

5 (イ) 相違点 1 6 - 2 - 1 0

乙 1 6 発明 2 の区画の配列は、画像の相対移動の指示によって移動するものではない。

(ウ) 相違点 1 6 - 2 - 1 1

乙 1 6 発明 2 には、区画の配列を移動する演算は存在しない。

10 イ 相違点の容易想到性について

これらの相違点については、乙 1 5 発明 2 について述べたものと同様の理由により、乙 2 9 の技術や当時の技術水準では埋めることができない。

(4) 本件発明 4 について

前記のとおり本件発明 1 及び 2 には無効理由はないから、これらを引用する本件発明 4 についても無効理由は存在しない。

1 6 乙 9 文献を主引例とする進歩性欠如の有無（争点 4 - 5）

（被告の主張）

仮に、充足論における原告らの主張を前提にするのであれば、本件発明は、いずれも次のとおり、乙 9 発明及び乙 1 5 又は乙 1 6 に基づき容易に想到できたものである。

20 (1) 乙 9 発明の内容

乙 9 には以下の発明（以下「乙 9 発明」という。）が記載されている。

【乙 9 発明】

25 a Web ブラウザの画像を表示する地図表示画面 1 5 2 よりも大きい、日本全国の地域を網羅する広い範囲の地図データをマトリクス状に区分し該 Web ブラウザの地図表示画面 1 5 2 にその全体が入る画像データをサー

バ装置 1 0 2 から優先的にダウンロードして該 W e b ブラウザの地図表示画面 1 5 2 に表示する画像表示方法において、

b 地点選択画面 1 5 1 及び地図表示画面 1 5 2 等を含むホームページ 1 5 0 を W e b ブラウザに表示させ、地点選択画面 1 5 1 からユーザが閲覧を希望する地点名（例えば「東京」）を選択操作すると、その地点にリンクされた HTML ファイルの転送要求が W e b ブラウザからサーバ装置 1 0 2 に送られ、

c サーバ装置 1 0 2 は、HTML ファイルの転送要求を受信すると、その HTML ファイルを送信し、

d W e b ブラウザは、HTML ファイルを受信するより前の状態においては、W e b ブラウザの地図表示画面 1 5 2 に表示する画像データを特定する演算を行うことなく、

e W e b ブラウザは、サーバ装置 1 0 2 から HTML ファイルを受信した後の状態において、

f サーバ装置 1 0 2 から送信された HTML ファイルによって、

g W e b ブラウザの地図表示画面 1 5 2 にその全体が入る、W e b ブラウザの地図表示画面 1 5 2 に対し所定の位置関係にある、画像全体に対して限定された範囲の画像領域を構成する画像データを、個々に当てはめて表示する地図表示画面 1 5 2 に相当する複数の区画の配列を W e b ブラウザに設定し、該各区画に、該当する位置の画像データをそれぞれ当てはめて表示し、かつ、

h W e b ブラウザの地図表示画面 1 5 2 に対する画像のスクロールが指示された時に、サーバ装置 1 0 2 から送信される HTML ファイルを実行することによって、表示すべき画像データが記憶装置にキャッシュされていればその画像データを、キャッシュされていなければサーバ装置 1 0 2 に要求してサーバ装置 1 0 2 から受信した画像データを、固定されている区

画に画像データをそれぞれ当てはめて表示することによってスクロール処理を行い、

i 受信した画像データを記憶装置に記憶しておき、区画に当てはめるべき画像データが記憶装置に記憶されている場合には、記憶されている画像データを区画に当てはめて表示させることができる

j 画像表示方法。

(2) 本件発明 1 について

ア 一致点及び相違点

乙 9 発明の「地図表示画面 1 5 2」、「地図データ」、「画像データ」及び「区画」は、それぞれ本件発明 1 の「表示領域」、「画像」、「分割画像」及び「枠要素」に相当するから、本件発明 1 と乙 9 発明とを対比すると、以下の点で相違し、その余で一致する。

(ア) 相違点 9-1-1

本件発明 1 では、「Web ブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、Web ブラウザの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」（構成要件 1 B）のに対し、乙 9 発明では、「Web ブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、「区画」は移動せず、固定された「区画」に移動させた「画像データ」が当てはめられる点。

(イ) 相違点 9-1-2

本件発明 1 では、「該方法は、前記複数の枠要素全体でブロックを構成し、画像の相対移動が指示された時に、Web ブラウザは、該 Web ブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し、該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動

を実現する方法であり、」（構成要件1C）、「WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript（登録商標）により、Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標と、該ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い、」（構成要件1E）、「該初期表示後に、Webブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScriptによりWebブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する」（構成要件1F）のに対し、乙9発明ではそのように特定されていない点。

イ 相違点の容易想到性

(ア) 相違点9-1-1について

乙15に記載される乙15発明1は、構成1bの一部として「Webクライアントのディスプレイ表示範囲に対する地図の相対移動が指示された時に、Webクライアントのディスプレイ表示範囲に対する表示領域の移動すべき位置を演算して該位置に表示領域を移動する」という、相違点9-1-1に相当する構成を含んでいる（なお、「Webクライアント」に「Webブラウザ」を採用することは当業者が適宜採用し得る設計的事項であることは、別件地裁判決で認められているとおりである。）。

そして、乙9発明と乙15発明1は、表示領域よりも大きい地図画像を分割して表示領域に入る分割画像をサーバからダウンロードして表示領域に表示する地図表示方法である点で技術分野が関連し、作用・機能

も共通する。よって、乙 1 5 発明 1 を乙 9 発明に適用する動機付けがある。

以上のとおり、相違点 9-1-1 は乙 1 5 発明 1 を適用することによって容易に想到できた事項にすぎない。

5 また、同様の理由から、相違点 9-1-1 は乙 1 6 発明 1 を適用することによって容易に想到できた事項にすぎない。

(イ) 相違点 9-1-2 について

無効理由 4 の相違点 1 5-1-3 や相違点 1 6-1-3 で述べたのと同様の理由により、相違点 9-1-2 は当業者であれば容易に想到できた事項である。

(3) 本件発明 2 について

ア 一致点及び相違点

乙 9 発明の「地図表示画面 1 5 2」、「地図データ」、「画像データ」及び「区画」は、それぞれ本件発明 1 の「表示領域」、「画像」、「分割画像」及び「枠要素」に相当するから、本件発明 2 と乙 9 発明とを対比すると、以下の点で相違し、その余で一致する。

(ア) 相違点 9-2-1

本件発明 2 では、「W e b ブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、W e b ブラウザの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動する」(構成要件 2 B) し、

「前記画像の相対移動に伴い前記 W e b ブラウザの表示領域から離れる前記分割画像に該当する位置から前記枠要素を削除し、前記 W e b ブラウザの表示領域に近づく前記分割画像に該当する位置に前記枠要素を追加して画像に対する前記枠要素の配列の位置を変更し、追加する前記枠要素に、該当する位置の前記分割画像を当てはめて表示しまたは表示できる状態に」する (構成要件 2 F 1) のに対し、乙 9 発明では、そのよ

うに特定されていない点。

(イ) 相違点 9-2-2

本件発明 2 では、「該方法は、前記複数の枠要素全体でブロックを構成し、画像の相対移動が指示された時に、Webブラウザは、該Webブラウザの表示領域の原点に対する該ブロックの原点の移動すべき座標を演算し、該演算により求められたブロックの原点の座標に基づき、前記各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する方法であり、」（構成要件 2 C）、「WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScript（登録商標）により、Webブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の座標と、該ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標を演算して初期表示を行い、」（構成要件 2 E）、「該初期表示後に、Webブラウザの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、WebブラウザはHTMLファイルに記述されているJavaScriptによりWebブラウザの表示領域の原点に対するブロックの原点の移動すべき座標を演算し、Webブラウザは該ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算し、該演算により求められた座標に各枠要素の原点をそれぞれ移動することにより、前記画像の相対移動を実現する」（構成要件 2 F）し、②ブロックがHTMLの文法で定義される<DIV>タグを使用して設定されている（構成要件 2 F 2）のに対し、乙 9 発明ではそのように特定されていない点。

イ 相違点の容易想到性

(ア) 相違点 9-2-1 について

乙 1 5 に記載される乙 1 5 発明 2 は、構成 2 b の一部として「Web

クライアントのディスプレイ表示範囲に対する地図の相対移動が指示された時に、Webクライアントのディスプレイ表示範囲に対する表示領域の移動すべき位置を演算して該位置に表示領域を移動」、構成2fとして「該地図の相対移動に伴いWebクライアントのディスプレイ表示範囲から離れるメッシュ分割した地図データから描画された地図に該当する位置から表示領域を削除し、Webクライアントのディスプレイ表示範囲に近づくメッシュ分割した地図データから描画された地図に該当する位置に表示領域を追加して地図に対する表示領域の配列の位置を変更し、該追加する表示領域に、該当する位置のメッシュ分割した地図データから描画された地図を当てはめて表示しまたは表示できる状態にする」という、相違点9-2-1に相当する構成を含んでいる（なお、「Webクライアント」に「Webブラウザ」を採用することは当業者が適宜採用し得る設計的事項であることは、別件地裁判決で認められているとおりである。）。

そして、乙9発明と乙15発明2は、表示領域よりも大きい地図画像を分割して表示領域に入る分割画像をサーバからダウンロードして表示領域に表示する地図表示方法である点で技術分野が関連し、作用・機能も共通する。したがって、乙15発明2を乙9発明に適用する動機付けがある。

以上のとおり、相違点9-2-1は乙15発明2を適用することによって容易に想到できた事項にすぎない。また、同様の理由から、相違点9-2-1は乙16発明2を適用することによって容易に想到できた事項にすぎない。

(イ) 相違点9-2-2について

無効理由4の相違点15-1-3や相違点15-2-7で述べたのと同様の理由により、無効理由5の相違点16-1-3や相違点16-2

－ 7 で述べたのと同様の理由により、相違点 9－2－2 は当業者であれば容易に想到できた事項である。

5 (ウ) 「区画に対する画像データの当てはめ」に関して、乙 9【0080】に「この第 2 の HTML ファイル (010_013.htm) は・・・ 4 個の画像データ・・・と・・・ 12 個の画像データ・・・とを端末装置 103 の表示画面上の指定位置に表示させる」と記載されているように、乙 9 では、
10 合計 12 個の画像データをそれぞれ表示画面上の指定位置（すなわち、原告らがいうところの「区画」）に表示することが記載されており、「画像データを、個々に当てはめて表示する・・・複数の区画」という構成を認定することに何ら問題はない。

Web ブラウザを利用する乙 9 発明に乙 15 発明を適用すると、当然に乙 15 発明の Web クライアントに乙 9 発明の Web ブラウザが採用されることとなる。乙 15 発明の表示領域は移動するものであるし、表示領域の移動すべき位置を演算している。

15 (4) 本件発明 4 について

乙 9 には乙 9 発明に係る方法を実行させるプログラムが開示されているから、本件発明 4 と乙 9 発明との間に特有の相違点はない。したがって、本件発明 4 は進歩性欠如により無効である。

(原告らの主張)

20 (1) 乙 9 発明の内容について

乙 9 発明は、リンクを辿って画像を表示する技術であって、そこには、枠要素に画像を当てはめるといった技術思想は存在しないから、枠要素に相当する構成は存在せず、区画に対する画像データの当てはめもない。

(2) 本件発明 1 について

25 ア 一致点及び相違点

乙 9 では、静的リンク情報を基に逐次取得され、枠要素の生成や削除に

よる動的な管理は行われず、スクロール範囲やデータ取得は静的なHTMLを辿ることによるリンク構造に基づくものである。ページ全体の画像書き換え伴うことが前提であり、インターネット通信における同期処理を前提としている。

5 また、被告は、乙9の「区画」が本件発明の「枠要素」に相当するとい
うが、乙9の「区画」は本件発明の「枠要素」のようにHTMLに記述さ
れる要素ではない。乙9は、リンクを辿るものであり、枠要素に画像を当て
はめるといふ技術思想は存在せず、個々の画像データは、個別に取り扱わ
10 れているわけではなく、1つのHTMLファイルに一体的に組み込まれて
いる。乙9では、「区画」はサーバ側で管理され、Webクライアントは
単にサーバから受け取った情報を利用して画面に表示するのみである。区
画の設定主体はサーバであり、クライアント側で動的に設定する仕組みは
存在しない。他方、本件発明では、Webブラウザ内でJavaScriptが枠要
素を動的に設定するが、乙9ではそのような動作主体が存在しない。

15 イ 相違点の容易想到性

(ア) 相違点9-1-1について、乙15発明1のWebクライアントにWeb
ブラウザを採用することは、容易ではない上に、乙15発明の表示
領域はWebクライアントのハードウェア上に設けられたものであって、
移動しないものであり、それに伴い移動のための演算も実施されること
20 はないから、乙15発明が、相違点9-1-1に相当する構成を含んで
いるとの被告の主張は、失当である。

(イ) 相違点9-1-2について相違点15-1-3及び相違点16-1-
3に対する反論のとおりである。

(3) 本件発明2について

25 相違点9-2-1について、前記14及び15の原告らの主張と同様の理
由から、乙15発明2では相違点9-2-1を埋めることはできない。

また、相違点 9-2-2 について、前記 14 及び 15 の原告らの主張と同様の理由から、相違点 9-2-2 を埋めることはできない。

(4) 本件発明 4 について

前記のとおり本件発明 1 及び 2 には無効理由はないから、これらを引用する本件発明 4 についても無効理由は存在しない。

17 争点 5 (間接侵害の成否) について

(原告らの主張)

(1) 特許法 101 条 4 号の「その方法の使用にのみ用いる物」の意義

特許発明に係る方法の使用に用いる物について非侵害用途に使用することが、経済的、商業的、実用的な用途としてあり得るだけでは、当該物は特許法 101 条 4 号の「その方法の使用にのみ用いる物」に該当しないとはいえない。

(2) 被告地図プログラムの配信の間接侵害該当性

被告地図プログラムは、特定の地図表示方法を実行するために設計されており、そのすべての機能が地図表示に直接関連している。他の用途に用いられる場合でも、地図表示の基盤としての利用に限定され、地図表示機能を離れた用途は考えられない。プログラムが他のソフトウェアに組み込まれることがあったとしても、それは地図表示機能の利用を前提とするものであり、地図表示以外の用途は技術的にも実用的にも存在しない。被告地図プログラムが使用されない状態で待機している場合でも、それは地図表示機能を実行するための準備状態にあるものであり、その待機状態自体が地図表示という用途に紐付いている。被告地図プログラムが他のソフトウェアに一時的に組み込まれる可能性があっても、それが地図表示以外の用途に実用的に使用されることを意味しない。実際に、被告地図表示方法が地図表示以外の用途に使用されることを被告は立証していない。被告地図プログラムは、地図表示という特定用途に特化しており、他の用途への転用可能性が極めて限定的で

ある。被告地図プログラムにおいては、非侵害用途が実用的であるとは到底
いえない。プログラムが使用されうる状態にあるだけでは、「のみ」要件の
否定にはつながらない。

したがって、被告による被告地図プログラムの配信につき、本件特許権の
5 間接侵害が成立する。

(被告の主張)

(1) 特許法 101 条 4 号の「その方法の使用にのみ用いる物」の意義

特許発明に係る方法の使用に用いる物について非侵害用途に使用すること
が、経済的、商業的、実用的な用途としてあり得ないとまでいえない限り、
10 当該物は特許法 101 条 4 号の「その方法の使用にのみ用いる物」に該当し
ない。

(2) 被告地図プログラムの配信の間接侵害該当性

スクロールのドラッグ操作等をすることなく店舗付近や現在地付近の地図
を表示させるなど、被告地図プログラムの非侵害用途の使用が、経済的、商
15 業的、実用的な用途としてあり得ないとはいえないから、被告地図プログラ
ムは、特許法 101 条 4 号の「その方法の使用にのみ用いる物」に該当しな
い。

また、被告地図プログラムには、道沿い検索や距離計測等のスクロールの
ドラッグ操作等が全く想定されない使用形態や、キーワード検索や宅配便の
20 追跡等の地図とは無関係の独立した使用形態など、本件各発明を実施する機
能は全く使用しないという使用形態が、経済的、商業的又は実用的な使用形
態として認められるから、仮に、同号の「その方法の使用にのみ用いる物」
の意義について原告らの主張する見解に立ったとしても、被告地図プログラ
ムは、同号の「その方法の使用にのみ用いる物」に該当しない。

したがって、被告による被告地図プログラムの配信につき、本件特許権の
25 間接侵害は成立しない。

1.8 争点6（損害額）について

（原告らの主張）

(1) 原告サピエンスは、本件特許権の設定登録日である平成26年2月14日から平成27年2月8日までの間（360日間）、原告プラグインフリーは、
5 本件特許権の取得日である同月9日から被告が本件特許権の使用を終えた
令和2年12月1日までの間（2123日間）、被告による本件特許権の侵害により、以下の損害を被ったものであり、被告に対し以下と同額の不当利得返還請求権を有している。

ア 実施料相当額の損害（特許法102条3項）

10 (ア) 算定法1

被告は、被告地図プログラムの配信により、被告管理のウェブページ
で地図と共に表示される広告からの広告料により、平成26年2月14
日から令和2年12月1日までの間に約1900億円の売上げを得たと
ころ、本件各発明の実施に対し受けるべき料率は、売上げの10%を下
15 回らない。そうすると、原告らの損害額は、原告サピエンスにあっては
26億6000万円（1900億円×10%×14%（360日／24
83日。小数点以下四捨五入））、原告プラグインフリーにあっては1
63億4000万円（1900億円×10%×86%（2123日／2
483日。小数点以下四捨五入））である。

20 また、上記の消費税相当額として、原告サピエンスにあっては2億6
600万円（26億6000万円×10%）、原告プラグインフリーに
あっては16億3400万円（163億4000万円×10%）の不当
利得返還請求権を有しており、消費税を含む金額は、原告サピエンスに
あっては29億2600万円、原告プラグインフリーにあっては179
25 億7400万円である。

(イ) 算定法2

被告地図プログラムのWEBページの月間ページビュー数は840億であり、被告のWEBページへの広告表示料金単価の最安値は0.2円／1インプレッション(広告表示の回数をカウントする)であるところ、本件各発明の実施に対し受けるべき料率は、売上げの10%を下回らない。ページビュー1回につき2インプレッションが発生すると考えると、
5 840億×(ヤフーマップの月間アクティブユーザ数872万／ヤフー全体の月間アクティブユーザ数8400万)×(インプレッション数2／1ページビュー)×インプレッション単価0.2円×10%×(2483日／30日)=289億円となる。そうすると、原告らの損害額は、
10 原告サピエンスにあっては40億円(289億回×14%)、原告プラグインフリーにあっては249億(289億回×86%)である。

また、上記の消費税相当額として、原告サピエンスにあっては4億円(40億円×10%)、原告プラグインフリーにあっては24億9000万円(249億円×10%)の不当利得返還請求権を有しており、消費税を含む金額は、原告サピエンスにあっては44億円、原告プラグインフリーにあっては273億9000万円である。
15

イ 弁護士費用相当額

原告らは、被告による本件特許権の侵害により、本訴の遂行を余儀なくされ、少なくとも不当利得返還請求額の10%に相当する弁護士費用相当額の損害を被った。
20

- (2) 以上により、原告らは、被告に対し、原告サピエンスにあっては特許法102条3項の損害賠償金(少なくとも算定法1による29億2600円)と同額の不当利得金の一部2926万円及び弁護士費用相当額292万6000円の支払を、原告プラグインフリーにあっては同項の損害賠償金(少なくとも算定法1による179億7400円)と同額の不当利得金の一部1億7974万円及び弁護士費用相当額1797万4000円の支払を求める
25

ものである。

(被告の主張)

争う。

19 争点7 (消滅時効) について

5 (被告の主張)

平成26年6月30日以前に係る不当利得請求権は、令和6年6月30日(本件訴え提起日の前日)経過により消滅時効が完成しているから、これを援用する。

(原告らの主張)

10 争う。

第4 当裁判所の判断

1 本件各発明の内容

(1) 本件明細書等には、次のとおりの記載があることが認められる(甲2)。

ア 発明の属する技術分野

15 「この発明は、ビューアの表示領域よりも大きい画像をビューアに表示する画像表示方法および画像表示用プログラムに関する。」(段落【0001】)

イ 技術背景

20 「インターネット技術の発展により、世界中からあらゆる情報をブラウザで閲覧することができるようになった。画像情報も同様にブラウザで閲覧できる。これは、Webサーバ上に、JPEGファイル等の画像ファイルを表示することを記述したHTMLファイルを保存しておくことにより実現される。インターネット技術を利用した新聞紙面画像の配信および閲覧も実用化されている。…」(段落【0002】)

25 ウ 発明が解決しようとする課題

「この発明は新聞紙面等の横縦のサイズ(画素数)が大きい画像をビュー

ーアに表示する画像表示方法および画像表示用プログラムを提供しようとするものである。」（段落【0004】）

エ 課題を解決するための手段

「この発明の画像表示方法はビューアの画像を表示する表示領域よりも
5 大きい画像を分割し該ビューアの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を該ビューアの表示領域に表示する画像表示方法において、分割画像を個々に当てはめて表示する表示領域に相当する複数の枠要素の配列をビューアに設定し、該各枠要素に、該当する位置の分割画像をそれぞれ当てはめて表示しまたは表示できる状態にするものである。」（段落【0005】）

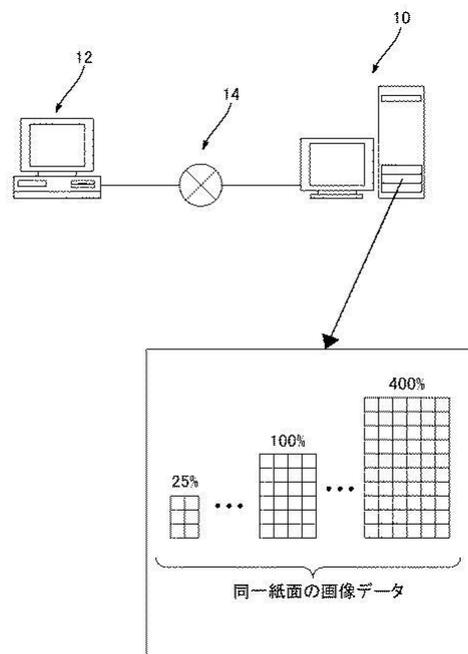
「この発明の画像表示方法はビューアの画像を表示する表示領域よりも
10 大きい画像を分割し該ビューアの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を該ビューアの表示領域に表示する画像表示方法において、ビューアの表示領域に少なくとも一部が入る分割画像を含む、ビューアの表示領域に対し所定の位置関係にある、画像全体に対して限定された範囲の画像領域
15 に含まれる分割画像を、個々に当てはめて表示する表示領域に相当する複数の枠要素の配列をビューアに設定し、該各枠要素に、該当する位置の分割画像をそれぞれ当てはめて表示しまたは表示できる状態にし、かつ、ビューアの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、ビューアの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動
20 するものである。これによればビューアの表示領域に対する画像の相対移動が指示された時に、ビューアの表示領域に対する枠要素の移動すべき位置を演算して該位置に枠要素を移動するので、画像全体（つまり全分割画像）を移動する場合に比べて演算量を減らすことができ、これにより画像の移動速度を速くする（追従性をよくする）ことができる。」（段落【0006】）
25

「この発明の画像表示用プログラムは、この発明の画像表示方法を処理

装置に実行させることを特徴とするものである。」（段落【0007】）

オ 発明の実施の形態

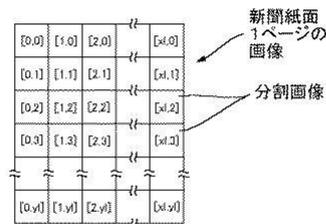
「この発明の実施の形態を以下説明する。この実施の形態では、プラグ
インソフトウェアなしで、新聞紙面画像を配信・閲覧する場合について説
5 明する。図1にシステム構成を示す。Webサーバ(サーバコンピュータ)
10とWebブラウザ(クライアントコンピュータ、ビューア)12とは、
インターネット等の通信ネットワーク14を介して接続されている。Web
サーバ10には、新聞紙面の画像データベースが予め格納されて用意さ
れている。この画像データベースは、新聞1ページ全体を1つの画像とす
10 るもので、新聞を構成する各ページの画像を様々な倍率{長さ比で例えば、
25%、33%、50%、67%(以上、実際の新聞紙面の縮小画像)、
100%(実際の新聞紙面と等倍画像)、133%、200%、400%
(以上、実際の新聞紙面の拡大画像)}で(すなわち、同一ページの画像
を複数の倍率で)保存している。各分割画像のファイル形式は同一である
15 必要はなく、例えば分割画像ごとの特徴(写真か文字か、カラーか白黒か
等)に応じて圧縮率が高いファイル形式(JPEG形式、PNG形式、G
IF形式等)で保存する。したがって、新聞1ページの画像は、異なるフ
ァイル形式の分割画像が混在して構成される場合がある。このように、分
割画像ごとに圧縮率が高いファイル形式を用いることにより送信時間を短
20 縮できる。」（段落【0010】）



【図 1】

「1つの倍率の1ページの画像は、図2に示すように、左上位置（画像の原点位置）から横方向（X軸方向）および縦方向（Y軸方向）にそれぞれ所定画素数ごとに格子状に分割されて、複数の矩形の分割画像の集合で構成されている。1つの分割画像を構成する画素数は、倍率の違いにかかわらず一定であり、例えば480×480ピクセルである（ただし、1ページ横方向全体の画素数が1つの分割画像について定められた横方向の画素数で割り切れない場合は、右端位置の分割画像の画素数は端数となる。同様に、1ページ縦方向全体の画素数が1つの分割画像について定められた縦方向の画素数で割り切れない場合は、下端位置の分割画像の画素数は端数となる。）。これに対し、1ページ分の紙面を構成する画素数は、倍率に応じて変化する {倍率 (=長さ比) の二乗に比例する} ので、1ページ分の紙面を構成する分割画像数は、倍率が低い画像ほど少なく、倍率が高い画像ほど多くなる。各分割画像には、1ページの画像における各分割

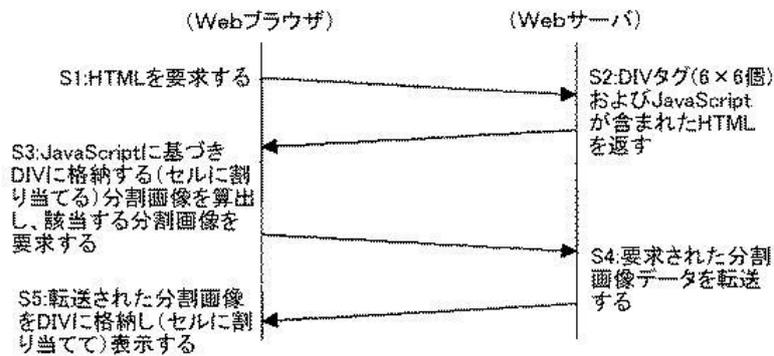
画像の位置（番地）を示す座標値（分割画像座標値）として、図2に示すように、横方向の座標を x 、縦方向の座標を y とし、左上角の分割画像位置を原点 $[0, 0]$ とし、右に行くに従い、また下に行くに従い1ずつ増加する分割画像座標値 $[x, y]$ に相当するファイル名がそれぞれ付与されて保存されている。1 ページの画像における右端の分割画像の横方向の座標値を x_1 、下端の分割画像の縦方向の座標値を y_1 とすると、右下角の最後の分割画像の座標値は $[x_1, y_1]$ となる。特定の新聞の、特定のページの、特定の倍率の、特定の分割画像は、新聞名、日付、朝／夕刊別、ページ番号、倍率、分割画像座標値 $[x, y]$ の各情報を組み合わせた識別情報で特定（指定）される。新聞紙面を閲覧する場合は、Webブラウザ12から、閲覧者により指示される閲覧位置に応じた該識別情報が送信され、Webサーバ10は該識別情報を解析して、該当する分割画像を送信し、Webブラウザ12は該分割画像を受け取って、元の画像の並びに配列して表示する。上記のような識別情報を用いれば、Webサーバ10から最初にWebブラウザ12に送信するHTML（後述する図3のステップS2）に、分割画像ごとのファイル名 {ファイル形式を指定する識別子 (.jpg、.png、.gif等) が付加されたデータ} を組み込んでおく必要がない（すなわち、Webブラウザ12はファイル名やそのファイル形式を予め知らなくても、個々の分割画像を要求できる。）ので、該HTMLのデータ量は少なくて済む。」（段落【0011】）



【図 2】

「この実施例では、後述するように（図 6）、画像上にブラウザの表示領域全体が入る大きさの『ブロック』を設定する。このブロックは、例えば 6 × 6 個の『セル』（枠要素）で構成される。1 つのセルは 1 つの分割画像の大きさ（例えば 480 × 480 ピクセル）に相当し、該当する位置の分割画像が当てはめ（割り当て）られる。ブロックは、画像が移動（スクロール）しても常にブラウザの表示領域全体が入るように、ブラウザの表示領域に対する画像の移動に応じて、ブラウザの表示領域に対してセル単位で移動し、これに伴い、セルに当てはめられる分割画像も順次入れ替えられる。」（段落【0012】）

「新聞紙面を閲覧する場合の Web ブラウザ 12 と Web サーバ 10 との間の通信のやり取りを図 3 に示す。閲覧者が Web ブラウザ 12 から Web サーバ 10 に〇月〇日付の〇〇新聞の〇刊（朝刊または夕刊）を閲覧する旨の指示をすると、該当する内容の HTML を要求する指示が出される（S1）。Web サーバ 10 はこの要求を受けて、図 4 に示す、分割画像データを当てはめる 6 × 6 個のセルを設定する <DIV> タグ、および、どの分割画像をどのセルに当てはめてブラウザ上のどの位置に表示するかを算出するための JavaScript を含んだ HTML を Web ブラウザに返す（S2）。なお、6 × 6 個のセルには、図 4 に示すように、「canvas 0000」～「canvas 0505」の名前が付けられている。「canvas」に続く 4 桁の数字のうち、最初の 2 桁はブロック内でのセルの X 軸方向の番地（00～05）を示し、それに続く残りの 2 桁はブロック内でのセルの Y 軸方向の番地（00～05）を示す。」（段落【0013】）



【図 3】

```

<HTML>
  <DIV ID= canvas BLOCK>
    <DIV ID= canvas 0000></DIV>
    <DIV ID= canvas 0100></DIV>
    <DIV ID= canvas 0200></DIV>
    <DIV ID= canvas 0300></DIV>
    <DIV ID= canvas 0400></DIV>
    <DIV ID= canvas 0500></DIV>
    <DIV ID= canvas 0001></DIV>
    .
    .
    .
    <DIV ID= canvas 0505></DIV>
  </DIV>
  
```

各セル(6×6個)をDIV(BLOCK)で結ぶ。

画像データを格納するセル用のDIVを用意する。

【図 4】

5 「Webブラウザ12は、HTMLを受け取ると、該HTMLに記述されているJavaScriptに基づき、各セルにどの分割画像を当てはめるかおよび各セルに当てはめられた分割画像をブラウザ12上のどの位置に表示するかを算出する。そして、算出された分割画像がWebブラウザ12に既にダウンロードされてキャッシュメモリに保存されている分割画像である

10 かどうかを判断し、既に保存されている分割画像については、それを読み出して該当するセルに当てはめる。また、Webブラウザ12に保存され

ていない分割画像については、Webサーバ10に対し該当する分割画像を要求する（S3）。Webサーバ10は該要求に応じて、該当する分割画像データを送信する（S4）。Webブラウザ12は該分割画像データを受け取り、該当するセルに当てはめる。このようにして、6×6個のセルに分割画像がそれぞれ当てはめられて（関連づけられて）、前記算出された位置にそれぞれ表示される（S5）。これにより、Webブラウザ12の表示領域全体に、分割画像がつなぎ目なく表示されて、新聞紙面の画像が表示される。表示の一例を図5に示す（図5においてセルの境界線は仮想的に示したもので、実際の画面では表示されない。）。なお、閲覧開始当初は初期画面として、Webブラウザ12から閲覧の指示をした新聞の第1ページの所定倍率（紙面の記事全体が見渡せるように比較的低い倍率）の分割画像をWebブラウザ12がWebサーバ10に要求して表示するように、Webサーバ10から送信するHTMLが記述されている。」

（段落【0014】）

銘柄	始値	高	安	終値	比	出	養命酒	770	770	760
三井物産	117	119	116	119	▲	1	三國コカ	860	888	854
日水	257	257	252	257	▲	1	近畿コカ	680	680	676
マルハ	126	130	125	130	▲	5	四国コカ	1010	1034	1008
カタタ	1263	1263	1250	1263	▲	1	コカIホ	2000	2000	1981
ホクト	1850	1850	1810	1813	▼	48	コカIホ	6490	6490	6350
三井山	50	52	49	52	▲	8	コカIホ	2075	2095	2045
住友炭	38	39	37	39	▲	1	カルビス	616	630	616
日鉄鉄	226	228	209	209	▼	22	ポツカ	307	315	300
三井松島	125	131	121	130	▲	9	伊藤園	3920	3950	3870
帝石	403	407	390	400	▼	6	キコヒ	1495	1495	1475
ガス開	529	530	516	525	▼	9	キコヒ	2055	2070	2045
太平発	50	51	49	50	▲	0	エニカフ	1478	1485	1470
							エニカフ	498	500	485
							三井物産	895	921	907
							不二油	971	975	953
							Jオイル	178	184	173
							キコマン	784	785	760
							味の素	1257	1257	1233
							キコヒ	914	921	907

【図5】

「初期表示制御

ブロックを構成する各セルに当てはめる分割画像について説明する。

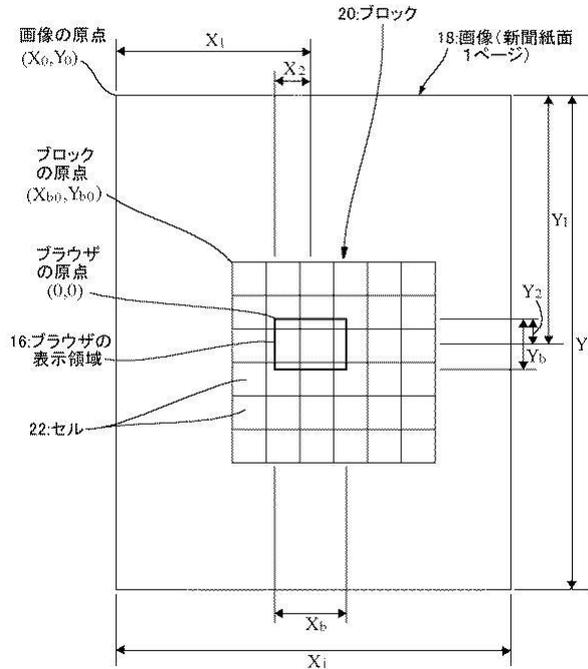
ここでは、図 6 に示すように、ブラウザの表示領域 1 6 よりも大きい画像 1 8（新聞紙面 1 ページ分の画像）を、ブラウザの表示領域 1 6 の中心と画像 1 8 の中心を一致させた状態に初期表示するものとする。また、ブロック 2 0 を 6 × 6 個のセル 2 2 で構成し、ブロック 2 0 の左側および上側を 1 セルずつ空けて（つまり、ブラウザの表示領域 1 6 の左上角が、ブロック 2 0 の左から 2 番目、上から 2 番目のセルに位置するように）表示するものとする。なお、以下の説明において、座標値あるいは番号（番地）はその種類に応じて次のように区別して表記する。

(,) : ピクセル座標値（ピクセル単位の座標値）

[,] : 分割画像座標値（画像全体における分割画像ごとの座標値）

[,] : セル番号（ブロックにおけるセルごとの番号値）

ピクセル座標値は、ブラウザの原点（左上角）を原点（0, 0）とし、X 軸方向の極性は右方向を+、左方向を-とし、Y 軸方向の極性は下方向を+、上方向を-とする。」（段落【0 0 1 5】）



【図 6】

「図 6 において、各変数は次を意味する。

X_i : 画像 (新聞紙面 1 ページ) 全体の幅 (ピクセル値)

Y_i : 画像 (新聞紙面 1 ページ) 全体の高さ (ピクセル値)

X_b : ブラウザの幅 (ピクセル値)

Y_b : ブラウザの高さ (ピクセル値)

$X_1 = X_i / 2$: 画像幅の半値 … (式 1)

$Y_1 = Y_i / 2$: 画像高さの半値 … (式 2)

$X_2 = X_b / 2$: ブラウザ幅の半値 … (式 3)

$Y_2 = Y_b / 2$: ブラウザ高さの半値 … (式 4) 」 (段落

【 0 0 1 6 】)

「図 6 において、ブラウザの原点 (左上角) を原点 $(0, 0)$ とすると、

画像の原点の座標値 (X_0 , Y_0) は次式によって与えられる。

$$X_0 = X_2 - X_1 : \text{画像の X 軸原点} \quad \dots \text{(式 5)}$$

$$Y_0 = Y_2 - Y_1 : \text{画像の Y 軸原点} \quad \dots \text{(式 6)}$$

1 つの分割画像の大きさ (= 1 つのセルの大きさ) を 480×480 ピクセルとすると、画像全体の分割画像数は次式によって与えられる。

$$G_{x_i} = X_i / 480 : \text{X 軸方向の全分割画像数} \quad \dots \text{(式 7)}$$

$$G_{y_i} = Y_i / 480 : \text{Y 軸方向の全分割画像数} \quad \dots \text{(式 8)}$$

この G_{x_i} 、 G_{y_i} が小数点以下の桁を有する場合は、小数点以下を切り上げた整数値が実際の X 軸方向および Y 軸方向の全分割画像数である。また、 G_{x_i} の小数点以下を切り捨てた値が右端の分割画像の横方向の座標値 x_1 (図 2) であり、 G_{y_i} の小数点以下を切り捨てた値が下端の分割画像の縦方向の座標値 y_1 (同) である。」 (段落【0018】)

「一方、ブラウザの表示領域 16 に必要な分割画像数は次式によって与えられる。

$$G_{x_b} = X_b / 480 : \text{X 軸方向の表示に必要な分割画像数} \quad \dots \text{(式 9)}$$

$$G_{y_b} = Y_b / 480 : \text{Y 軸方向の表示に必要な分割画像数} \quad \dots \text{(式 10)}$$

ブラウザの表示領域 16 に入る最初の分割画像 {ブラウザの原点 (0, 0) が属する (位置する) 分割画像} の座標 [x_f , y_f] は、次式によって与えられる。

$$x_f = - \{ (X_0 / 480) \text{ の商の小数点以下を切り捨てた値} \} \quad \dots \text{(式 11)}$$

$$y_f = - \{ (Y_0 / 480) \text{ の商の小数点以下を切り捨てた値} \} \quad \dots \text{(式 12)} \quad \text{」 (段落【0019】)}$$

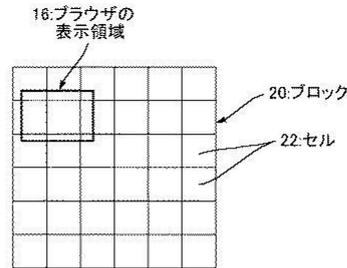
「ブロックの左端に配置されるセル (X 軸方向のセル番号を S_{x_f} とする。

以下「X軸最初セル」という。)には、X軸方向の分割画像座標値が $x_f - 1$ の分割画像を当てはめる。同様に、ブロックの上端に配置されるセル(Y軸方向のセル番号を S_{y_f} とする。以下「Y軸最初セル」という。)には、Y軸方向の分割画像座標値が $y_f - 1$ の分割画像を当てはめる。すなわち、

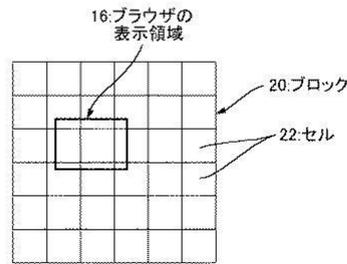
5
$$S_{x_f} = x_f - 1 \quad \dots \text{(式13)}$$

$$S_{y_f} = y_f - 1 \quad \dots \text{(式14)}$$

とする。これによれば、ブロックの最初のセル $[S_{x_f}, S_{y_f}]$ (ブロックの左上角に配置されるセル。以下「最初セル」という。)には、 $[x_f - 1, y_f - 1]$ の分割画像が当てはめられる。-1を付加するのは、 $S_{x_f} = x_f$ 、 $S_{y_f} = y_f$ に設定すると、図7(a)に示すように、ブロック20の左端部分および上端部分がブラウザの表示領域16の左端部分および上端部分に接近して配置されることになり、画像を右下方向に移動(スクロール)させた際に、新たに左側および上側からブラウザの表示領域16に入るべき分割画像がWebサーバから新たに転送されて来るまでの待ち時間
15 に、ブラウザの表示領域16の左端部分および上端部分に空白部分(画像が表示されない部分)が生じ易くなるためである。これに対し、-1を付加すると、図7(b)に示すように、ブロック20は予めブラウザの表示領域16に対して1セル分以上左方向および上方向にオフセットして配置されることになり、画像を右下方向に移動させた際に、ブラウザの表示領域16の左端部分および上端部分に空白部分を生じにくくさせることができる。」(段落【0020】)
20



(a) オフセット無し



(b) オフセット有り

【図 7】

「ブロックを構成するその他のセルに当てはめる分割画像の座標は、最初セル $[S_{x_f}, S_{y_f}]$ に当てはめる分割画像の座標 $[x_f - 1, y_f - 1]$ に、X軸方向並びにY軸方向に1ずつ順次足していくことにより求められる。すなわち、最初セル $[S_{x_f}, S_{y_f}]$ を0番目のセルとして、X軸方向にm番目 ($m = 0, 1, \dots, 5$)、Y軸方向にn番目 ($n = 0, 1, \dots, 5$) のセル $[S_{x_m}, S_{y_n}]$ に当てはめられる分割画像座標値は、

$$S_{x_m} = S_{x_f} + m = x_f - 1 + m \quad \dots \text{(式 1 5)}$$

$$S_{y_n} = S_{y_f} + n = y_f - 1 + n \quad \dots \text{(式 1 6)}$$

で与えられる。したがって、ブロックの最後のセル $[S_{x_l}, S_{y_l}]$ (ブロックの右下角に配置されるセル。以下「最後セル」という。なお、ブロックの右端に配置されるセルをそれぞれ「X軸最後セル」、ブロックの下

端に配置されるセルをそれぞれ「Y軸最後セル」という。)に当てはめる
分割画像の座標は、

$$S_{x1} = S_{xf} + 5 = x_f + 4 \quad \dots \text{(式17)}$$

$$S_{y1} = S_{yf} + 5 = y_f + 4 \quad \dots \text{(式18)}$$

5 となる。以上のようにして、ブロック20を構成する6×6個のセル2
2に当てはめるべき分割画像が求められる。」(段落【0021】)

「次に、ブロック20を構成する6×6個のセル22のブラウザ上にお
ける表示位置について説明する。各セルのブラウザ上における表示位置は、
該各セルの原点(左上角の位置)の座標値(ピクセル値)で特定(指定)
10 される。各セルの原点の座標値は以下のようにして求められる。まず、最
初セル〔S_{xf}, S_{yf}〕の原点(X_{b0}, Y_{b0})は、ブロックの原点に相当し
(図6参照)、

$$X_{b0} = X_0 + (S_{xf} \times 480) \quad \dots \text{(式19)}$$

$$Y_{b0} = Y_0 + (S_{yf} \times 480) \quad \dots \text{(式20)}$$

15 で与えられる。ブロックを構成するその他のセルの原点は、このよう
にして求められた最初セル〔S_{xf}, S_{yf}〕の原点(X_{b0}, Y_{b0})にX軸方向
並びにY軸方向に480ずつ順次足していくことにより求められる。すな
わち、最初セル〔S_{xf}, S_{yf}〕を0番目のセルとして、X軸方向にm番目
(m=0, 1, ..., 5)、Y軸方向にn番目(n=0, 1, ..., 5)のセ
20 ル〔S_{xm}, S_{yn}〕の原点(X_{bm}, Y_{bn})は、

$$X_{bm} = X_{b0} + (m \times 480) \quad \dots \text{(式21)}$$

$$Y_{bn} = Y_{b0} + (n \times 480) \quad \dots \text{(式22)}$$

で与えられる。」(段落【0022】)

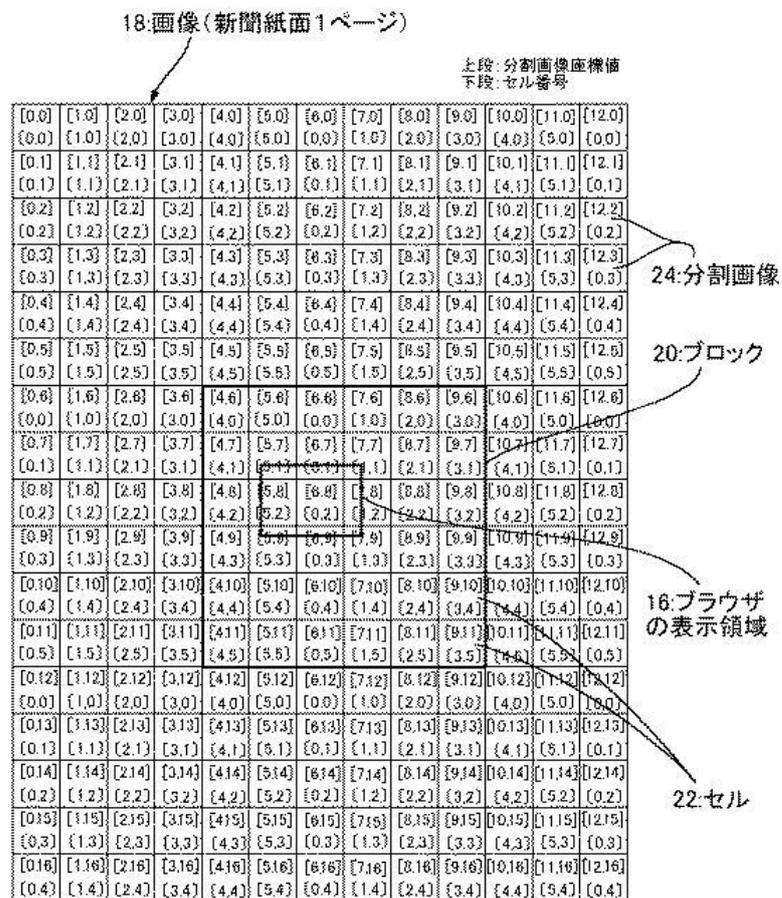
「Webサーバから送信されるHTML(図3のステップS2)には、
25 以上の(式1)～(式22)に相当する演算を実行するJavaScriptが記述
されており、Webブラウザは、該HTMLを受け取ると、該JavaScript

に基づき、ブロックを構成する 6×6 個のセルに当てはめる分割画像座標値と、各セルのブラウザ上における表示位置（各セルの原点位置を表示するピクセル座標位置）を算出する。そして、Webブラウザは、算出された分割画像座標値を識別情報としてWebサーバに該当する分割画像を要求する（Webサーバから既にダウンロードされてキャッシュメモリに保存されている分割画像についてはそれを使用する。）（図3のステップS3）。Webサーバ10は該要求に応じて、該当する分割画像データを送信し（同S4）、Webブラウザ12は該分割画像データを受け取り、該当するセルに当てはめて、それぞれ前記求められた位置に表示する（同S5）（図6、図7、図9、図11等から明らかなように、セルに当てはめられてもブラウザの表示領域から外れている分割画像はその時点では表示されないが、スクロール操作によりブラウザの表示領域に入ってくれば表示できる状態になっている）。」（段落【0023】）

「ここで、ブロック20を構成する各セル22のセル番号の付与方法について説明する。このセル番号の付与もWebサーバから送信されるHTMLに記述されているJavaScriptに基づき実行される。各セルのセル番号 $[S_x, S_y]$ は、該各セルに当てはめられる分割画像の座標 $[x, y]$ を、X軸方向についてはブロックを構成するX軸方向の総セル数、Y軸方向についてはブロックを構成するY軸方向の総セル数でそれぞれ割った余りの値として付与する。これによれば、各分割画像が当てはめられるセルのセル番号（各分割画像に割り当てられるセル番号）は、分割画像ごとに一意的に定まる。この実施例では、X軸方向、Y軸方向の総セル数はそれぞれ6であるから、セル番号は、X軸方向、Y軸方向ともに0, 1, 2, ..., 5の繰り返しとなる。この場合、各分割画像が当てはめられるセルのセル番号を図9に示す。図9の各分割画像位置に記述されている数値のうち、上段は各分割画像24の座標値を示し、下段は当てはめられるセルのセル

番号を示す。セル番号が繰り返し使われても、ブロック内のセル数は6×6個だけであるから、ブロック内で同時に同じセル番号が重複して使用されることはない。このようにセル番号を繰り返し用いることにより、図4に示すように、HTMLに記述する、セルを設定するための<DIV>タグは6×6個だけ用意すれば足りることになる。」（段落【0028】）

5



【図9】

「以上のようにして、Webサーバから送信されるHTMLに記述され

ているJavaScriptに基づき、ブロック20を構成する6×6個のセル22に当てはめる各分割画像24の座標値と該各セル22のセル番号および該各セル22のブラウザ上における表示位置（各セルの原点位置を表示するピクセル座標位置）が求められたら、Webサーバに対し該当する分割画像24の送信を要求し（図3のステップS3）、Webサーバから該要求
5 に応じた分割画像データが送られてきたら（同S4）、該当するセル番号に当てはめてブラウザに表示する（同S5）。これにより、Webブラウザ12の表示領域全体に、分割画像24がつなぎ目なく表示されて、新聞紙面の画像18が表示される。」（段落【0029】）

「図10は、ブロック20を構成する各セル22に当てはめる各分割画像24の座標値と、該各セル22に付与するセル番号と、該各セル22のブラウザ上における表示位置（各セルの原点位置）の関係を求め、該当する分割画像をWebサーバに要求し、該要求に応じてWebサーバから送られてきた分割画像24を各セル22に当てはめるためのJavaScriptの関数（抜粋）を示す。このJavaScriptの関数は、画像の左上角の分割画像[0, 0]を始点として、分割画像位置をY軸方向に走査してブロックに含まれる分割画像の有無を判断し、ブロックに含まれる分割画像があった場合は、該分割画像が当てはめられるセルに、該分割画像のX軸方向の座標値xを6で割った余りをX軸方向のセル番号sellXとして付与し、該分割画像のY軸
15 方向の座標値yを6で割った余りをY軸方向のセル番号sellYとして付与する。そして、「document.all("canvas" + sellX + sellY).innerHTML = "20 する分割画像をWebサーバに要求し、該要求に応じてWebサーバから送られてきた分割画像を該当するセルに当てはめる。なお、上のJavaScript

の関数は、「canvas sellX sellY」（sellX=00～05、sellY=00～05）のIDを持つDIVタグ（図4参照）を、このセルに当てはめる分割画像の座標値「image x y」のIDを持つIMGタグに変換し、該IMGタグのソースとして「image.cgi」（Webサーバ側の画像データ検索および転送モジュール）からの分割画像データを埋め込むことを意味する。そのとき「a=xxx&b=xxx&c=xxx&d=xxx&e=xxx&f=xxx&g=xxx」は、Webサーバに保存されている画像を特定するためのパラメータ（新聞名、日付、朝／夕刊別、ページ番号、倍率等の情報）として、特定の画像ファイルを検索するための値となる。「STYLE='left:" +originX +";top:" + originY」はこのセル（分割画像）の原点（左上の位置）を表示するブラウザの表示領域上の座標位置（ピクセル値）を示す。」（段落【0030】）

```

function setImageSell(){
  originX = Xb0; //ブロックの最初セルのX軸原点(式19)
  originY = Yb0; //ブロックの最初セルのY軸原点(式20)
  for(x=0; x<=Sxt; x++){ //画像のX軸方向の最初の分割画像から最後の分割画像まで
    for(y=0; y<=Syt; y++){ //画像のY軸方向の最初の分割画像から最後の分割画像まで

      //ブロックのX軸最初セルから最後セル間の時実行

      if(x >= Sxt && x <= Sxt){

        sellX = x % 6; //xを6で割った余りをX軸方向のセル番号として使用する。
        //ブロックのY軸最初セルから最後セル間の時実行

        if(y >= Syt && y <= Syt){

          sellY = y % 6; //yを6で割った余りをY軸方向のセル番号として使用する。
          //各セル (canvasXY) に画像データ (imageXY) を格納する。
          //実際は CGI によってサーバ側に画像データを要求することで実行される。
          document.all("canvas" + sellX + sellY).innerHTML = "<IMG ID='image' +
            x + y + "SRC='image.cgi?a=xxx&b=xxx&c=xxx&d=xxx&e=xxx&f=
            xxx&g=xxx" STYLE='left:" + originX +";top:" + originY + ";'>";

        }
      }
      originY += 480; //480を足すことで、次のセルのY軸原点を設定する。
    }
    originX += 480; //480を足すことで、次のセルのX軸原点を設定する。
    originY = Yb0; //Y軸原点をY軸最初セルのY軸原点に戻す。
  }
  originX = Xb0; //X軸原点をX軸最初セルのX軸原点に戻す。
}

```

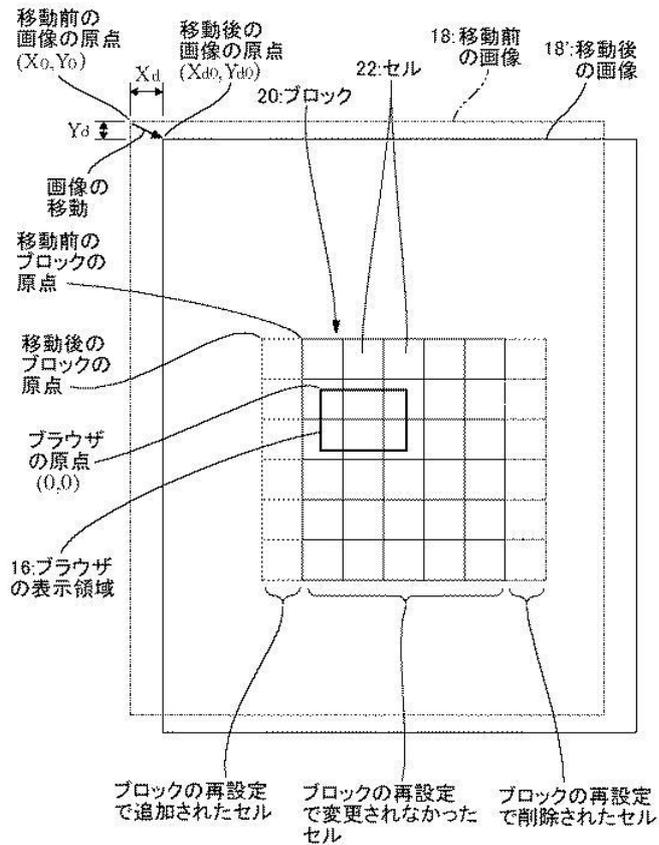
【図 1 0】

「以上の処理をその列のY軸方向の最後の分割画像まで行ったら、その1つ右隣の列に移って同様に上端からブロックに含まれる分割画像の有無を判断し、ブロックに含まれる分割画像が当てはめられるセルに、X軸方向のセル番号sellXおよびY軸方向のセル番号sellYを付与する。そして、X軸方向の最後の列の最後の分割画像まで達したら、処理を終了する。」

(段落【0031】)

「スクロール制御

次に、以上のようにして初期表示がなされた後に、閲覧者のスクロール操作によりブラウザの表示画面上で画像を任意の位置に移動させる（つまり、閲覧位置を移動する）方法について説明する。図 1 1 は、スクロール操作による画像の移動動作を示す。図 1 1 では、画像 1 8 を X 軸方向の右方向に X_d （ピクセル値）、Y 軸方向の下方向に Y_d （ピクセル値）移動させた場合（移動後の画像位置を符号 1 8' で示す。）を示す。ブロック 2 0 は画像 1 8 と一体に移動するが、この移動によってブロック 2 0 はブラウザの表示領域 1 6 に対し相対移動し、何も手当をしなければ、ブロック 2 0 はいずれブラウザの表示領域 1 6 から外れてしまう。そこで、移動量に応じて画像 1 8 に対するブロック 2 0 の位置を変更し、これに伴い該ブロック 2 0 を構成する各セル 2 2 に対する分割画像の当てはめを更新する制御（ブロックの再設定）を併せて行う。このブロックの再設定により、ブロック 2 0 は常にブラウザの表示領域 1 6 全体を含む（ブラウザの表示領域 1 6 全体が常にブロック 2 0 内に含まれる）ように制御される。図 1 1 の例では、スクロール操作によりブロック 2 0 がブラウザの表示領域 1 6 に対し相対的に右方向に移動して、セルの境界線が 1 本ブラウザの原点を越えているので、ブロックの再設定により、右端の 1 列のセルが削除され、その分左端に 1 列のセルが追加されている。それらの間の 5 列のセルには変更はない。」（段落【0 0 3 2】）



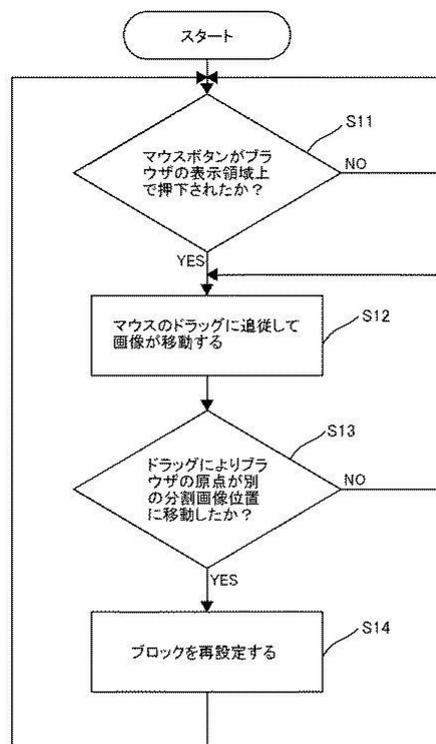
【図 1 1】

「スクロール操作時の制御フローを図 1 2 に示す。図 1 2 の制御は、W e b サーバから送信される HTML に記述されている JavaScript によって行われる。スクロール操作時の制御は、画像を移動させる制御と、ブロックの再設定制御で構成される。はじめに、画像の移動制御について説明する。新聞紙面の画像が表示されている画面上の任意の位置にマウスカursor (ポインタ) を当ててマウス左ボタンを押下し (マウスダウン操作) (図 1 2 のステップ S 1 1)、押下したままマウスカursor を移動させると (ドラッグ操作)、マウスカursor に追従して画像が移動する (同 S 1 2)。この場合、セル単位で移動量の演算をすると、演算処理に時間がかかり、

移動動作が遅くなる。そこで、図4のHTMLのように、6×6個のセルを設定する<DIV>タグ全体を、名前がcanvas BLOCKである<DIV>タグで1つのブロックとして束ねて、該1つのブロックについて移動量を演算して該ブロックの移動後の原点を求め、該求められたブロックの原点の座標に基づき、該ブロックを構成する各セルの原点の座標を演算して求める。これによれば、ブロックの原点に対する各セルの原点の相対位置は予め定まっており、簡単な演算で求めることができ、一方複雑な演算を要する移動量の演算は1つのブロックについてのみ行えばよいので、セル単位で（セルごとに）移動量の演算をする場合に比べて全体として演算量が少なくて済み、移動動作を高速化することができる。」（段落【0033】）

5

10



【図12】

「図13は、ブロック（画像）の移動量（＝マウスカーソルの移動量）

を計算してブロックの原点の移動すべき座標を求めるためのJavaScriptの関数を示す。この関数によりブロックの原点の移動すべき座標が求められたら、この座標がブロックの最初セル $[S_{x_f}, S_{y_f}]$ の原点の座標になるので、他のセルについてもX軸方向およびY軸方向にそれぞれ480ずつ順次足していくことによりそれぞれの原点の座標を求める。このような演算をマウスカーソルが移動されている間中繰り返すことにより、マウスカーソルに追従して画像を移動させることができる。マウスカーソルを任意の位置に移動後、マウスボタンを離す（マウスアップ操作をする）と、画像はその位置で停止する。」（段落【0034】）

```
document.onmousedown = setMouseDown; //マウスがダウンされたとき
document.onmousemove = setMouseMove; //マウスが移動したとき

function setMouseDown(){
    downX   = event.x; //クリックされたX軸座標
    downY   = event.y; //クリックされたY軸座標
    originX = downX - document.all.canvasBlock.style.pixelLeft;
    originY = downY - document.all.canvasBlock.style.pixelTop;
}

function setMouseMove(){
    dragX   = event.x; // 移動している時のX軸座標
    dragY   = event.y; // 移動している時のY軸座標
    //ブロックの原点を再計算する。
    document.all.canvasBlock.style.pixelLeft = dragX - originX;
    document.all.canvasBlock.style.pixelTop  = dragY - originY;
}
```

【図13】

「次に、ブロックの再設定制御について説明する。ドラッグ操作を終了して、マウスアップ操作をすると、移動後の画像上でブラウザの原点(0, 0)が属するセル位置（分割画像位置）が判断され、ドラッグ前の位置に

対して変化しているかどうか {つまり、ブラウザの原点 (0, 0) がセルの境界を超えたかどうか} が判断される (図 1 2 のステップ S 1 3)。そして、変化している場合 (セルの境界を超えた場合) は、その変化した分 (セルの境界を超えた本数分) ブロック位置を画像の移動と同じ方向に移動させるとともに、該ブロックを構成する各セルに対する分割画像の当てはめを更新することによりブロックの再設定を行う (同 S 1 4)。」 (段落【0035】)

「ブロックの再設定制御は次の演算により実現される。ドラッグ操作による画像の移動量を図 1 1 のように X 軸方向の右方向に X_d 、Y 軸方向の下方向に Y_d とすると {画像の移動量 X_d 、 Y_d は、ドラッグ終了位置 (マウスアップ操作位置) でのマウスカーソル座標値からドラッグ開始位置 (マウスダウン操作位置) でのマウスカーソル座標値を引算することにより得られる。}、移動後の画像の原点の座標値 (X_{d0} 、 Y_{d0}) は、次式によって与えられる。

$$X_{d0} = X_{f0} + X_d : \text{移動後の画像の X 軸原点} \quad \dots \text{(式 2 3)}$$

$$Y_{d0} = Y_{f0} + Y_d : \text{移動後の画像の Y 軸原点} \quad \dots \text{(式 2 4)}$$

ただし、 X_{f0} : 前回のスクロール操作による画像の最終的な X 軸原点。初回のスクロール操作であれば、 $X_{f0} = X_0$ (初期表示時の画像の X 軸原点) である。

Y_{f0} : 前回のスクロール操作による画像の最終的な Y 軸原点。初回のスクロール操作であれば、 $Y_{f0} = Y_0$ (初期表示時の画像の Y 軸原点) である。」 (段落【0036】)

「また、移動後にブラウザの表示領域に入る最初の分割画像 {ブラウザの原点 (0, 0) が属する分割画像} の座標 [x_{df} 、 y_{df}] は、次式によって与えられる。

$$x_{df} = - \{ (X_{d0} / 480) \text{ の商の小数点以下を切り捨てた値} \} \quad \dots$$

(式25)

$$y_{df} = - \{ (Y_{d0} / 480) \text{の商の小数点以下を切り捨てた値} \} \dots$$

(式26)

したがって、ドラッグによってセルの境界がブラウザの原点 (0, 0) を越えた数 S_{xd} , S_{yd} は、次式によって与えられる。

$$S_{xd} = x_{f0} - x_{df} \dots \text{(式27)}$$

$$S_{yd} = y_{f0} - y_{df} \dots \text{(式28)}$$

ただし、 x_{f0} : 前回のブロックの再設定時のブラウザの表示領域に入る最初の分割

画像のX軸座標

y_{f0} : 前回のブロックの再設定時のブラウザの表示領域に入る最初の分割画像のY軸座標」 (段落【0037】)

「(式27) によって求められる S_{xd} が 0 であれば、セルの境界はブラウザの原点 (0, 0) をX軸方向に越えてないことがわかり、+の値であれば、その本数分のセルの境界がブラウザの原点 (0, 0) を右方向に越えたことがわかり、-の値であれば、その本数分のセルの境界がブラウザの原点 (0, 0) を左方向に越えたことがわかる。また、(式28) によって求められる S_{yd} が 0 であれば、セルの境界はブラウザの原点 (0, 0) をY軸方向に越えてないことがわかり、+の値であれば、その本数分のセルの境界がブラウザの原点 (0, 0) を下方向に越えたことがわかり、-の値であれば、その本数分のセルの境界がブラウザの原点 (0, 0) を上方向に越えたことがわかる。」 (段落【0038】)

「(式27)、(式28) の演算の結果、 S_{xd} , S_{yd} がいずれも 0 の場合は、ブラウザの原点 (0, 0) が属する分割画像の位置はドラッグの前後で変化がないことになるから、ブロックの再設定は行われぬ。これに対し、(式27)、(式28) の演算の結果、 S_{xd} , S_{yd} のうち少なくとも

も一方が0以外の場合は、ブラウザの原点(0, 0)が属する分割画像の位置がドラッグの前後で変化することになるから、ブロックの再設定が行われる。」(段落【0039】)

「ブロックの再設定は、 S_{x_d} , S_{y_d} に相当するセル数分、ブロック全体を、画像に対し、画像の移動方向と逆方向に相対的に移動させることで実現される。このブロックの再設定によって、該ブロックを構成する各セルには次のように分割画像が当てはめられる。ブロックの左端に配置されるセル(X軸最初セル) $S_{x_{df}}$ には、X軸方向の分割画像座標値が $x_{df} - 1$ の分割画像が当てはめられる。同様に、ブロックの上端に配置されるセル(Y軸最初セル)には、Y軸方向の分割画像座標値が $y_{df} - 1$ の分割画像が当てはめられる。すなわち、

$$S_{x_{df}} = x_{df} - 1 \quad \dots \text{(式29)}$$

$$S_{y_{df}} = y_{df} - 1 \quad \dots \text{(式30)}$$

とする。これによれば、再設定後のブロックの左上角に配置されるセル(最初セル) $[S_{x_{df}}, S_{y_{df}}]$ には、 $[x_{df} - 1, y_{df} - 1]$ の分割画像が当てはめられる。-1を付加するのは、(式13)、(式14)で-1を付加したのと同じ目的である。すなわち、ブロックをブラウザの表示領域に対して1セル分以上左方向および上方向にオフセットして配置することにより、画像を右下方向に移動させた際に、ブラウザの表示領域の左端部分および上端部分に空白部分を生じにくくする。」(段落【0040】)

「ブロックを構成するその他のセルに当てはめる分割画像の座標は、最初セル $[S_{x_{df}}, S_{y_{df}}]$ に当てはめる分割画像の座標 $[x_{df} - 1, y_{df} - 1]$ に、X軸方向並びにY軸方向に1ずつ順次足していくことにより求められる。すなわち、最初セル $[S_{x_{df}}, S_{y_{df}}]$ を0番目のセルとして、X軸方向にm番目 ($m = 0, 1, \dots, 5$)、Y軸方向にn番目 ($n = 0, 1, \dots, 5$)のセル $[S_{x_{dm}}, S_{y_{dn}}]$ に当てはめられる分割画像座標値は、

$$S_{x_{dm}} = S_{x_{df}} + m = x_{df} - 1 + m \quad \cdots \text{(式 3 1)}$$

$$S_{y_{dn}} = S_{y_{df}} + n = y_{df} - 1 + n \quad \cdots \text{(式 3 2)}$$

で与えられる。したがって、ブロックの右下角に配置されるセル（最後セル） $[S_{x_{d1}}, S_{y_{d1}}]$ に当てはめる分割画像の座標は、

5 $S_{x_{d1}} = S_{x_{df}} + 5 = x_f + 4 \quad \cdots \text{(式 3 3)}$

$$S_{y_{d1}} = S_{y_{df}} + 5 = y_f + 4 \quad \cdots \text{(式 3 4)}$$

となる。」（段落【0041】）

「以上のようにして、再設定されたブロックを構成する 6×6 個のセルに当てはめるべき分割画像が求められる。 6×6 個のセルに当てはめるべき分割画像が求められたら、新たにブロックの領域に入ってきた分割画像について、未取得の場合はWebサーバに要求し、Webサーバから既にダウンロードされてキャッシュメモリに保存されている分割画像についてはそれを読み出して、それぞれ該当するセルに当てはめて表示する（図6、図7、図9、図11等から明らかなように、セルに当てはめられてもブラウザの表示領域から外れている分割画像はその時点では表示されないが、スクロール操作によりブラウザの表示領域に入ってくれば表示できる状態になっている）。なお、図9に示したように、各分割画像が当てはめられるセルのセル番号（各分割画像に割り当てられるセル番号）は、分割画像ごとに一意的に定まっている。前回のブロックの再設定からブロック内にとどまっている（スクロール操作によってもブロック内から出なかった）分割画像については、セル番号の変更はない。」（段落【0042】）

10

15

20

「以上のブロックの再設定制御による、ブロックを構成する各セルに対する分割画像の当てはめの変更の一例を図14に示す。図14の各セル位置に記述されている数値のうち、上段は分割画像座標値を示し、下段はセル番号を示す。この例は、スクロール操作による画像の移動によって、セルの境界がブラウザの原点 $(0, 0)$ をX軸方向の右方向に1本だけ越えて、

25

Y軸方向には1本も越えていない場合（図14に示すように画像が移動した場合）を示す。」（段落【0043】）

上段:分割画像座標値
下段:セル番号

[4.6]	[5.6]	[6.6]	[7.6]	[8.6]	[9.6]
[4.0]	[5.0]	[6.0]	[7.0]	[8.0]	[9.0]
[4.7]	[5.7]	[6.7]	[7.7]	[8.7]	[9.7]
[4.1]	[5.1]	[6.1]	[7.1]	[8.1]	[9.1]
[4.8]	[5.8]	[6.8]	[7.8]	[8.8]	[9.8]
[4.2]	[5.2]	[6.2]	[7.2]	[8.2]	[9.2]
[4.9]	[5.9]	[6.9]	[7.9]	[8.9]	[9.9]
[4.3]	[5.3]	[6.3]	[7.3]	[8.3]	[9.3]
[4.10]	[5.10]	[6.10]	[7.10]	[8.10]	[9.10]
[4.4]	[5.4]	[6.4]	[7.4]	[8.4]	[9.4]
[4.11]	[5.11]	[6.11]	[7.11]	[8.11]	[9.11]
[4.5]	[5.5]	[6.5]	[7.5]	[8.5]	[9.5]

20:ブロック
22:セル

(a) 画像を移動する前

上段:分割画像座標値
下段:セル番号

[3.6]	[4.6]	[5.6]	[6.6]	[7.6]	[8.6]
[3.0]	[4.0]	[5.0]	[6.0]	[7.0]	[8.0]
[3.7]	[4.7]	[5.7]	[6.7]	[7.7]	[8.7]
[3.1]	[4.1]	[5.1]	[6.1]	[7.1]	[8.1]
[3.8]	[4.8]	[5.8]	[6.8]	[7.8]	[8.8]
[3.2]	[4.2]	[5.2]	[6.2]	[7.2]	[8.2]
[3.9]	[4.9]	[5.9]	[6.9]	[7.9]	[8.9]
[3.3]	[4.3]	[5.3]	[6.3]	[7.3]	[8.3]
[3.10]	[4.10]	[5.10]	[6.10]	[7.10]	[8.10]
[3.4]	[4.4]	[5.4]	[6.4]	[7.4]	[8.4]
[3.11]	[4.11]	[5.11]	[6.11]	[7.11]	[8.11]
[3.5]	[4.5]	[5.5]	[6.5]	[7.5]	[8.5]

20:ブロック
22:セル

(b) 画像を移動した後

【図14】

5

「なお、以上説明した実施の形態では、画像を縦横両方向に分割したが、縦横一方向にのみ分割することもできる。また、セル（枠要素）を縦横両方向に配列したが、縦横一方向のみに配列することもできる。また、分割画像およびセルを正方形としたが、長方形とすることもできる。分割画像およびセルを矩形以外の形状に分割することもできる。また、ブロックを構成するセル数を縦横同一としたが、縦横非同一とすることもできる。また、ブロックをブラウザの表示領域に対して予め1セル分左方向および上

10

方向にオフセットさせが〔原文ママ〕、オフセット量は2セル以上にする
こともできる。また、分割画像をサーバに予め用意してビューアからの要
求を待って送信するようにしたが、ビューアからの要求を待って分割画像
を生成して送信することもできる。また、初期表示した後、スクロール操
5 作を待ってその周囲の分割画像をダウンロードするようにしたが、初期表
示した後、スクロール操作を待たずにその周囲の分割画像を順次ダウンロ
ードすることもできる。また、新聞を閲覧する場合について説明したが、
その他の画像（例えば漫画）を閲覧する場合にもこの発明を適用できる。」

（段落【0054】）

10 (2) 本件特許の特許請求の範囲及び上記(1)の記載によれば、本件各発明は、
Webブラウザの表示領域よりも大きい画像をサーバからダウンロードして
ビューアに表示する方法に関するものであり、従来技術では、横縦のサイズ
（画素数）の大きい画像をダウンロードしてWebブラウザに表示するのに
長い待ち時間を要するという技術的課題があった。このような技術的課題を
15 解決するために、本件各発明は、Webブラウザの表示領域より大きい画像
の分割画像を、サーバから優先的にダウンロードして表示する構成（構成要
件1A）を採用することにより、ダウンロードしてWebブラウザに表示す
るまでの待ち時間を少なくするとともに、画像全体に対して限定された範囲
の分割画像を当てはめる複数の枠要素の配列をWebブラウザに設け、枠要
20 素を移動、削除及び追加することにより画像を相対移動させる構成（構成要
件1B及び1C）を採用し、画像を移動させるための演算を限られた枠要素
に限定し、画像全体を移動させる場合よりも演算量を減らすことにより、画
像の移動速度を速くすることを可能にするものであることが認められる。

2 被告地図表示方法の本件発明1の構成要件充足性（争点1）及び被告地図表
25 示方法の本件発明2の構成要件充足性（争点2）について

(1) 本件事案に鑑み、

争点 1-4、1-5、

1-6 及び 2-1 の

「各枠要素の原点の

(移動すべき) 座標

を(それぞれ)演算」

(構成要件 1 C、1

E、1 F、2 C、2 E

及び 2 F) の構成要件

充足性から判断する

(以下にいう㊦の

部分又は㊧の部分と

は、前記略称のとおり、

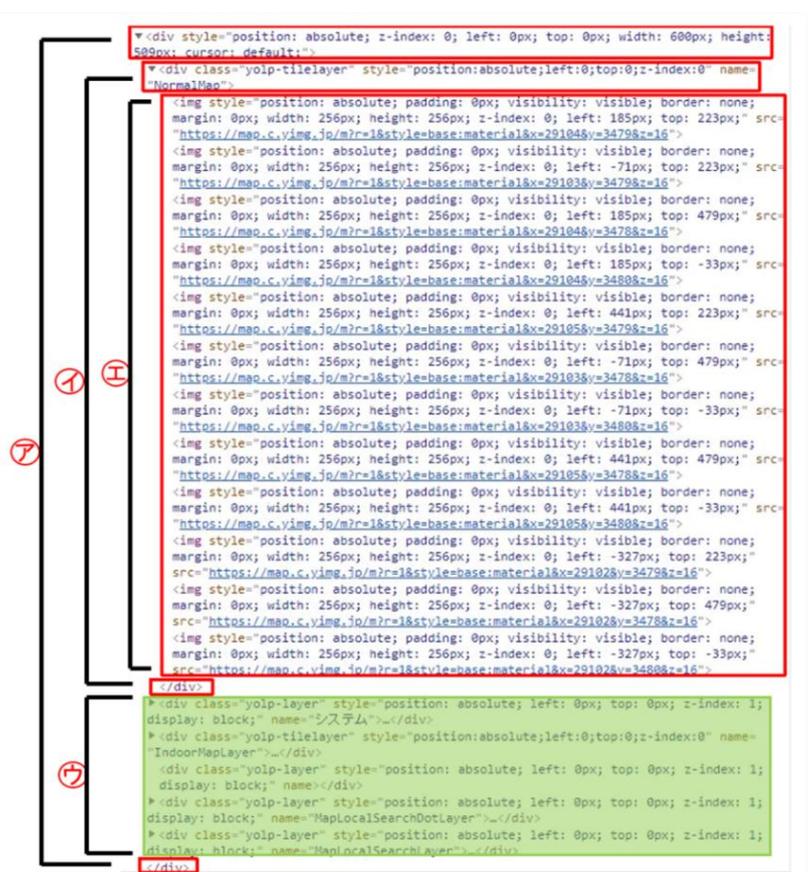
上記㊦又は㊧に

より囲まれた部分をいう。)

ア 「演算」の意義

構成要件 1 C、1 E、1 F、2 C、2 E 及び 2 F は、「各枠要素の原点の(移動すべき)座標を(それぞれ)演算」と規定していることからすると、本件各発明に係る構成は、文字どおり、各枠要素の原点の座標が直接演算されている必要があるものと解するのが相当であり、本件明細書等によっても、上記と異なる記載又は示唆を認めることはできない。

これを被告地図表示方法についていえば、上記にいう構成要件を充足するには、被告地図プログラムを受信して実行する Web ブラウザが、分割画像の移動に当たり、他の要素による座標系を変更する演算ではなく、その要素(㊧の部分)自体の座標である「left、top」の値を、直接演算することを要するものと解するのが相当である。そして、原告も、この



ような解釈を前提として、被告地図表示方法においては、被告ソースコードの要素 (㊦の部分) が本件発明にいう「枠要素」であり、img要素 (㊦の部分) の原点の座標が演算されていると主張する。

しかしながら、前記前提事実及び証拠 (乙59) によれば、被告地図表示方法では、ユーザが画面をスクロールした場合における分割画像の移動に当たり、div要素 (position) (㊧の部分) の「left、top」の値は変更されるものの、img要素 (㊦の部分) は、div要素 (position) (㊧の部分) と一体的に移動するため、img要素 (㊦の部分) の「left、top」の値は、一切変更されないことが認められる。

上記認定事実によれば、img要素 (㊦の部分) の原点の座標は、直接演算されているものと認めることはできない。そうすると、被告地図表示方法及び被告地図プログラムは、構成要件1C、1E、1F、2C、2E及び2Fを充足するものとはいえない。

イ 原告らの主張に対する判断

(ア) 原告らは、img要素 (㊦の部分) 自体の「left、top」の値は変化しないものの、div要素 (position) (㊧の部分) の開始タグの「left、top」の値を変更することによって、div要素 (position) (㊧の部分) の下の階層にあるimg要素 (㊦の部分) の描画上の絶対位置は変化するのであるから、このような変化を踏まえると、img要素 (㊦の部分) に係る上記絶対位置に関する演算がなされているはずであると主張する。

しかしながら、Webブラウザの処理を高速化又は効率化するというのは自明の技術的課題であり、このような課題を解決するために、Webブラウザが描画するに当たり、div要素 (position) (㊧の部分) の開始タグの「left、top」の値に基づく座標系を設定することで、上記絶対位置に関する演算をOS等に委ねたり、又は複数のimg要素 (㊦の部分) を一体化して取り扱うことで個別のimg要素に対しては上記絶対

位置に関する演算を行わないようにしたりすることは、技術常識を踏まえても、技術的に十分可能であるといえる。

5 そうすると、原告らにおいて上記にいう「演算」に係る具体的な主張立証がない以上、上記絶対位置に関する演算が実際にはされていない可能性を十分に否定することはできず、原告らの主張は、上記判断を左右するものとはいえない。したがって、原告らの主張は、採用することができない。

10 (イ) 原告らは、img要素(⊕の部分)には「position: absolute」が設定されており、証拠(甲31)によれば、この設定は、Webブラウザに対し、「要素の表示位置の計算方法の指定」を行うものであるから、当該指定を受けたWebブラウザが、img要素(⊕の部分)の表示位置を計算(レンダリング)するはずであると主張する。

15 しかしながら、原告らの主張を前提としても、上記の「要素の表示位置の計算方法の指定」は、他の要素(div要素)によって座標系(甲31にいう「基準位置」をいう。)が指定される場合に、個別のimg要素の表示位置に関して、いかなる演算を行うかを指示するものとはいえない。そして、上記構成要件にいう「演算」を充足するには、被告地図プログラムを受信して実行するWebブラウザが、分割画像の移動に当たり、他の要素による座標系を変更する演算によるのではなく、被告地図表示方法のimg要素(⊕の部分)の座標である「left、top」の値を、
20 直接演算することを要することは、前記において説示したとおりである。

そうすると、上記にいう「演算」に係る具体的な主張立証がない以上、原告らの主張が採用できないことは、上記と同様である。したがって、原告らの主張は、採用することができない。

25 (ウ) 原告らは、被告地図表示方法には、新たな画像のダウンロードを伴う構成があり、新たに含まれるimg要素(⊕の部分)の「top、left」の

値を求めるためには、div要素 (position) (㉞の部分) の左上の原点を基準とするimg要素 (㉟の部分) の原点の座標に基づく演算が必須であると主張する。

しかしながら、枠要素なしブロックの再設定をいうのは格別、img要素 (㉟の部分) が新たに含まれることは、構成要件1F及び2Fにいう「各枠要素の原点をそれぞれ移動する」に当たるということはできず、原告らの主張は、その前提を欠く。したがって、原告らの主張は、採用することができない。

(エ) その他に、原告らの主張は、上記にいう「演算」の意義を正解するものとはいえず、これを直接立証していない以上、いずれも採用の限りではない。

(2) 本件事案に鑑み、争点1-2、2-1及び2-4の「枠要素」への「分割画像」の「当てはめ」(構成要件1B、2B及び2F1)の構成要件充足性について判断する。

構成要件1B、2B及び2F1は、「分割画像」を「枠要素」に「当てはめ」るものとされている。この場合にいう「当てはめ」については、本件明細書等の【0030】は、「JavaScriptの関数は、「canvas sellX sellY」(sellX=00~05、sellY=00~05)のIDを持つDIVタグ(図4参照)を、このセルに当てはめる分割画像の座標値「image x y」のIDを持つIMGタグに変換し、該IMGタグのソースとして「image.cgi」(Webサーバ側の画像データ検索および転送モジュール)からの分割画像データを埋め込むことを意味する。」と記載していることからすれば、「当てはめ」とは、セル番号sellX、sellYで特定されるDIVタグを、分割画像データのIMGタグを含むものに変換することによってなされるものと解される。

そして、証拠(乙4、59)及び弁論の全趣旨により認められる技術常識によれば、imgタグは、src属性で示される画像を表示するために用いるタグ

であり、一般には画像の当てはめを受ける要素ないしは画像の当てはめを受ける要素を設定するものとは理解されていない。

上記構成要件、本件明細書等の各記載及び技術常識を踏まえると、「当てはめ」とは、単に、src属性を備えたimgタグがHTMLファイル上に存在するのみでは足りず、HTMLファイル上で、複数のセル（枠要素）に対応して存在するimgタグに対して、src属性の追記、変更その他の変換処理がなされることを要すると解するのが相当である。

これを被告地図表示方法及び被告地図プログラムについてみると、前記前提事実及び証拠（乙59）によれば、被告ソースコードのimg要素（㊦の部分）には、そもそもセル（枠要素）番号等が付与されておらず、img要素（㊦の部分）に対して、上記にいう変換処理がなされるものではない。

したがって、被告地図表示方法及び被告地図プログラムの各img要素（㊦の部分）について、分割画像の「当てはめ」がなされているとはいえず、被告地図表示方法及び被告プログラムは、構成要件1B、2B及び2F1を充足するものとはいえない。

なお、時機に後れた原告らの主張についても、被告が一応の反論を尽くしたため、念のため判断を示しておくとして、被告地図表示方法及び被告地図プログラムにおいては、新たな画像のダウンロードを伴わないスクロールでは、各img要素（㊦の部分）のsrc属性は変化しないのに対し、前記前提事実（被告の主張（第8準備書面）、乙59参照）によれば、新たな画像のダウンロードを伴うスクロールについては、表示領域をカバーするのに必要ないimg要素（㊦の部分）の属性の値を、表示領域をカバーするのに必要なimg要素（㊦の部分）の属性の値に書き換える場合があることが認められるものの、本件各発明とは異なり、書き換え前後でimg要素（㊦の部分）同士の位置関係が変わることからすると、上記にいう書き換えは、当該セル（枠要素）に対応して存在するimg要素（㊦の部分）に対する追記、変更とはいえず、上記にいう

変換処理であるということとはできない。

3 本件各発明の無効理由の有無（争点4）について

本件事案に鑑み、争点4-2（サポート要件違反及び実施可能要件違反の有無）につき、以下判断する。

5 (1) 特許請求の範囲の記載が明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載又はその示唆により当業者が当該発明の課題を解決できると認識
10 できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきである（知財高裁平成17年11月11日大合議判決、知財高裁令和2年7月2日判決参照）。

(2) 前記1(2)によれば、本件各発明は、Webブラウザの表示領域より大きい画像の分割画像を、サーバから優先的にダウンロードして表示する構成
15 （構成要件1A）を採用することにより、ダウンロードしてWebブラウザに表示するまでの待ち時間を少なくするとともに、画像全体に対して限定された範囲の分割画像を当てはめる複数の枠要素の配列をWebブラウザに
20 設け、枠要素を移動、削除及び追加することにより画像を相対移動させる構成（構成要件1B及び1C）を採用し、画像を移動させるための演算を限られた枠要素に限定し、画像全体を移動させる場合よりも演算量を減らすこと
25 により、画像の移動速度を速くすることを可能にするものであることが認められる。そうすると、Webブラウザが「ブロックの原点の移動すべき座標と前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標とに基づき各枠要素の原点の移動すべき座標をそれぞれ演算」する構成は、本件各発明の技術的思想を特徴付ける課題解決手段の一つであると認めるのが相当である。

しかしながら、本件明細書等には、「各枠要素の原点の移動すべき座標を

演算する」構成に関し、「前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標」という概念も、その数値も一切開示されていない。

5 そうすると、本件各発明は、上記にいう課題解決手段の具体的な構成が明らかにされていないのであるから、当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるといえず、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるともいえない。

したがって、本件各発明は、サポート要件に違反するものであり、特許無効審判により無効にされるべきものである。

10 これに対し、原告らは、本件明細書等の図10の記載によれば、上記にいう「前記ブロックの原点に対する各枠要素の原点の座標」が開示されている旨主張する。

しかしながら、上記図10の記載をみても、ここにいう演算は、「ブロックの原点」に対応する座標（ X_b0 、 Y_b0 ）のX座標（ $originX$ ）、Y座標成分（ $originY$ ）に対し、480を繰り返し加算するものにとどまり、上記に
15 いう「各枠要素の原点の座標」を開示するものとはいえない。

したがって、原告らの主張は、採用することができない。

4 その他

20 その他に原告らの主張立証を改めて検討しても、前記において説示したところを踏まえると、専門委員2名が参加した技術説明会における口頭議論の内容等に照らしても、原告らの主張は、前記判断を左右するものとはいえず、いずれも採用することができない。

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない。

25 なお、原告らは、口頭弁論が終結した後、令和7年10月2日付けで口頭弁論の再開を求めているところ、一旦終結した弁論を再開するか否かは当該裁判

坂 本 達 也

裁判官松川春佳は転補のため署名押印することができない。

5

裁判長裁判官

中 島 基 至